

# 欠

天、曷其有極。自今以往。吾其無意於人世一矣。當求數頃之田於伊潁之上。以待餘年。教吾子與汝子。幸其成長。吾女與汝女。待其嫁。如此而已。嗚呼。言有窮而情不可終。汝其知也邪。其不知也邪。嗚呼哀哉。尙饗。

## 鱷魚文

維年月日。潮州刺史韓愈。軍事衙推秦濟。以羊一。豬一。投惡谿之潭水。以與鱷魚食。而告之曰。昔先王既有三天下。烈山澤。罔繩擗刃。以除蟲蛇。惡物爲民害者。驅而出之。維年月日。潮州刺史韓愈。軍事衙推秦濟。をして、羊一猪一を以て、惡谿の潭水に投じて、以て鱷魚に與へて食はしめて、而して之に告げて曰く、昔は先王既に天下を有ち、山澤を烈し、繩を罔し刃を擗して、以て蟲蛇惡物の民害を爲す者を除き、驅つて之を四海の外に出せり。後王徳薄うして遠有する能はざるに及んでは、則ち江漢の間も、尙皆之を棄て、以て蠻夷楚越に與へたり。況んや潮は嶺海の間、京師を去ること萬里なるをや。鱷魚の此に涵淹卵育する、亦固より其所たり。今天子唐位を嗣ぎ、神聖慈武、四海の外、六合の内、皆撫して之を有す。況んや禹跡の拵ふ所、揚州の近地、刺史縣令の治する所、貢賦を出して以て天地

四海之外。及後王德薄。不能遠有。則江漢之間。尚皆瘞之。以與蠻夷楚越。況潮嶺海之間。去京師萬里哉。鱷魚之滄。卵育於此。亦固其所。今天子嗣唐位。神聖慈武。四海之外。六合之內。皆撫而有之。況禹跡所揜。揚州之近地。刺史縣令之所治。出貢賦。以供天地宗廟百神之祀。之壤者哉。鱷魚其不可與刺史雜處。此土上也。

● 文公潮州に至り民に問うて鱷魚の害を知り、斯の文を作つて察らしむ、其夕風雷あり、數日にして水涸れて西に徙ると六十里なりと傳ふ ● 官名 ● 潮州府城の東に在り ● 烈は烟なり、山濶を燒き立て、燭を網とし、刃もて魚龍を刺す云々 ● 濶く邊隅までを奄有するなり ● 身を肥大にし、子孫を繁殖す ● 大禹の足跡の及べる所

刺史受天子命守此土。治此民。而鱷魚悍然不安。谿潭據處。食民畜熊豕鹿豎。

刺史は天子の命を受けて此土を守り、此民を治むるに、而も鱷魚は悍然として、谿潭に安んぜず、據處して民畜熊豕鹿豎を食ひ、以て其身を肥し、以て其子孫を殖し、刺史と抗拒して、長雄たらんとを争ふ。刺史驚弱なりと雖も、亦安んぞ肯て鱷魚の爲に首を低れ心を下し、化化眼眼として民吏の羞を爲し、以て活を此

以肥其身。以種其子孫。與刺史抗拒。爭爲長雄。刺史雖驚弱。亦安肯爲鱷魚低首下心。化化眼眼。爲民吏羞。以偷活於此邪。且承天子命。以來爲吏。固其勢不得。不與鱷魚辯。鱷魚有知。其聽刺史言。潮之州。大海在其南。鯨鰐之大。蝦蟹之細。無不容歸。以生以食。鱷

に偷まんや。且つ天子の命を承けて、以て來つて吏と爲るや、固より其勢ひ鱷魚と辯せざるを得ず。鱷魚知ること有らば、其れ刺史の言を聽け。潮の州、大海其南に在り、鵬の大なる、蝦蟹の細なる、容歸して以て生じ以て食せざること無し。鱷魚朝に發して夕に至らん。今鱷魚と約す、三日を盡して、其れ醜類を率ゐて、南のかた海に徙り、以て天子の命吏を避けよ。三日能はずんば、五日に至れ。五日能はずんば、七日に至れ。七日能はずんば、是終に肯て徙らざるなり。是刺史有るも其言に聽従せざるなり。然らずんば則ち是鱷魚冥頑不靈にして、刺史言ふこと有りと雖も、聞かず知らざるなり。夫れ天子の命吏に傲つて、其言を聽かず、徙つて以て之を避けざると、冥頑不靈にして民物の害を爲す者とは、皆殺すべし。刺史は則ち材技の吏民を選び、強弓毒矢を操り、以て鱷魚と事に従ひ、必ず盡く殺して乃ち止まん。其れ悔ゆること無かれ。

● 目を張つて昂然たる貌 ● 鱷は鱷のたぐひ也 ● 刺史は治安を廢り、鱷魚は暴害を爲る、即ち鱷魚は刺史

魚朝發而夕至也。今與鱷魚一約。蓋三日。其串醜類。南徙於海。以避天子之命。史。三日不能。至五日。五日不能。至七日。七日不能。是終不肯徙也。是不有刺史聽從其言也。不然。則是鱷魚冥頑不靈。刺史雖有言。不聞不知也。夫傲天子之命。史不聽其言。不徙以避之。與冥頑不靈而為民物害者。皆可殺。刺史則選材技吏民。操強弓毒矢。以與鱷魚從事。必盡殺乃止。其無悔。

と相括抗して鱷長たらんとする者といふべし ① 恐懼に逼る鱷。恐れおどくとして民史の命を爲しなごら荷も生を此地に得んとするが如き事あらんやと也 ② 大魚大鳥なり ③ 大海の能く大小の物を容るゝを謂ふ ④ 鱷物の族類 ⑤ 頑固冥昏にして靈なざる也 ⑥ 戰闘争奪を爲し

卷之七

柳宗元子厚著

淮夷を平ぐる雅を獻する表

臣宗元言。臣負罪竊伏。違尚書牋奏。十有四年。聖恩寬宥。命守遐壤。懷印曳紱。有社有人。臣宗元誠感誠荷。頓首頓首。伏惟睿聖文武皇帝陛下。天造神斷。克清大慙。金鼓

臣宗元言す、臣罪を負うて竊伏し、尚書の牋奏に違ふこと、十有四年なり。聖恩寛宥、命じて遐壤を守らしめ、印を懷き紱を曳く。社有り人あり、臣宗元誠感誠荷、頓首頓首。伏して惟ふに容聖文武皇帝陛下、天造の神斷、大慙を克清し、金鼓一たび動いて、萬方畢く臣たり。太平の功、中興の徳、千古に推校するに、與に讓る所無し。因つて伏して自から村度するに、方剛の力有つて、戎行に備り、死命を致すことを得ず、況んや今己に事無きをや。國恩に報ぜんことを思ふに、獨惟文章あるのみ。伏して見るに周の宣王の時中興を稱し、其道彰大にして、後に於て及ぶこと罕なりき。然して詩の大小雅に徴するに、其徒を選して

一動。萬方畢。臣。太平之功。中興之德。推。校。千古。無。所。與。讓。因。伏。自。付。度。有。二。方。剛。之。力。不。得。備。戎。行。致。死。命。況。今。已。無。事。思。報。國。恩。獨。惟。文章。伏。見。周。宣。王。時。稱。中。興。其。道。彰。大。於。後。聖。及。然。微。於。詩。大。小。雅。其。選。徒。出。狩。則。車。攻。吉。日。命。官。分。士。則。崧。高。韓。奕。燕。人。南。征。

出狩するや、則ち車攻吉日あり。官に命じて土を分つは、則ち崧高韓奕燕人あり。南征北伐すれば、則ち六月采芑あり。淮夷を平ぐれば、則ち江漢常武ありて、鏗鏘炳耀、人の耳目を温せり。故に宣王の形容と其輔佐と、今より之を望めば、神人の若く然り。此れ他無し、雅を以ての故なり。臣伏して見るに、陛下位に即いてより以來、夏州を平け、劍南を夷け、江東を取り、河北を定め、今又天衷より發して、淮右を克蕪す。而るに大雅作らず。臣誠に不佞なり、然れども憤踊に勝へず。

● 元和十二年裴度奉命討元元、子厚此表を作りて之を讀美す ● 流刑に對うて遷徙せるを曰ふ ● 禮部郎の掌る所 ● 遷地たり、柳州の刺史たるを謂ふ ● 刺史の印を預り印綬を持つるを得 ● 其の作せる ● 大雅元兇 ● 千古の史上未だ其健匹を見ず ● 柳子厚氣力未だ衰へず戎列に就くを得べきに軍流の身奈何ともし難し ● 厲王の子にして中興と稱せらる ● 共に詩小雅の詩章、其攻は宣王復古の政を是め古日は附屬をばむ ● 詩經大雅の篇、燕人は燕氏を正とす ● 詩小雅豳 ● 詩經大雅 ● 鏘鏘の聲と旌旗の影との形容 ● 蕪かすなり、靈勳の義 ● 夏州は楊忠武、劍南は劉闢、江東は李錡、河北は王承宗等 ● 不才なれども、遠隔に堪へざるなり

北伐。則六月采芑。平淮夷。則江漢常武。鏗鏘炳耀。盡入耳目。故宣王之形容與其輔佐。由今望之。若神人然。此無他。以雅故也。臣伏見陛下自即位以來。平夏州。夷劍南。取江東。定河北。今又發自天衷。克蕪淮右。而大雅不作。臣誠不佞。然不勝憤踊。

伏以朝多文臣。不三敢。盡專。數事。謹撰。平淮夷雅。二篇。雖不及。尹吉甫。召穆公等。庶施。諸後代。有以。佐唐之光明。謹味。死再拜。以獻。臣宗元誠。恐。誠。頓首。頓首。謹言。皇武。命。丞相。度。董。師。集。大功。也。皇。

伏して以みるに朝に文臣多し、敢て盡く數事を專にせず。謹んで平淮夷の雅二篇を撰す。尹吉甫・召穆公等に及ばずと雖も、庶くは諸を後代に施さば、以て唐の光明を佐くること有らん。謹んで味死再拜して以て獻す。臣宗元誠恐誠懼、頓首頓首、謹言。皇武。丞相度に命じて師を董し、大功を集さしむ。皇いに其武を著す、激に淮に、既に乃の車に申し、蔡を環つて其れ來る。狡衆皆闇、毒を醒より甚しうし、狂奔叫喚、以て大刑を干す。皇、度に咨る、惟汝徳を一にせよ。誅を曠しうすること四紀なり。其れ汝を後つて克たん。汝に斧鉞を錫ふ、其れ往いて師を視よ。師は是蔡人、以て宥し以て釐せよと。度拜稽首して、

著其武。於澠  
於淮。既中乃  
車。環蔡其來。  
狡衆昏醫。甚  
毒於醒。狂奔  
叫嗷。以于大  
明。皇亦於度。  
惟汝一德。曠  
誅四紀。其後  
汝克。錫汝斧  
鉞。其往視師。  
師是蔡人。以  
宥以釐。度拜  
稽首。願於元龜。  
出次於東。天子  
餞之。樂舞是崇。  
鼎鑪俎臠。五獻百籩。凡百卿士。班以周旋。

既涉於澠。乃  
翼乃前。執圖  
厥猶。其佐多  
賢。宛宛周道。

元龜を廟にす。既に禱し既に類し、社に是宜し。金節煌煌たり、錫盾雕戈、犀  
甲熊旂、威命是荷す。度拜稽首し、出で東に次す。天子之を餞す。樂舞是崇つ。  
鼎を俎にし臠を俎にし、五獻百籩。凡百の卿士、班して以て周旋す。

● 子厚自ら以上の歌功を併せんとせざるとなり ● 周宣王の名臣、上流の大小雅は大抵尹吉甫の作なり ●  
死罪を誅記す ● 皇武は篇名、丞相以下十字は小序なり ● 共に水石 ● 節り修めて ● 賊業愚昧酒害上  
り甚し ● 大歴十四年李希烈を討してより十年までを謂ふ、一紀は十二年 ● 蔡人の爲に亂を除き罪を宥し  
一 整治せよ ● 大龜を以て廟にトす ● 福、宜は共にいくさ祭の名 ● 錫製の盾、彫琢したる戈 ●  
犀皮の甲、熊虎の旗 ● 共に酒器 ● 羊家の腎肉を膾とし、大嘗を臠とす ● 禮記に一獻は質、三獻は文、  
五獻は樂云々と見ゆ

既馮既類。於社是宜。金節煌煌。錫盾雕戈。犀甲熊旂。威命是荷。度拜稽首。  
出次於東。天子餞之。樂舞是崇。鼎鑪俎臠。五獻百籩。凡百卿士。班以周旋。

既に澠を涉り、乃ち翼し乃ち前む。孰か厥猶を圖る、其佐、賢多し。宛宛たる周道  
山に川に、遠く揚り廻く昭らし、陟降連連たり。我旆我旂、道に陌に、羣師に訓

於山於川。遠  
恭邇昭。陟降  
連連。我旆我  
旂。於道於陌。  
訓於羣師。拳  
勇來格。公曰  
徐之。無特爾  
額。式和爾容。  
惟義之宅。進  
次於蹕。彼昏  
卒狂。哀兇鞠  
頑。鋒鋦斧螭。  
赤子匍匐。厥  
父是亢。怒其  
軌芽。以悖太  
陽。王旅渾渾。  
是佚是怙。既  
獲敵師。若讖  
得備。蔡兇伊  
窘。悉起來聚。

し、拳勇來り格る。公の曰く之を徐にせよ、額額を恃む無かれ、式つて爾の容  
を和け、惟義に之宅せよと。進んで陌に次するに、彼昏うして卒に狂し、兇を  
哀め頑に鞠け、鋒鋦斧螭、赤子匍匐し、厥父に是亢し、其軌芽を怒らせ、以て太  
陽に悖る。  
王の旅渾渾たり、是れ佚し是怙む。既に敵師を獲て、饜るて師を得たるが若し。  
蔡兇伊れ窘み、悉く起りて來り聚る。左に其虛を擣き、厥膚を愆る靡し。  
杖ち鬪き載ち蔽ひ、丞相是臨む。其武刑を弛うして、我徳心を憚す。其危き  
は既に安く、長く林の如くなる有り。曾て是の誰譎も、化して調吟と爲りぬ。  
皇曰く、來りて歸つて汝復予を相けよと。之を成國に爵し、非するに夏の墟を  
以てす。度拜稽首す。天子聖神、度拜稽首す。皇いに下人を祐く。淮夷既に平ぎ、  
是朔南に震ふ。廟に宜しく郊に宜し、以て德音を告げ、牛を歸し馬を休め、稼を  
野に豊にす。我が武惟皇いに、永く無疆を保たん。

左擣其虛。靡  
愆厥虞。載關  
載。丞相是  
臨。弛其武刑。  
論我德心。其  
危既安。有二長  
如。林。曾。是。謹  
諒。化。爲。謳。吟。  
皇曰來歸。汝復  
相予。爵之成國。  
昨以夏墟。拜橋  
首。天子聖神。度  
拜橋首。皇祐下  
人。淮夷  
既平。雲。是。朝  
南。宜。廟。宜。郊。  
以告德。音。歸  
牛。休。馬。豐。三  
稼。於。野。我武  
惟皇。永保無疆。

● 大名、關水に注ぐ ● 靡は靡(ハカリゴト)なり ● 馬、韓、李正封、馮宿、李宗、等 ● 大道 ● 或  
は登り或は降り、道程の陸離として絶えざるをいふ ● 學は力也、勇力の士の來り至るをいふ ● 勇悍にして  
休息を須ひざる貌 ● 鋒は朔の如く斧は鏃 如し。鏃は鏃也 ● 蔡の人民匍匐して父たる皇帝に叛く ● 義  
の萌芽する心を怒らせし太陽の如き王師に抗する也 ● 衆望の貌 ● 皇軍勢昂つて敵を呑むを謂ふなり  
● 降將李祐が策によつて計謀成就せしを謂ふ ● 道を開き朽腐を拂ふ ● 驚恐疾呼するを ● 昨は報  
也、功にむくいて封ずるをいふ。昔の地は上代の夏禹の都ありし地なり、聖度管國公を受く ● 干戈を休めて用  
ひざるを示す ● 曠に耕作して永遠の太平を享けん

方城。命。愬。守  
也。卒。入。蔡。得  
其大醜。以平  
淮右。方城臨  
臨。士卒峙之。  
匪。微。匪。彼。皇  
有。正。命。皇。命  
於。愬。往。舒。余

方城。愬に命じて守らしむるに、卒に蔡に入り、其大醜を得て、以て淮右を平  
ぐ。方城臨臨たり、士卒之に峙ふ。微むるに匪す競ふに匪す、皇いに正命有り。  
皇、愬に命ず。往いて余が仁を舒べて、彼艱頑を踏し、柔惠是馴せよと。愬拜し  
て命に即き、皇の訓に於てし、既に勦ぎ既に攻め、以て厥刃を後へにす。王師崑  
崑たり、熊羆是式る。勇を衝み力を韜み、日に予が殛を思ふ。寇皆にして以て

仁。階。彼。艱。頑。  
柔。惠。是。馴。愬  
拜。即。命。於。皇  
之。訓。既。勦。既  
攻。以。後。厥。刃。  
王。師。崑。崑。熊  
羆。是。式。衝。勇  
韜。力。日。思。予  
殛。寇。皆。以。狂。  
敢。蹈。懸。疆。士  
獲。厥。心。大。祖  
高。驥。長。戟。會  
牙。繁。其。綏。章。  
右。剪。左。屠。聿  
禽。其。良。其。良  
既。宥。告。以。父  
母。恩。柔。於。肌。  
卒。賈。爾。有。維。彼  
攸。恃。乃。值。乃。誘。  
維。彼。攸。宅。乃。發  
乃。守。其。恃。爰。獲。  
我。功。我。多。陰。謀  
厥。圖。以。究。二

狂し、敢て愬が疆を踏む。士厥心を獲て、大祖高驥し、長戟會牙、繁たる其  
綏章、右に剪り左に屠り、聿に其良を禽にす。其良既に宥し、告ぐるに父母  
を以てす。恩は肌より柔なり。卒に爾が右を貢す。維彼の恃む攸、乃ち偵し  
乃ち誘す。維彼の宅る攸、乃ち發し乃ち守る。其恃爰に獲、我功我多し。陰に厥  
圖を謀し、以て爾の詭を究む。雪を雨らす洋洋たり。大風來り加はる。於に其  
寒を煖にし、於に其遐きを邇くす。

● 篇名。題以下十五字は小序なり ● 吳元濟 ● 方城高大、士卒亦多し ● 我より求めず我より説はば、  
自命によるのみ ● 仁惠を以て之を懐けよ ● 仁惠を以てする也 ● 高くして別論す所あるなり ● 王  
師皆勇力を持して李祐が大醜を殽する日を想ふ ● 大いに肌ぬぎ首を高くあげ ● 衆は衆章ある貌。聲は引い  
て車に上るもの ● 丁士良禽せられて許され、亦策を献じて陳光洽を禽にす。吳秀機降る ● 天子鴻恩を被  
す ● 秀機愬に勤めて李祐を禽にす、祐は愬の侍みとせし名將なり ● 曠の情偏を知す ● 曠の仁愛  
自然に夢も囁もる恐あらしむ

汝陰之茫。懸瓠之峩。是震是拔。大猷既靡。家狡虜既靡。輸於國都。不之市人。即社行誅。乃輸乃止。蔡有厚喜。完其室家。仰父俯子。汝水云云。既清而瀾。蔡人行歌。我步逶遲。蔡人歌矣。蔡風和矣。孰願蔡初。胡歎爾居。式慕以康。爲愆有餘。是究是杏。皇德既舒。皇曰杏慙。

汝陰の茫たる、懸瓠の峩たる、是震ひ是抜き、大いに厥家を殲す。狡虜既に靡し、國都に輸す。之を市人に示して、社に即いて誅を行ふ。乃ち輸し乃ち止む。蔡に厚喜有り、其室家を完うす。仰いで父とし俯して子とす。汝水云云、既に清うして瀾る。蔡人行歌す。我歩逶遲たり。蔡人歌へり。蔡風和す。孰か蔡の初に願せる。胡ぞ爾が居を歎する。式て慕ひ以て康く、愆を爲すこと餘り有り。是究め是杏り、皇德既に舒ぶ。皇曰く杏慙、乃父の功を裕にせよ。昔我文祖、惟西平是庸ふ。内家に誨へ、外邦に刑れり。孰か蔡人、而かも率從せざらんや。蔡人率ふ、惟西平子有るなり。西平、子有るは、惟我臣有るなり。嗚か大邦に允して、我人を惠せしむる。廟に功を告げて、以て萬方を願る。

● 汝陰は地名。懸瓠は城名 ● 吳元濟生寓せらる、轉して京師に送る ● 廟に獻ずるなり ● よく説諭して師を止め蔡人に厚き悦を興ふ ● 元濟の降るや翌其後一人をも誅せず ● 諒の節、聖者は誰かの意 ● 破盟せしめしは誰ぞ ● 力の及ぶ所を究む ● 蔡が父戚、德宗に仕へ朱泚の亂を平げて西平王に封ぜらる ● 西平王に子ありたり、是に應あるを謂ふ ● その功を宗廟に告げ ● 而してなほさらに四方の諸國をよく願

み視ると也

稽乃父功。昔我文祖。惟西平是庸。内誨於家。外刑於邦。孰是蔡人。而不率從。蔡人率止。惟西平有子。西平有子。惟我有臣。嗚允大邦。俾惠我人。於廟告功。以顯萬方。

稽乃父の功。昔我文祖。惟西平を庸ふ。内誨を於て家。外刑を於て邦。孰は蔡人。而不率從。蔡人率止。惟西平に子あり。西平に子あり。惟我に臣あり。嗚允大邦。俾惠を我人。於て廟に告功。以て萬方を顯す。

復讎を駁する議

臣伏見。太后時。有同州下邳人徐元慶者。父爽爲縣尉。趙師韞所殺。卒能手刃父讎。東身歸罪。當時諫臣陳子昂。建誅之。而旌其閭。且請編之於令。永爲中國

臣伏して見るに、太后の時、同州の下邳の人徐元慶といふ者有り、父爽が縣尉趙師韞の殺す所と爲るや、卒に能く手づから父の讎を刃し、身を束ねて罪に歸す。當時の諫臣陳子昂、議を建て、之を誅して其閭に旌し、且つ之を令に編して、永く國典と爲さんと請へり。臣竊に獨り之を過てりとす。臣聞く、禮の大本は、以て亂を防ぐなりと。賊虐を爲す無れと曰ふが若し。凡そ子たる者は、殺して赦す無けん。刑の大本も、亦以て亂を防ぐなり。賊虐を爲すこと無れと曰ふが若し。凡そ治を爲す者は、殺して赦す無し。其本は則ち合へども、其用は則ち異

典。臣竊獨過之。臣聞禮之大本。以防亂也。若曰無爲二賊虐。凡爲子者。殺無赦。刑之大本。亦以防亂也。若曰無爲二賊虐。凡爲治者。殺無赦。其本則合。其用則異。旌與誅。莫得而並焉。誅其可誅。旌其可旌。旌謂僭。禮禮甚矣。果以是示於天下。傳於後代。趨義者不知所向。違害者不知所立。以是爲典。可乎。

蓋聖人之制。窮理以定賞罰。本情以正褒貶。統於一而已矣。僞使

り。旌と誅と、得て並ぶこと莫し。其旌すべきを誅す、茲を濫と謂ふ。贖刑甚し。其誅すべきを旌するは、茲を僭と謂ふ、壞禮甚し。果して是を以て天下に示し、後代に傳へなば、義に赴く者は向ふ所を知らず、害を違くる者は立つ所を知らざらん。是を以て典と爲すこと可ならんや。

- 則天武后の時 ● 復讐の事は唐史李友弼に見ゆ ● 子昂當時左拾遺の官に在り ● 門閭に匿せず
- 政法の亂を防ぐ ● 理に當らずして人を殺す、之を賊虐といふ。子たる者、更なる者、皆之を殺すとを得る也
- みだる也 ● 刑の精神をけがす ● いつはる也 ● 復讐の志あるもの逃むべき路を知らず、法史の贖

蓋し聖人の制は、理を窮めて以て賞罰を定め、情に本づいて以て褒貶を正し、一に統ぶるのみ。嚮に其誠僞を刺識して、其曲直を考正し、始めを原ねて其端を求めしめば、則ち刑禮の用、判然として離れん。何となれば若し元慶の父、公罪

刺。識其誠僞。考正其曲直。原始而求其端。則刑禮之用。判然離矣。何者。若元慶之父。不陷於公罪。師韞之誅。獨以其私怨。奮其吏氣。虐於非辜。州牧不知罪。刑官不知問。上下蒙冒。顛號不聞。而元慶能以戴天爲大恥。枕戈爲得禮。處心積慮。以衝二賊人之胸。介然自

に陥らず、師韞の誅、獨り其私怨を以て、其吏氣を奮ひ、非辜を虐するに、州牧罪するを知らず、刑官問ふことを知らず、上下蒙冒、顛號すれども聞えずして、而して元慶能く天を戴くを以て大恥と爲し、戈を枕にして禮を得と爲し、心を處き、慮を積み、以て驕人の胸を衝き、介然自ら克ち、死に即いて慙むる無くんば、是禮を守つて義を行ふなり。事を執る者、宜しく慚色有つて、將に之を謝せんとして暇あらざるべし。而るを又何ぞ誅せんや。其れ或は元慶の父罪を免れず、師韞の誅、法を恕らすんば、是吏に死するに非ずして、是法に死するなり。法は其れ驕とすべけんや。天子の法を驕として、法を奉ずるの吏を賤ふは、是悖戾にして上を凌ぐなり。執へて之を誅するは、邦典を正す所以なり。而るを又何ぞ旌せんや。且つ其議に曰く、人必ず子有り、子必ず親有り、親親相驕とせば、其亂誰か救はんと。是禮に惑へるや甚し。禮の所謂驕とは、蓋し其冤抑沈痛して、號して告ぐる無きものなり。罪に抵り法に觸れて、大戮に陥るを謂ふに非



克。即死無憾。是守禮而行。義也。執事者。宜有慚色。將謝之。不暇。而又何誅焉。其或元慶之父。不免於罪。師讎之誅。不償於法。是非死於吏也。是死於法也。法其可讎乎。讎天子之法。而戕奪法之吏。是悖驚而凌上也。執而誅之。所以正邦典。而又何旌焉。且其誦曰。人必有子。子必有親。親相讎。其亂誰救。是惑於禮也。甚矣。禮之所謂讎者。蓋其冤抑沈痛。而號無告也。非謂抵罪觸法。陷於大戮。而曰彼殺之。我乃殺之。不謂曲直。暴寡臨弱而已。其非經非聖。不亦甚哉。

周禮。調人掌三司萬人之讎。凡殺一人而讎。其一事について理を窮め情に本づきて處理するのみ。正邪曲直を決断す。更なるの意氣、所謂殺人根性也。罪過に非ざる人民。州の縣令。上下皆欺きくちまされ。孤子天地に呼喚す。禮記曲禮に、父の仇は俱に天を敵かす云々。禮記に、父母の讎に居ては古に讐ね干す枕にして仕へず云々と出づ。心を復讐に置き、怨を敵人の間を窺ふに措む。獨立して心動かざる貌。理に悖り法に徴つて上を刺するなり。甲の子乙を殺し、乙の子甲の子を殺し、順次相絶えざるを指す。彭越の情内に鬱結し、號泣して之を訾へんとするも以て告ぐる無き也。

周禮。調人掌三司萬人之讎。凡殺一人而讎。周禮に、調人は萬人の讎を掌司すと。凡そ人を殺して義ある者は、讎するなからしむ。之を讎すれば則ち死す。反殺する者有れば、邦國父之之を讎とす。又安んぞ親親相讎するを得んや。春秋公羊傳に曰く、父誅を受けずんば、子讎を復して可なり。父誅を受くるに子讎を復するは、此れ刃を推すの道なり。讎を復して害を除かずと。今若し此を取つて、以て兩下相殺すを断せば、則ち禮に合はん。且つ夫れ讎を忘れざるは孝なり、死を愛まざるは義なり。元慶能く禮に越えず、孝に服して義に死せば、是必ず理に達して道を聞く者ならん。夫れ理に達し道を聞くの人は、豈其れ王法を以て敵讎と爲す者ならんや。讀者反つて以て戮を爲すは、刑を踐り禮を壞る、其以て典と爲すべからざるや明かなり。請ふ臣が義を下して令に附し、斯獄を断する者有らば、宜しく前議を以て事に従はしむべからず。謹んで議す。

者。令勿讎。讎之則死。有反殺者。邦國交讎之。又安得親親相讎也。春秋公羊傳曰。父不受誅。子復讎可也。父受誅。子復讎。此推刃之道。復讎不除害。今若取此以斷兩下相殺。則合於禮矣。且夫不忘讎。孝也。不愛死。義也。元慶能不越於禮。服孝死義。是必達理而聞。

● 書名、周代の官制を載す ● 官名、萬民の難を掌つて之を調和する官 ● 反は復なり、かたきを取り其道族に及ぶまで其力を竭めんとするなり ● 官より誅せらるべき當然の罪過なき時は ● 公羊傳の註に一往一來の義といへり、お互に相殺して已む時なき也 ● 讐を取るのみ、其族に及ばざるなり ● 兩々相殺すこと師讐が典を殺し、元慶が讎讐を殺すが如し ● 合法に圖次す ● 聖子昂の誦を指す

道者也。夫達理開道之人。豈其以王法爲敵。議者反以爲難。黷利壞禮。其不可不爲。典明矣。請下臣議。附於令。有斷斯獄者。不宜以前議。從其事。謹議。

桐葉弟を封する辯

古之傳者有言。成王以桐葉。與小弱弟。戲曰。以封汝。周公入賀。王曰。戲也。周公曰。天子不可戲。乃封小弱弟於唐。吾意不然。王之弟當封耶。周公宜以時言於王。不待其戲而賀。以成之。

古の傳ふる者言へること有り、成王桐葉を以て小弱弟に與へ、戯れて曰く、以て汝を封せんと。周公入つて賀す。王曰く、戯なりと。周公曰く、天子は戯るべからずと。乃ち小弱弟を唐に奉ずと。吾意ふに然らじ。王の弟當に封ずべからんか、周公宜しく時を以て王に言ふべし、其戲を待つて賀して以て之を成さざるなり。當に封ずべからざらんか、周公乃ち其中らざとの戲を成して、地を以てし人を以てして、小弱者に與へ、之が主と爲さば、其れ聖たるを得んや。且つ周公、王の言苟もすべからざるのみを以て、必ず従つて之を成さんか。設し不幸にして王桐葉を以て婦寺に戯るゝ有らば、亦將に擧げて之に従はんとするか。凡そ

也。不當封耶。周公乃成。其不中之戲。以地以人。與小弱者。爲之主。其得爲聖乎。且周公以下王之言。不可苟焉。而已必從而成之耶。設有不幸。王以桐葉。戲婦寺。亦將擧而從之乎。凡王者之德。在行。之何若。設未得。其當。雖二十易。之不爲病。要於其當。不可使易也。而況

王者の徳は、之を行ふ何若在り。設し未だ其當を得ずんば、十たび之を易ふと雖も病と爲さじ。其當に於て易へ使むべからざるを要するのみ。而るを況んや其戲を以てするをや。若し戲にして必ず之を行はば、是周公、王に過を遂ぐるを教ふるなり。吾意ふに周公の成王を輔くるや、宜しく道を以てし、從容優樂、之を大中に歸するを要むべきのみ。必ず其失を逢へて之が辭を爲さじ、又當に之を束縛し、之を馳驟して、牛馬の若く然らしむべからず。急なれば則ち敗るればなり。且つ家人父子も、尙此を以て自ら克つ能はず、況んや號して君臣と爲れる者をや。是直に小丈夫軼軼たる者の事のみ、周公の用ふべき所に非ず。故に信すべからざるなり。或人曰く、唐叔を封するは、史佚之れを成すと。

- 呂氏春秋、說苑等を稱す
- 桐葉を削つて珪の形としたるもの。珪は諸侯を封するしとして與ふるもの也
- 唐叔虞 名は且、武王の弟成王の叔父
- 史佚曰く天子に戲言なし云々
- 其戲言を本物としそれによつて封するを成す
- 道理に中らざる也
- 婦人宦官の類
- 之を行ふの善惡如何によるのみ
- 當を得れば決して易へざるを要す
- 大か至正の由道に歸す
- 王をして行ふを得ざらしめ又は王をして無

以<sub>レ</sub>其戲<sub>一</sub>乎。若<sub>レ</sub>戲而必行<sub>レ</sub>之。是周公教<sub>二</sub>王<sub>一</sub>。遂<sub>レ</sub>過也。吾意周公輔<sub>二</sub>成王<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>道。從容優樂。要<sub>レ</sub>歸<sub>二</sub>之<sub>一</sub>。大中<sub>二</sub>而已<sub>一</sub>。必不<sub>レ</sub>逢<sub>二</sub>其失<sub>一</sub>。而爲<sub>レ</sub>之辭。又<sub>レ</sub>不當<sub>レ</sub>東<sub>二</sub>縛<sub>一</sub>之。馳<sub>二</sub>驟<sub>一</sub>之。使<sub>レ</sub>若<sub>二</sub>牛馬<sub>一</sub>。然<sub>レ</sub>急則敗矣。且家人父子。尙不能<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>此自克。況號爲<sub>二</sub>君臣<sub>一</sub>者耶。是直小丈夫。駭<sub>レ</sub>動<sub>レ</sub>者之事。非<sub>二</sub>周公所宜<sub>一</sub>用。故不可<sub>レ</sub>信。或曰。封<sub>二</sub>唐叔<sub>一</sub>。史佚成<sub>レ</sub>之。

理に行かしのる類 王を製すること急激なれば君臣の道敗す 東歸歸に堪ふる能はず 小曾の小人 史記の晉世家に見ゆ

晋文公既受<sub>二</sub>原<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>王。難<sub>二</sub>其守<sub>一</sub>。問<sub>二</sub>寺人勃鞞<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>界<sub>二</sub>趙衰<sub>一</sub>。余謂<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>原政<sub>レ</sub>之大者也。所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>天子<sub>一</sub>。樹<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub>功。致<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>詰<sub>レ</sub>侯。不<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>媿<sub>一</sub>。近<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>泰<sub>二</sub>王<sub>一</sub>。

晋文公原を守るを問ふ議

晋の文公既に原を王に受けて、其守を難んじ、寺人勃鞞に問うて、以て趙衰に界ふ。余謂ふ原を守るは政の大なる者なり。天子に承け、霸功を樹て、命を諸侯に致す所以なり。宜しく謀 媿近に及ぼし、以て王命を忝しむべからず。而るに晉君大任を擇ぶに、朝に公議せずして、宮に私議し、博く卿相に謀らすして、獨り寺人に謀れり。或は衰の賢なる以て守るに足り、國の政敗を爲さずと雖も、而れども賢を賊ひ政を失ふの端、是由り滋からん。況んや其時に當つて、謀議

命<sub>一</sub>而晉君擇<sub>二</sub>大任<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>朝。而私<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>宮。不<sub>レ</sub>博<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>卿相。而獨<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>寺人。雖<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>衰<sub>レ</sub>之賢足<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>國之政。不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>敗<sub>レ</sub>。而賊<sub>レ</sub>賢<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>之端。由<sub>レ</sub>是滋<sub>レ</sub>矣。況<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>其時<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>乏<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>議<sub>レ</sub>之臣<sub>一</sub>乎。狐偃爲<sub>二</sub>謀<sub>一</sub>。臣<sub>一</sub>先<sub>レ</sub>軫<sub>レ</sub>將<sub>二</sub>中軍<sub>一</sub>。晉君疏<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>。乃卒定<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>內豎<sub>一</sub>。其可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>法乎。且晉君將<sub>レ</sub>襲<sub>二</sub>齊桓<sub>一</sub>之業。以<sub>レ</sub>翼<sub>二</sub>天子<sub>一</sub>。乃大志也。然而齊桓任<sub>二</sub>管仲<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>興<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>豎刁<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>敗<sub>レ</sub>。則獲<sub>レ</sub>原啓<sub>レ</sub>。適<sub>レ</sub>其始<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>。所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>觀<sub>レ</sub>視<sub>レ</sub>諸侯<sub>一</sub>也。而乃背<sub>レ</sub>其所以興<sub>レ</sub>跡<sub>レ</sub>。其所以敗<sub>レ</sub>。

の臣に乏しからざるをや。狐偃謀臣たり、先軫中軍に將たり。晋君疏んじて咨らず、外にして求めず、乃ち卒に内豎に定む、其れ以て法と爲すべけんや。且つ晋君將に齊桓の業を襲ぎ、以て天子を翼けんとす、乃ち大志なり。然り而して齊桓は管仲に任じて以て興り、豎刁を進めて以て敗る。則ち原を獲て疆を啓くは、適に其始政、諸侯に觀視する所以なり。而るに乃ち其興る所以に背いて、其敗る、所以に跡せり。

- 左傳僖公二十五年晉公原を王より受く。原は地名なり
- 媿近の宦官也
- 晉の大夫にして賢名あり
- 王者の政を手に把るを霸とす。霸は把なり
- 晉の政を指す。宮は後宮即ち御内儀にて宦官等の居る所也
- 晉國の政法敗亂することなかりしとはいへ
- 晉文公の臣なり、左傳僖公二十八年の條を見るべし
- 齊の桓公立つや鮑叔牙管仲を薦む、公之を用ひて齊遂に霸たり、その四十一年管仲病む、豎刁長牙開方鉅比進み、國大いに衰ふ
- 齊桓の興起せし時のマリア方に從はずして、却て其敗れし時のマリア方に從ふ

然而能謂諸侯者以土則大。以力則張。以義則天子之冊也。誠畏之矣。烏能得其心服哉。其後景監得三以相衛鞅。弘石得三以殺望之。誤之者晉文公也。嗚呼。得賢臣以守大邑。則問非失也。蓋失問也。然猶羞當時。陷後代。若此。況於問與。擊。又兩失者。其何以救之。

然而而して能く諸侯に霸たりし者は、土を以てすれば則ち大、力を以てすれば則ち強、義を以てすれば則ち天子の冊なり、誠之を畏るゝなり。烏んぞ能く其の心服を得んや。其後景監、以て衛鞅を相とするを得、弘石以て望之を殺すを得たり。之を誤りし者は晉の文公なり。嗚呼賢臣を得て以て大邑を守るは、則ち問ひて舉を失するに非ざるなり、蓋し問を失するなり。然れども猶當時を羞ぢしめ、後代を陷るゝこと此の若し。況んや問と舉ぐると、又兩つながら失する者に於ては、其れ何を以てか之を救はんや。余故に晉君の罪を著はして、以て春秋許の世子止、趙盾の義に附す。

● 良臣多く兵馬強んなるを謂ふ ● 周襄王文公に命じて侯伯たちしむ ● 斯く土の大、兵力の強に加ふるに天子の壽命を以てし、力強なるが故に諸侯之を畏れて服する也、決して其心服を得たる譯にあらざると也 ● 景季公の臣官 ● 衛鞅なり ● 漢宣帝の臣官弘石望之を殺す ● 趙盾を舉ぐるは先政にあらざ ● 寺人に問ひたる其事が違ふる也 ● 春秋昭公十九年許の悼公太子止の逃むる難を飲んで卒す、孔子許の世子止其若し試すと書す ● 左傳宣公二年の條を參看すべし

哉。余故著晉君之罪。以附春秋許世子止趙盾之義。

蛇を捕ふる者の説

永州之野産異蛇。黑質而白章。觸草木盡死。以蠶人無擊之者。然得而腊之。以爲餌。可以已大風擊腕癩。厲去死肌。殺三蟲。其始太醫以王命聚之。歲賦其二。募有能捕之者。當其租入。

永州の野に異蛇を産す。黒質にして白章なり。觸るれば草木盡く死し、以て蠶めば人之を禦く者無し。然れども得て之を腊し、以て餌と爲せば、以て大風擊腕癩癩を已め、死肌を去り、三蟲を殺すべし。其始め太醫王命を以て之を聚め、歲に其二を賦し、能く之を捕ふる有る者を募つて、其租入に當つ。永の人争つて奔走す。蔣氏といふ者有り、其利を專にすること三世なり。之を問へば、則ち曰く、吾祖是に死し、吾父是に死す。今吾嗣いで之を爲すこと十二年、幾んど死せんとせしこと數なりと。之を言ふに、貌甚だ感める者の若し。余之を悲しみ、且つ曰く、若之を毒とするか、余將に事に莅む者に告げて、若の役を更め、若の賦を復せんとす、則ち何如と。蔣氏大いに感し、汪然として涕を出して

永之人爭奔走焉。有蔣氏者。專其利三世矣。問之。則曰。吾祖死於。是。吾父死於。是。今吾嗣爲之十二年。數死者數矣。言之。親若甚感者。余悲之。且曰。若毒之乎。余將告於。蔣氏。復若賦。則何如。蔣氏大戚。汪然出涕曰。君將哀而生之乎。則吾斯役之不幸。未

曰く、君將に哀しんで之を生かさんとするか。則ち吾が斯の役の不幸は、未だ吾が賦を復するの不幸の甚しきに若かざるなり。嚮に吾斯の役を爲さざりしときは、則ち久しく已に病めりき。吾氏三世是の郷に居りしより、今に積んで六十歳なり。而して郷鄰の生は日に蹙まり、其地の出を殫し、其廬の入を竭し、號呼して轉徙し、饑渴して頓路す。風雨に觸れ、寒暑を犯し、毒厲に呼嘯し、徃往にして死する者、相藉けり。曩に吾祖と居りし者、今其室十に一無く、吾父と居りし者も、今其室十に二三無し。吾と居る十二年なる者も、今其室十に四五無く、死に非ずんば則ち徙れり。而るを吾のみ蛇を捕ふるを以て獨り存せり。

○ 白花蛇一名は靈藥 ○ 白色の彩文 ○ 其毒にて枯る、也 ○ 乾肉 ○ 藥餌 ○ 惡疾を大風とす、藥餌は手足の曲るを謂ひ、瘡は頸腫、瘻は瘻瘻 ○ 死肌は瘻疽の膿爛せるもの、三品は三口蟲とて人の腹中に居るもの ○ 二蛇を捕ふれば一年の租賦を免る、なり ○ 其蛇の爲りて命を薄す ○ 政を執る者 ○ もと通り賦税を納めるやう取計はん ○ 流涕の貌 ○ 僕を憫んで生活せしめんとするならば此儘に蛇を捕へしめよ ○ 地方の許す限りを上に賦し盡し其家の財産十の八を租し盡す ○ 輿居遷移 ○ くらしみたよる ○ 吹き吸ふ、呼吸に同じ ○ 十軒に一軒も獲らざるなり

若復吾賦不幸之甚也。吾不爲斯役。則久已病矣。自吾氏三世居是郷。積於今六十歲矣。而郷鄰之生日蹙。殫其地之出。竭其廬之入。號呼而轉徙。饑渴而頓路。觸風雨。犯寒暑。呼毒厲。徃往而死者。相藉也。曩與吾祖居者。今其室十無一焉。與吾父居者。今其室十無二三焉。與吾居十二年者。今其室十無四五焉。非死則徙爾。而吾以捕蛇獨存。

悍吏の吾郷に来るや、東西に叫轟し、南北に噴突し、譁然として駭する者、雞狗と雖も寧んずるを得ず。吾怖怖として起き、其缶を視て、吾蛇尙存すれば、則ち弛然として臥す。謹んで之を食ひ、時にして獻じ、退いて其土の有を甘食し、以て吾齒を盡す。蓋し一歳の死を犯す者二たび、其餘は則ち熙熙として樂む。豈吾郷鄰の旦且に是有るが若くならんや。今此に死すと雖も、吾郷鄰の死に比せば、則ち已に後れたり、又安んぞ敢て毒とせんやと。余聞いて愈々悲しむ。孔子曰く、苛政は虎よりも猛なりと。吾嘗て是を疑へり。今蔣氏を以て之

悍吏之來吾郷。叫呼乎東西。擊突乎南北。譁然而起。視其物。而吾蛇尙存。則弛然而臥。謹食之。時而獻焉。退而甘食其土之

悍吏の吾郷に来るや、東西に叫轟し、南北に噴突し、譁然として駭する者、雞狗と雖も寧んずるを得ず。吾怖怖として起き、其缶を視て、吾蛇尙存すれば、則ち弛然として臥す。謹んで之を食ひ、時にして獻じ、退いて其土の有を甘食し、以て吾齒を盡す。蓋し一歳の死を犯す者二たび、其餘は則ち熙熙として樂む。豈吾郷鄰の旦且に是有るが若くならんや。今此に死すと雖も、吾郷鄰の死に比せば、則ち已に後れたり、又安んぞ敢て毒とせんやと。余聞いて愈々悲しむ。孔子曰く、苛政は虎よりも猛なりと。吾嘗て是を疑へり。今蔣氏を以て之

有。以盡吾齒。一歲之犯死者二焉。其餘則照照而樂。豈若吾鄉鄰之且且有是哉。今雖死乎。此比吾鄉鄰之死。則已後矣。又安敢毒耶。余聞而愈悲。孔子曰。苛政猛於虎也。昔嘗疑乎。是。今以詩氏觀之。猶信。嗚呼。孰知賦斂之毒。有甚於是蛇者乎。故爲之說。以俟夫觀人風者得馬。

を觀れば、猶信なり。嗚呼孰か賦斂の毒、是の蛇より甚しき者有るを知らんや。故に之が説を爲つて、以て夫の人風を觀る者の得ることあるを俟つ。

- 養更の來ると聞く時人々の周旋狼狽して賦斂する状を叙する也
- 然は賦に通ず
- ちそるく
- はとぎ、容積なり
- 氣を強むる説
- 賦すべき時に賦す
- 二蛇が一年の賦に相當する也
- 樂む説
- 毎日毎日多苦にむ時をさの比にあらざ
- 禮記禮記篇に、孔子泰山の側を過き、野語を爲せる事見ゆ
- 租賦賦斂の弊害
- 世俗人情

手此。比吾鄉鄰之死。則已後矣。又安敢毒耶。余聞而愈悲。孔子曰。苛政猛於虎也。昔嘗疑乎。是。今以詩氏觀之。猶信。嗚呼。孰知賦斂之毒。有甚於是蛇者乎。故爲之說。以俟夫觀人風者得馬。

八駿圖を觀る説

古之書。有記周穆王馳八駿。升崑崙之墟者。後之好事者爲之圖。

古の書に、周の穆王八駿を馳せ、崑崙の墟に升ることを記する者有り。後の事を好む者之が圖を爲り、宋齊以下之を傳ふ。其狀を觀るに甚だ怪なり。咸嘉くるが若く翔けるが如く、龍鳳麒麟の若く、螻蛄の若く然り。其書尤も不經、世

多く有れども、然れども采るに足らず。世其駭なるを聞くや、因つて異形を以て之を求む。則ち其聖人を言ふ者も亦是に類せり。故に伏犧を傳へて牛首と曰ひ、女媧を其形蛇に類すと曰ひ、孔子を供頭の如しとす。是の若きもの甚だ衆し。孟子子曰く、何を以て人に異ならんや、堯舜も人と同じきのみと。今夫れ馬は、駕して之に乗る、或は一里にして汗し、或は十里にして汗す。或は千百里にして汗せざる者も、之を視るに、毛物尾鬣、四足にして蹄あり。草を齧み水を飲むも、一なり。是を推せば駭に至りても、亦類なり。

- 穆天子傳に、赤騏・藍驎・白義・輪翰・山子・逐黃・神龍・騶耳を八駿とす
- 列子をいふ
- 列子に、穆王崑崙の阿赤水の隅に宿すとあり
- 圖は史記の項に成るといふ
- 一に齧に作る。飛ぶ説
- 有蹄虫、かまきり
- 畜を得ず證據なきを謂ふ
- 帝王世紀に伏犧女媧を蛇身人首、神農は人身牛首とあり
- 荀子非相篇に出づ、供は方相即、四角の假面の兩目なるものを謂ふ
- 孟子離婁下篇に見ゆ
- 皆同一にて類なることなし
- これにより類推すれば駭も亦普通の馬形たるに相違なし

宋齊以下傳之。觀其狀甚怪。成若騶若。若龍鳳麒麟。若螻蛄然。其書尤不經。世多有。然不足采。世聞其駿也。因以異形求之。則其言聖人者亦類是矣。故傳伏犧曰牛首。女媧曰其形類蛇。孔子如供頭。若孟子曰。甚衆。孟子曰。何以異於人哉。堯舜與人同耳。今夫馬者。駕而乘之。或一里而汗。或十里而汗。或千百里而不汗者。視之毛物尾鬣。

四足面踏。飲草飲水。一也。推是而至於駮。亦類也。

今夫人。有不足。足爲負。取一者。有不足。爲吏者。有不足。爲士大夫。一者。有不足。爲者。視之。圓首橫目。食穀而飽。肉。爲而清。表而煥。一也。推是而至於聖。亦類也。然則伏犧氏。女媧氏。孔子氏。是亦人而已矣。譚駮白叢山子之類。若果有之。是亦馬而已。

今夫れ人、負販と爲るに足らざる者あり、吏と爲るに足らざる者あり、士大夫と爲るに足らざるものあり。爲るに足る者あり。之を視るに圓首橫目、穀を食ひ肉に飽き、締して清しく、表して煥なる、一なり。是を推して聖に至るも、亦類なり。然らば則ち伏犧氏・女媧氏・孔子氏、是亦人のみ。驩駮・白叢・山子の類、若し果して之有らば、是も亦馬のみ。又烏んぞ牛と爲り蛇と爲り、俱頭と爲り、龍鳳麒麟螳螂たるの然るを得んや。然り而して世の駮を慕ふ者は、之を馬に求めずして、而も是の圖に之れ似たるを必ず。故に終に駮を得ると有る能はざるなり。聖人を慕ふ者も、之を人に求めずして、牛の若く蛇の若く俱頭の若きを之問ふを必ず。故に終に聖人を得ること有る能はざるなり。誠に天下是圖を有する者をして、舉げて之を焚かしめば、則ち駮馬と聖人と出でん。

● 物品を預荷して販賣する者。行商人となるだけの能すらなき人もありと也 ● かたばちを著れば涼し ● 毛衣を著れば暖し ● 八駿中の馬名 ● 世の駮馬を得んと望む者、之を普通の形體をなせる馬の中より求めずして、必ずこの八駿圖に似たるあちんを欲求すとなり ● 悉く之を燒却せしめば

矣。又烏得爲牛。爲蛇。爲俱頭。爲龍。鳳。麒麟。螳螂。然上也。哉。然而世之慕駮者。不求之馬。而必是圖之似。故終不能有得於駮也。慕聖人者。不求之人。而必若牛若蛇若俱頭之間。故終不能有得於聖人。一也。誠使天下有是圖者。舉而焚之。則駮馬與聖人一出矣。

箕子碑

凡そ大人の道三有り、一に曰く正しうして難を蒙る、二に曰く法聖に授く、三に曰く化民に及ぶ。殷に仁人有り、箕子曰ふ。實に茲道を具へて、以て世に立てり。故に孔子六經の旨を述べて、尤も殷勤にせり。紂の時に當つて、大道悖亂、天威の動くも戒むる能はず、聖人の言も用ふる所無し。死に進んで以て命を併す、誠に仁なり。吾祀に益無し、故に爲さず。身を委して以て祀を存す。誠に

凡大人之道有三。一曰正蒙難。二曰法授聖。三曰化及。殷有仁人。曰箕子。實具茲道。以立於世。故孔子述六經之旨。

尤殷勤焉。當紂之時。大道悖亂。天威之動不能戒。聖人之言無所用。進死以併命。誠仁矣。無益吾祀。故不爲。委身以存祀。誠仁矣。與亡吾國。故不忍。具是三道。有行之二者。一矣。是用保其明哲。與之俯仰。晦是暮範。昏而於囚。奴昏而無邪。墮而不息。故在易曰。箕子之明夷。

仁なり。吾國を亡すに與かる、故に忍びず。是の三道を具して、之を行ふ者有り、是を用つて其明哲を保つて、之と俯仰し、是の暮範を晦まして、囚奴に辱しめられ、昏にして邪無く、墮にして息まず。故に易に在つては曰く、箕子の明夷と、正しうして難を蒙むるなり。天命既に改まり、生人以て正しきに及んで、乃ち大法を出して、用つて聖の師と爲り、周人以て彝倫を序して、大典を立つるを得たり。故に書に在つては曰く、箕子を以て歸り、洪範を作ると。法聖に授くるなり。朝鮮に封ぜらるゝに及んで、道を推して俗を訓ふ。惟徳陋しき無く、惟人遠き無し。用つて殷の祀を廣め、夷をして華たらしむ。作民に及ぶなり。是の大道を率ゐて、厥躬に聚む。天地變化すとも、我其正を得たり、其れ大人歟。

- 箕子名は晉餘、殷紂の庶兄也、後に朝鮮の祖と爲る
- 正道を踐んで國難に當る
- 天下の法を聖人に授く
- 反復丁寧
- 天命既に動いて之を戒慎す
- 微子比干等の諫を指す
- 諫言と命と二つをばらばら移るを謂ふ
- 微子が祭樂を抱いて周に奔りしを指す
- 二人の道を一身に具する者之を箕子となす
- 詩大雅函
- 民黨に明哲保身の語あり
- 紂の意にもとらざるをいふ
- 善に顔也、國難は洪範を指す
- 書經泰誓

に囚正士を奴にすともあり、正士は箕子なり  
● 易地火の卦六五に見ゆ、夷は傷なり  
● 箕子の作洪範を指す  
● 君子之に居る何の陋か之れ有らんの意  
● 地遠しと雖も教化施すべし  
● 殷亡びて周となるに箕子周の臣たらずして武王の師たり

正蒙難也。及天命既改。生人以正。乃出大法。用爲聖師。周人得以下序彝倫。而立大典。故在書曰。以箕子一歸。作洪範。法授聖也。及封朝鮮。推道訓俗。惟徳無陋。惟人無遠。用廣殷祀。俾夷爲華。化及民也。率是大道。聚於二厥。躬天地變化。我得其正。其大人歟。

於虜。當其周時未至。殷祀未殄。比干已死。微子已去。向使紂惡未稔。而自斃。武庚念亂。以圖存。國無其人。誰與共理。是固人事之或然者也。然則於虜、其周の時未だ至らず、殷の祀未だ殄えざるに當つて、比干已に死し、微子已に去る。向に紂をして惡未だ稔せずして自ら斃れ、武庚をして亂を念うて以て存を圖らしむとも、國に其人無くんば、誰と與にか共に理めん。是れ固より人事の或は然る者なり。然らば則ち先生の隱忍して此を爲すは、其れ斯に志有るか。唐の某年、廟を汲郡に作り、歲時に祀を致す。先生の獨り易象に列するを嘉して、是の頌を作ると云ふ。難を蒙むるに正を以てし、聖に授くるに謨を以てす。宗祀用つて繁く、夷民其



先生隱忍而爲此。其有志於斯乎。唐某年作二州汲郡。歲時致祀。嘉先生獨列於二易象。作是頌云。蒙難以正。授以謨。宗祀用繁。夷民其蘇。憲憲大人。顯晦不諱。聖人之仁。道合隆汗。明哲在躬。不陋爲奴。冲讓居禮。不盈稱孤。高而無危。卑不可除。非死非去。有懷二故。郡時誦而伸。卒爲世模。易象是列。文王爲徒。大明宣昭。崇祀式孚。古頌辭。繼在二後儒。

れ蘇す。憲憲たる大人、顯晦諱らす。聖人の仁、道隆汗に合ふ。明哲躬に在り、奴となるを陋とせず。冲讓して禮に居り、盈さずして孤と稱す。高けれども危きこと無く、卑けれども踰ゆべからず。死に非ず去に非ず、故都を懷ふこと有り。時に誦して伸び、卒に世の模と爲る。易象に是列し、文王徒たり。大明宣昭、崇祀式つて孚あり。古頌辭を闕く、繼ぐこと後儒に在り。

- 比干は心を剖かれ死し、微子は周に去る
- 積久せず
- 射の子武庚天下を治めんと欲すとも正人無くば射べからず
- 箕子を指す
- 射の故都
- 洪範を指す
- 殷の祀也せず
- 盛大の説
- 顯はるるも顯きも論ることなし
- 麗星と特陋
- 四君たるも自ら滿せずして孤を稱す
- 屈辱して又伸暢し
- 唐始めて廟を立て、之を祀る

封建論

天地果無初乎。吾不得而知之也。生人果有初乎。吾不得而知之也。然則孰爲近。曰有初爲近。孰明之。由封建而明之。由二也。彼封建者。更古聖王堯舜禹湯文武。而莫能去之。蓋非不欲去之也。勢不可也。勢之來。其生人之初乎。不初無以有封建。封建非聖人意也。彼

天地果して初無きか、吾得て之を知らざるなり。生人果して初有りや、吾得て之を知らざるなり。然らば則ち孰か近しと爲す、曰く初有るを近しと爲す。孰か之を明にする、封建によつて之を明にする。彼の封建といふ者は、古の聖王堯舜禹湯文武を更ふるも、能く之を去るもの莫し。蓋し之を去るを欲せざること非ざるも、勢不可なればなり。勢の來るは、其れ生人の初か。初あらずんば以て封建有る無けん。封建は聖人の意に非ざるなり。彼其初萬物と皆生ず。草木榛榛たり、鹿豕杯杯たり。人搏噬すること能はずして、且つ羽毛無く、克く自ら奉じ自ら衛ること莫し。苟嚙言へること有り、必ず將に物を假りて以て用を爲さんとする者なりと。夫物を假る者は必ず争ふ。争うて已ますんば、必ず其能く曲直を斷する者に就いて、命を聽かんとす。其智にして明なる者は、伏する所必ず衆からん。之に告ぐるに直を以てして改めずんば、必ず之を痛めて後に畏れん。是に由つて君長刑政生ず。故に近き者聚つて羣を爲す。羣の分るゝ



之。設五等。邦二  
羣。后。布。履。星  
羅。四。周。於。天  
下。輪。運。而。輻  
集。合。爲。朝。觀  
會。同。離。爲。守  
臣。扞。城。然。而  
降。於。夷。王。害  
禮。傷。尊。下。堂  
而。迎。觀。者。歷  
於。宣。王。挾。中  
興。復。古。之。德。

秦有天下。裂二  
雄。南。征。北。伐。之。威。卒。不。能。定。魯。侯。之。嗣。陵。夷。迄。於。幽。厲。王。室。東。徙。而。自。列。爲。諸。侯。其。後。問  
鼎。之。輕。重。者。有。之。射。王。中。肩。者。有。之。伐。凡。伯。誅。豨。弘。者。有。之。天。下。垂。斂。無。君。君。之。心。余。以  
爲。周。之。喪。久。矣。徒。建。空。名。於。公。侯。之。上。耳。得。非。諸。侯。之。盛。強。未。大。不。掉。之。咎。歟。遂。列。爲。十  
二。合。爲。七。國。威。分。於。陪。臣。之。邦。國。殄。於。後。封。之。秦。則。周。之。敗。端。其。在。乎。此。矣。

秦天下を有ち、都會を裂いて之が郡邑を爲り、侯衛を廢して之が守宰を爲り、天

強、未大にして掉はざるの咎に非ざるを得んや。遂に判れて十二と爲り、合して  
七國と爲り、威陪臣の邦に分れ、國後封の秦に殄ゆ。則ち周の敗端は、其れ此に  
在るか。

- 里閭の長 ● 其德個人を德化せる者 ● 有は差字有處有唐の類 ● 瓜を割くが如く分制す ● 公侯伯
- 子男の五爵 ● 車輪の如く運り車の矢の如く湊まる ● 諸侯天子に朝するを觀とす ● 天子堂を下つて諸侯
- を迎ふるは禮に非ず是に於てか禮者起る ● 周中興の賢君 ● 國語に見ゆ宣王十二年の出來事 ● 類晉漸
- く衰ふる事 ● 幽王、厲王 ● 戎に逼られしにより平王東都に遷りし也 ● 左傳宣公三年 ● 左傳
- 桓公五年 ● 春秋隱公七年 ● 左傳宣公三年 ● そむき戻る ● 尾大掉はず ● 魯・幽・晉・鄭・
- 齊・燕・燕・齊・宋・陳・楚・秦 ● 秦・楚・燕・齊・魯・魏・趙 ● 晉二氏に分たれ、田野氏に奪はれし類

都會而爲之  
郡邑廢侯衛  
而爲之守宰  
據天下之雄  
圖都六合之  
上游攝制四  
海運於掌握  
之內此其所  
以爲得也不  
數載而天下  
大壞其有由  
矣亟役萬人  
暴其威刑竭  
其貨賄負勦  
挺調戍之徒  
聞視而合從  
大呼而成羣  
時則有叛人  
而無叛吏人  
恐於下而吏

下の雄圖に據つて、六合の上游に都し、四海を攝制して、掌握の内に運らす。  
此れ其得たりと爲す所以なるも、數載ならずして天下大いに壞れしは、其れ由有  
り。亟々萬人を役して、其威刑を暴にし、其貨賄を竭す。勦挺を負うて謫戍する  
の徒、圖視して合從し、大呼して羣を成す。時に則ち叛人有れども、而も叛吏  
無く、人は下に恐れて、吏は上に畏れ、天下相合して、守を殺し令を劫して竝  
び起りぬ。咎は人の怨に在り、郡邑の制失せるに非ざるなり。漢天下を有つて、  
秦の枉を矯め、周の制に徇ひ、海内を割いて宗子を立て、功臣を封す。數年の間、  
命に奔り傷を扶くるに暇あらず。平城に困み、流矢に病み、陵運して救はざ  
る者三代。後乃ち謀臣畫を獻じ、離削して自ら守る。然り而して封建の始、郡國  
半に居る。時に則ち叛國有りて叛郡無し。秦制の得たる、亦以て明かなり。漢  
に繼いで帝たる者は、百代と雖も知るべきなり。唐興つて州邑を制し、守宰を立  
つ。此れ其宜しと爲す所以なり。然れども猶桀猾時に起り、方域を虐害する者

畏於上。天下相合。殺守劫令而並起。咎在二人。怨非郡邑之制。失一也。漢有二。天下。矯秦之枉。徇周之制。割海內而立宗子。封功臣。數年之

は、失州に在らずして、兵に在り。時に則ち叛將有つて叛州無し。州縣の設、固より革むべからざるなり。

● 諸侯の警備を爲せる者 ● 威陽を指す ● 六合は天地四方、上遊は水の上流の地の義。史記に、古への帝者は地方千里、必ず上遊に居ると見ゆ ● 土木頗興、威利暴逆 ● 賈誼の過秦論にも見ゆ ● 目を圓くして視る ● 陳涉に應じたる世情を指す ● 秦の郡縣制を任とするなり ● 漢景帝の同族子弟 ● 一トの後、歌謡を教ふに忙し ● 白登に冒頓に圍まれしを指す ● 英布を擊ちて流矢に傷く ● 嬰 ● 武帝の時主父偃謀りて王國を分ち其子弟を封ず ● 海内四方

開奔命扶傷而不暇。因平城。病流矢。陵遲不救者三代。後乃謀臣獻畫而離削自守矣。然而封建之始。郡國居半。時則有叛國。而無叛郡。秦制之得。亦以明矣。繼漢而帝者。雖百代。可知也。唐興。制州邑。立守宰。此其所以爲宜也。然猶桀猾時起。虐害方域者。失不在於州。而在於兵。時則有叛將。而無列州。州縣之設。固不可革也。

或者曰。封建者必私其土。子其人。適其俗。修其理。施

或者曰く、封建は、必ず其土を私し、其人を子とし、其俗に適ひ、其理を修む。化を施すこと易し。守宰は、苟も其心に其秩を遷さんことを思ふのみ、何ぞ能く理せんやと。余又之を非とす。周の事跡、斷じて見るべし。列侯驕盈、貨

化易也。守宰者。苟其心思。遷其秩而已。何能理乎。余又非之。周之事跡。斷可見矣。列侯驕盈。凡亂國多。理國寡。侯伯不得變其政。天子不得變其君。私土子人者。百不一。失在於制。不在於政。周事然也。秦之事跡。亦斷可見矣。有無理人之理。而人側目。失在於政。不在於制。秦事然也。

を贖し戎を事とす。大凡亂國多くして、理國は寡し。侯伯其政を變ずるを得ず、天子其君を變ずるを得ず、土を私し人を子とする者、百に一をも有せず。失、制に有つて、政に在らざるは、周の事然りとす。秦の事跡は、亦斷じて見るべし。人を理むるの制有りて、郡邑に委ねざる是なり。人を理むるの臣有れども、守宰を使はざる是なり。郡邑其制を正すを得ず、守宰其理を行ふを得ず、醜刑苦役して、萬人目を側てたり。失、政に在つて、制に在らざるは、秦の事然りとす。

● 其土を私領し、其土の人民を後子の如くす ● 秩禮を遷して官階を違むるを念とするのみ ● 周代諸侯職微にして貨を賣り兵をのみ用ひたり ● 治國 ● 其失國の制度よるしからざるに存して、其政の惡に存せざりしは周が其例也 ● 正視せざるなり目を以てし口を以てせざるを謂ふ

漢興。天子之

漢興つて、天子の政、郡に行はれて、國に行はれず。其守宰を制するも、其侯王

政。行於國。制其  
守宰。不制其  
侯王。侯王雖  
亂。不可變也。  
國人雖病。不  
可除也。及夫  
大逆不道。然  
後掩捕而遷  
之。勒兵而夷  
之耳。大逆未  
彰。姦利浚財。  
怙勢作威。大  
刻於民者。無  
如之何。及夫  
郡邑。可謂理  
且安矣。何以  
言之。且漢知  
孟舒於田叔。  
得魏尚於馮

を制せず。侯王亂ると雖も、變すべからず、國人病むと雖も、除くべからず。夫  
の大逆不道なるに及んで、然る後に掩捕して之を遷し、兵を勒して之を夷けし  
のみ。大逆未だ彰はれず、姦利浚財、勢を怙み威を作し、大いに民に刻なる者  
は、之を如何ともする無し。夫の郡邑に及んでは、理めて且つ安しと謂ふべし。  
何を以てか之を言ふ。且つ漢は孟舒を田叔に知り、魏尚を馮唐に得、黃霸の明  
審なるを聞き、汲黯の簡靖なるを親ては、之を拜して可、其位を復して可、臥し  
て之に委ね、以て一方を輯めしめて可なり。罪有れば以て黜くるを得、能有れば  
以て賞するを得、朝に拜して道ならずんば、夕に之を斥け、夕に受けて法あ  
らずんば、朝に之を斥けん。設し漢室をして城邑を盡して之に侯王たらしめば、  
縦に其亂をして人に之を威ましめんのみ。孟舒魏尚の術も、得て施すことな  
く、黃霸汲黯の化も、得て行ふところ莫けん。明かに諷めて之を導くとも、拜受  
して退けば已に違へり。令を下して之を削れば、締交合従の謀、同列に周し、

唐。開黃霸之  
明審。觀汲黯  
之簡靖。拜之  
可也。復其位  
可也。臥而委  
之。以輯一方  
可也。有罪得  
以黜。有能得  
以賞。朝拜而  
不道。夕斥之  
矣。夕受而不  
法。朝斥之矣。設  
使漢室盡城邑  
而侯王之。縱令  
其亂人威之而  
已。孟舒魏尚之  
術。莫得而削之  
。締交合従。謀  
周於同列。則相  
顧裂眦。勃然而  
起。幸而不。則  
削其半。削其半  
。民猶瘁矣。曷若  
舉而移之。以  
全其人乎。漢事  
然也。

則ち相顧みて、眦を裂き、勃然として起らん。幸にして起らずんば、則ち其半  
を削らん。其半を削るも、民猶瘁れん。曷ぞ舉げて之を移し、以て其人を全  
するに若かんや。漢の事然り。

● 王侯の大逆無道なるに及びてはじめて蔽ひ推へて遷徙に遷す ● 利を私して財を貪ること多きを謂ふ ●  
● 魏尚の功 ● 馮唐田叔傳に見ゆ ● 同馮唐傳に出づ ● 魏尚に太守たり ● 社稷の臣と稱せられし人なり。  
● 清深にして苛刻ならざるを簡靖とす ● 以上四人の行實によりて書く ● 侯王が民人を亂らばたゞ民人憂戚す  
るのみならず ● 明白に其罪を誣賣して善導す ● 導く所に違ふ ● 軍を悉く之を他に移し其民人を全  
活せしむべし

今國家盡制  
郡邑。連置守  
宰。其不可變

今國家盡く郡邑を制して、守宰を連置す。其變すべからざるや固よりなり。善  
く兵を制し、謹んで守を擇ばざらば、則ち理平かならん。或者又曰く、夏商周漢は

也。因矣。善制兵。謹守。則理平矣。或曰。夏商周。漢封建而延。秦郡邑而促。尤非所謂知理者也。魏之承漢也。封爵猶建。晉之承魏也。因循不革。而二姓陵替。不聞延祚。今矯而變之。垂二百祀。大業彌固。何繫於諸侯哉。或者又以爲殷周聖王之而。不革其制。固

封建にして延び、秦は郡邑にして促ると。尤も所謂理を知る者に非ざるなり。魏の漢に承くるや、封爵猶建てり。晉の魏に承くるや、因循して革めず。二姓陵替、祚を延べしを聞かず。今矯めて之を變じ、二百祀に垂んとして、大業彌々固し。何ぞ諸侯に繫らんや。或者又以爲らく、殷周は聖王なり、而るに其制を革めず、固より當に復議すべからざるなりと。是れ大いに然らず。夫殷周の革めざる者は、是已むを得ざればなり。蓋し以ふに諸侯の殷に歸する者三千、資けて以て夏を黜く。湯得て廢せず。周に歸する者八百、資つて以て殷に勝つ。武王得て易へず、之に徇ひて以て安を爲し、之に仍つて以て俗を爲せり。湯武の已むを得ざる所なり。夫れ已むを得ざるは、公の大なる者に非ざるなり、其力を己に私するなり、其衛を子孫に私するなり。秦の之を革むる所以の者は、其制を爲すや、公の大なる者なり。其情は私なり、其一己の威を私し、其盡く我に臣畜するを私す。然り而して天下を公にするの端は、秦より生まれり。

●夏は四百三十年、殷は六百三十年、周は八百六十七年、漢は四百二十六年、秦はた十九年 ●曹操の魏は四十六年、司馬懿は五十二年 ●唐興つて殆んど二百年に近し ●封建制の善なるを既に論を須たず ●大公至正の道に非ず

不當復議也。是大不然。夫殷周之不革者。是不得已也。蓋以諸侯歸殷者三千焉。資以黜夏。湯不而廢。歸周者八百焉。資以勝殷。武王不而得而易。徇之以爲安。仍之以爲俗。湯武之所不得已也。夫不得已。非公之大者也。私其力於己也。私其衛於子孫也。秦之所以革之者。其爲制。公之大者也。其情私也。私其一己之威也。私其盡臣畜於我也。然而公天下之端。自秦始。

夫天下之道。理安斯得人者也。使賢者居上。不肖者居下。而後可以理安。今夫封建者。繼世而理。繼世而理者。上果不肖乎。下果不肖

夫天下の道、理安なるは斯れ人を得る者なり。賢者をして上に居り、不肖者をして下に居らしめて、而して後に以て理安なるべし。今夫封建といふ者は、世を繼いで理むるのみ。世を繼いで理むる者は、上果して賢ならんや、下果して不肖ならんや。則ち生人の理亂も未だ知るべからざるなり。將其社稷を利して、以て其人の視聽を一にせんと欲せば、則ち又世大夫世々祿邑を食して、以て其封略を盡すこと有らん。聖賢其時に生るとも、亦以て天下に立つこと無からん。

乎。則生人之  
理亂。未可  
知也。將欲利  
其社稷。以  
一中之其  
人之視聽。則  
又有世大夫  
世食祿邑。以  
盡其封略。聖  
賢生於其時。亦無以立於天下。封建者爲之也。豈聖人之制。使至於是乎。吾固曰。非聖人之意也。勢也。

封建といふ者之を爲すなり。豈聖人の制是に至らしめんや。吾固より曰く、聖人の意に非ざるなり、勢なりと

- 治安なるは人物を得て野に遺棄なからしむる者也
- 父子相嗣いて職にあれば歷代其賢なるを必ずすべからず
- 人民の治亂
- 人民の視聽を君の手一つに納めんとする時には
- 境界領分を盡して專恣なり
- 孔子孟子の如きを指していふ也

劍門銘

惟蜀都重險  
多貨混同戎  
蠻人彪俗割  
嗜爲寇亂皇  
帝元年八月  
帥衆衆暴羣

惟ふに蜀都は重險にして貨多く、戎蠻を混同して、人彪に俗割に、嗜んで寇亂を爲す。皇帝の元年八月、帥衆し衆暴す。羣疑制せず、妖孽極行し、富強を恃して、天に滔り兵を阻み、他部を攻陥し、北劍門を包み、邱陵に憑負して、以て驚猛を張り、鋒鏑を堅利にして、以て大順を拒ぐ。謂ふらく雷霆の誅も、

疑不制妖孽  
極行。怙恃富  
強。滔天阻兵。  
攻陷他部。北  
包劍門。憑負  
邱陵。以張驚  
猛。堅利鋒鏑。  
以拒大順。謂  
雷霆之誅。莫  
已加也。惟梁  
守臣禮部尙  
書嚴公。以國  
害爲私讎。以  
天討爲己任。  
推仁仗信。不  
恃司死。而人  
致其命。立義  
抗憤。不待喋  
血。而士一其  
心。悉師出次。

己に加ふる莫しと。惟梁の守臣禮部尙書嚴公、國害を以て私讎と爲し、天討を以て己が任と爲し、仁を推し信に仗り、死を司るを待たずして、人其命を致し、義を立て憤を抗け、血を喋るを待たずして、士其心を一にす。師を悉して出でて、其豐穰を取り、乃ち前軍嚴衆を遣り、王誅を奉揚して、延いて南土に告ぐ。十一月、右師利州を逾え、寇地を踏み、山に乗り虜を斬り、以て奔衝を遏む。左師は劍門に出で、大いに頑隘を攘ひ、劫脅を諭引して、蟻潰鼠駭せしむ。險も以て固きこと無く、利地を收奪して、以て王師を須ち、脣腸を刳割し、根柢を振抜して、以て毒を肆にする無からしめ、用つて我勳力を集め、鼙鼓一たび振つて、元戎啓行し、其渠魁を取つて、以て大戮を爲せり。公の忠勇憤悱、授任の堅明、謀猷の弘長なるに由りて、用つて能く險阨を啓闢し、夷けて大途と爲し、害氣を衰沮して、天意に對へたり。

祇侯三明詔。凡諸侯之師。必出於是。儲三時。養。取。其。豐。積。乃。遣。前。軍。嚴。奉。三。揚。土。誅。延。告。南。土。十一月。右。師。逾。利。州。踏。寇。地。乘。山。斬。奔。衝。以。過。奔。衝。左。師。出。於。劍。門。大。攘。三。頑。隘。論。引。劫。會。蟻。潰。鼠。駭。險。無。以。固。收。奪。利。地。以。須。主。師。到。列。腎。腸。振。拔。根。抵。俾。無。以。肆。毒。用。集。我。勳。力。鼓。一。振。元。戎。啓。行。取。其。渠。魁。以。爲。大。戮。由。公。忠。勇。憤。悱。授。任。堅。明。紙。謀。弘。長。用。能。啓。圖。險。阨。夷。爲。大。途。衰。沮。害。氣。對。乎。天。意。

帝用休嘉。功居首。增秩師長。進爲大藩。宅是南服。將校羣吏。願刊山石。昭著

- 大劍山は四川の劍州に在り、一に梁山と名づく
- 人民流離にして風俗輕薄也
- 順宗の永貞元年
- 劍門の險に據る
- 怪賊亂人燒んに起る
- 天を侮り兵力を頼む
- 劍門の險に據る
- 嚴嘉殫瘁の弊
- 大に順なる朝廷の兵を拒ぐ
- 天罰も加はるべからず況んや朝廷の誅をマ
- 嚴嘉
- 生殺與奪の權を有つ
- 出世の時血を喋して士に驚ふ
- 懸機なる糧食を蓄へ具ふ
- 部將なり
- 賊賊の皆を南方の土人に告ぐ
- 嚴嘉の兵
- 賊の奔り衝く勢
- 嚴嘉の帥ある軍
- 漢口を覆ひ劍州を收め契丹を破るの類
- 軍軍を衝き要害を奪ふなり、到は斬、劍は削
- 長さ八尺の鼓を製とす
- 兵車
- 漢嘉は割關
- 併も亦慎なり

帝用つて休嘉し、功を議して首に居き、師長に増秩し、進めて大藩と爲し、是南服に宅らしむ。將校羣吏、山石を刊り、公の功を昭著にして、號を無窮に垂れんことを願ふ。銘に曰く、井絡坤垠、時惟外區、介山爲門、環於蜀都。叢險積貨、混井羌黎、狂猾窺隙、猖獗呼。憑據勢勝、厚其兇徒、皇帝之仁、宥而不誅、暴非德調、害及巴渝。乃出王旅、牧臣司梁、當其要東、器備攸積。棟樑是蓋、人無增賦、師以饒足、喋血誓公之功。垂號無窮、銘曰。井絡坤垠、時惟外區、介山爲門、環於蜀都。叢險積貨、混井羌黎、狂猾窺隙、猖獗呼。憑據勢勝、厚其兇徒、皇帝之仁、宥而不誅、暴非德調、害及巴渝。乃出王旅、牧臣司梁、當其要東、器備攸積。棟樑是蓋、人無增賦、師以饒足、喋血誓

公之功。垂號無窮。銘曰。井絡坤垠、時惟外區、介山爲門、環於蜀都。叢險積貨、混井羌黎、狂猾窺隙、猖獗呼。憑據勢勝、厚其兇徒、皇帝之仁、宥而不誅、暴非德調、害及巴渝。乃出王旅、牧臣司梁、當其要東、器備攸積。棟樑是蓋、人無增賦、師以饒足、喋血誓

を混井す。狂猾隙を窺ひ、猖獗として嘯呼し、勢勝に憑據して、其兇徒を厚うす。皇帝の仁、宥して誅せざるも、暴徳馴に非ず、害巴渝に及べり。乃ち王旅を出し、乃ち列岳を司る。牧臣梁を司り、其要東に當る。器備の積む攸積、棟樑是れ蓋ふ。人賦を増すこと無く、師以て饒足す。血を喋り士に誓ひ、玄機握に在り。分つて鏡鉢に命じ、陳して犄角を爲せり。右岷山を逾え、左劍門に直り、攻めて九地に出で、上重雲を披き、天を攀ち空を蹈み、阻糧を夷視し、層壘を破裂して、羣頑を殄殲す。内は固圍を獲、外は平原に臨む。天兵徐驅して、卒乘嘒嘒たり。大愍囚戮し、戎夏咸歡ぶ。帝厥の功を圖つて、惟良是先んず。國を開き位を進め、南のかた藩に服す。邦の清夷なる、人以て完安なり。功を銘し亂を鑒み、永代是觀ん。

- 秋を師長に進む
- 嚴嘉東川の節度使となる
- 蜀は星の分野に於て井絡に當り、卦にあつては坤維となす、而も中華の外に在り
- 介の字一に「界」に作る。界を爲す山の恰も門戸の狀を爲すをいふ
- 勇武なり、光は西蜀、擊は巴蜀
- 犬の吠ゆる聲
- 形勢勝便の要害
- 亂暴兇惡恩徳のよく馴服すべきにあらず
- 列



士。玄機在。探。分命。讒。陳。爲。二。角。右。途。二。岷。山。左。直。二。劍。門。攻。出。九。地。上。披。重。雲。擊。天。踏。空。夷。視。阻。破。裂。層。疊。珍。藏。羣。頑。內。獲。二。固。圍。外。臨。二。平。原。天。兵。徐。驅。卒。乘。暉。暉。大。怒。囚。戮。戎。夏。成。歡。帝。圖。二。厥。功。惟。良。是。先。開。國。進。位。南。服。二。於。藩。邦。之。清。夷。人。以。完。安。銘。功。鑿。亂。永。代。是。觀。

侯爵。○ 嚴厲を所す。○ 糧食を貯す。○ 糧食を貯す。○ 深遠なる軍謀。○ 足とり角とる。○ 兵を待  
して敵を制するをいふ。○ 孫子に善く守る者九地の下に蔵るとあり。○ 無阻の地を視ること平明の地を行く  
が如く。○ 我地域を固うす。○ 衆多の説。○ 嚴公先づ爵を受くるを謂ふ。

宗元再拜。五丈座前。伏蒙。賜書。誨諭。微。悉。重。厚。欣。踊。恍。惚。疑。若。二。夢。寐。不。自。定。伏。念。得。罪。來。五。年。未。嘗。有。二。故。

宗元再拜、五丈座前、伏して書を賜うて、誨諭するを蒙る。微悉重厚、欣踊恍惚、夢寐の若きを疑ひ、書を捧けて頭を叩き、慙れて自ら定まらず。伏して念ふに、罪を得て來た五年、未だ嘗て故舊大臣の背て書を以て及ぼさるゝ者有らず。何となれば則ち罪謗交々積み、羣疑道に當り、誠に怪んで畏る可ければなり。是を以て兀兀として行を忘れ、尤も重憂を負ひ、殘骸餘魂、百病の集る所、

許京兆孟容に寄する書

痞結伏積、食はざるに自ら飽き、或は時に寒熱、水火互に至り、内肌骨を消す。獨り瘴癘の爲のみに非ざるなり。忽ち教命を奉じて、乃ち知る、幸に大君子の宥す所と爲り、膏肓の沈没をして、復起して人爲らしめんと欲するを。夫れ何の素望か、敢て以て此に及ばんや。

● 許孟容字は公顯、尚書右丞京兆の尹たり。● 五は孟容の排行、丈は男子の美稱。● 悒悒難睡して身を忘る也。● 心動くなり。● 子厚罪あり、之と交際するは危しとする也。● 動かざる貌。● 瘴癘、胸に積み滯る。● 或時は寒氣あり、或時は熱氣あり。● 南方僻遠の地瘴癘の氣多し。● 許孟容。● 不治の疾を謂ふ。

唐大臣肯以書見及者。何則罪謗交積。羣疑當道。誠可怪而畏也。是以兀兀忘行。尤負重憂。殘骸餘魂。百病所集。病結伏積。不食自飽。或時寒熱。水火互至。内消肌骨。非爾瘴癘爲一也。忽奉教命。乃知幸爲大君子所宥。欲使膏肓沈没。復起爲人。夫何素望。敢以及此。

宗元早歲與負罪者親善。始奇其能。謂可以共立仁義。裨教化。過宗元早歲罪を負ふ者と親み善し。始め其能を奇として、謂ふらく、以て共に仁義を立て、教化を裨くべしと。過つて自ら料らず、懇懇勉勵、唯中正信義を以て志と爲し、堯舜孔子の道を興し、元元を利安するを以て務と爲し、愚陋の力彊

不自料。慙慙。勉勵。唯以中。正信義。爲志。以下興。堯舜。孔子之道。利安元。元上爲。務。不知。二。愚陋。不可。力。張。其。素。意。如此也。末路。厄。塞。窮。事。既。壅。隔。狼。三。件。資。近。狂。疎。纒。戾。陷。不。測。之。辜。羣。言。沸。騰。鬼。神。交。怒。加。以。素。卑。賤。暴。起。領。事。人。所。不信。射。利。求。進。者。填。門。排。月。百。不。一。得。

す可からざるを知らざりき。其素意は此の如かりし也。末路に厄塞窮たり、事既に壅隔して、貴近に狼狽し、狂疎纒戾にして、不測の辜を蹈む。羣言沸騰し、鬼神交々怒る。加ふるに素より卑賤、暴起して事を領し、人の信ぜざる所を以てし、利を射、進を求むる者、門に填ち戸を排し、百に一も得ず。一旦意に快とし、更に怨讎を造せり。此を以て大罪の外、詆訶萬端、旁午構扇して、便ち敵讎と爲り、心を協せて同じく攻め、外は強暴して賊を失ふ者と連りて、以て其事を致せり。此皆丈人の聞見する所、敢て他人の爲に、道説せず。懐ひ已む能はずして、復簡牘に載するなり。此人萬誅戮せらるると雖も、責を塞ぐに足らざるを、而も豈賞有らんや。今其黨與幸ひに寛貸を獲、各々善地を得て、公事無くして、坐ながら俸祿を食むは、明德至渥なり。尙何ぞ敢て更に廢猶を除棄し、以て望外の澤を希ふを俟たんや。年少く氣鋭く、幾微を議らず、當否を知らず。但だ一心直に遂げんことを欲して、果して刑法に陥りしは、皆自ら求取して之を得る所の

み、又何をか怪まんや。

- 王叔文等をいふ ● 勉勵の貌 ● 人民をいふ ● 力強するも不可能也といふ事には氣つかざりき ● 道路雍塞して安からず。堯舜は勸懲して安んぜざる貌 ● 顯官貴人にさからひもとる ● 性質狂放不羈にて俄にあやまりもとる ● 子厚を論議する者觀ひ起る ● 憤に起つて職事を領す ● 仕進を求むるものすべてを離けたり ● 今より思へば一日は快なりしも却つて今日の憂懼をなせり ● 廢猶に構へて煽動す ● 強暴罪を得る者も亦子厚の爲に然りと曰ふ ● 此等の罪を責ふ子厚等 ● 寛大なる恩宥 ● 廢は猶に類ず、猶は也 ● 人情微細の點をしらば

一旦快意。更造。二。怨。讎。以。此。大。罪。之。外。詆。訶。萬。端。旁。午。構。扇。便。爲。二。敵。讎。協。心。同。攻。外。連。二。強。暴。失。職。者。以。致。二。其。事。此。皆。丈。人。所。聞。見。不。敢。爲。二。他。人。一。道。說。懷。不。能。已。復。載。二。簡。牘。此。人。雖。三。萬。被。二。誅。戮。不。足。塞。二。責。而。豈。有。二。賞。哉。今。其。黨。與。幸。獲。二。寬。貸。各。得。二。善。地。無。二。公。事。坐。食。二。俸。祿。明。德。至。渥。也。尙。何。敢。更。俟。除。二。棄。廢。猶。以。希。望。外。之。澤。上。哉。年。少。氣。鋭。不。識。二。幾。微。不。知。二。當。否。但。欲。二。心。直。遂。果。陷。二。刑。法。皆。自。所。二。求。取。得。之。又。何。怪。也。

宗元於衆黨人中罪狀最甚。神理降。爵。又不能。即死。猶對人言語。

宗元は衆黨人中に於いて、罪狀最も甚し。神理罰を降して、又即死する能はず。猶人に對して言語し、食を求めて自ら活き、迷うて恥を知らず、日復一日なり。然れども亦大故あり、自ら以ふ、姓を得てより來二千五百年、代々家嗣た

求食自活。迷不知。一日。然亦有二大故。自以得姓來二千五百年。代為家嗣。今抱非常之罪。居夷瘴之鄉。卑濕昏霧。恐一日填委溝壑。嗚呼。先緒以是。怛然痛恨。心骨沸熱。氣草孤立。未有子息。荒陬中少士人女子。無與

り。今非常の罪を抱き、夷瘴の郷に居り、卑濕昏霧、一日溝壑に填委せば、先緒を曠墜せんことを恐る。是を以て怛然として痛恨し、心骨沸熱す。煢煢として孤立し、未だ子息有らず。荒陬の中士人女子少く、與に婚を爲すべきもの無し。世も亦肯て罪人と親昵せず。是を以て嗣續の重きこと、絶えざる縷の如し。毎常に春秋の時鑿に、子立して奠を捧げ、顧盼するに後繼の者無し。慷慨然として歎嗚傷し、此事便ち已まんを恐れ、心を推し骨を傷め、鋒刃を受くるが如し。此れ誠に丈人の共に憫惜する所なり。

- 當然より云へば神罰により即死すべきに、能はずと也
- 一日一日と日を過すのみ
- 元和元年五月
- 子厚の母盧氏卒するをいふ
- 國々の嗣
- 西南の隅
- 身死して葬てられば
- 先人の緒業を興隆す
- 痛少憂ふる貌
- 軍國依頼するなき也
- 一般世人も罪人と調近するを好まざ
- 春秋の祭記
- なげき憂ひて、身の死後この家祭の絶えんを恐る

爲婚。世亦不肯與罪人一親昵。以是嗣續之重。不絶如縷。每當春秋時鑿。子立捧奠。顧盼無後繼者。慷慨然歎嗚傷。恐此事便已。推心傷骨。若受鋒刃。此誠丈人所共憫惜也。

先墓在城南。無異子弟爲主。獨託村鄰。自託村鄰。息存亡。不主守。至鄉園。主守者固以益怠。晝夜哀憤。便毀傷松柏。蜀牧不禁。以成大戾。近世禮重拜掃。今已闕者四年。則北向長號。以首頓地。想田野道路。士女遍滿。阜隸庸丐。皆得上父母邱墓。馬

先墓は城南に在り、異子弟の主と爲る無く、獨り村鄰に託せり。謹遂せられてより來、消息存亡、一も鄉園に至らず。主守の者、固より以て益々怠らん。晝夜哀憤、便ち松柏を毀傷し、蜀牧禁せず、以て大戾を成さんことを懼る。近世の禮は拜掃を重んず。今已に闕く者四年なり。寒食に遇ふ毎に、則ち北に向つて長號し、首を以て地に頓す。想ふに田野の道路、士女遍滿し、阜隸庸丐、皆父母の邱墓に上るを得、馬醫夏畦の鬼も、子孫の追養を受けざる者無きに、然も此に已に望を息む。又何を以て云はんや。城西に數頃の出有り、果を樹うる數百株、先人の手自ら封植せしもの多し。今已に荒穢し、便ち斬伐して、復愛惜すること無からんを恐る。家に賜書三千卷有り、尚善和里の舊宅に在りしも、宅今已に三たび主を易へたり。書の存亡も知るべからず。皆付受の重き所、常に心腑に繫るも、然も爲すべき者無し。立身一敗して、萬事瓦裂、身歿し家破れて、世の大僇と爲れり。復何ぞ敢て更に大君子の撫慰收卹して、尙人數の中に置くを望

醫夏畦之鬼。無不受子孫追養者。然此已息望。又何有云哉。城四有數頃田。樹果數百株。多先人手自封植。今已荒穢。恐便斬伐。無復愛惜。家有賜書三千卷。向在善和里舊宅。宅今已三易主。書存亡不可知。昔付受所重。常繫心。勝然無可爲者。立身一敗。萬事瓦裂。身歿家破。爲三世大僇。復何敢更望。大君子撫慰收郵。尚置人數中耶。是以當食不知辛。臧節適。洗沐盥漱。動逾誠時。一攝皮膚。塵垢滿爪。誠愛恐悲。無所告愬。以至此也。

まんや。是を以て食に當つても辛鹹の節適を知らず、洗沐盥漱も、動もすれば歳時を逾ゆ。一たび皮膚を搔けば、塵垢爪に滿つ。誠に憂恐悲傷して、告愬する所無く、以て此に至れり。

- 一版中に祭を行ひ履ぐべき者なし
- 罪を得て逐はれてより
- 託せられて其藥の事をつかさどり守る者
- 墳墓にはしるしとして松柏を樹う。しるしの松も折りそこないつちらんと也
- 草刈りや牧畜をも禁ぜずして
- 墓畔はふみあちされしなると也
- 大罪
- 冬至を去る一百五日目の節
- 賤人も僧人も乞丐も
- 至
- 賤なる馬醫又は夏月鞋を治むる賤人の魂も
- 絶望す
- 上より賜りし書簡
- 上の付封を受けし軍大の
- 品
- 世に立つ事一たび敗れて
- 人間の歌中
- 機を洗ひ身を沐し手洗ひ口漱ぐ
- 告げ訴ふる所

自古賢人才士。秉志遵分。被謗議。不能

古より賢人才士は、志を秉り分に遵ひ、謗議を被りて自ら明にする能はざりし者は、僅に百を以て數ふるのみ。故に兄無くして、嫂を盗み、孤女を娶つて

自明者。僅以百數。故有無兄盜嫂。娶孤女。云。猶當世者。然顧當世豪傑。分明察別。卒光史籍。管仲遇盜。升爲功臣。匡章被不孝之名。孟子禮之。今已無古人之實。爲一而有。欲望世人之明。已不可得也。直不疑買金以償同舍。劉寬下車。歸牛。鄉人。此誠知疑似之不

婦翁を過つと云ふ者有り。然れども當世の豪傑、分明辯別するに頼つて、卒に史籍を光せり。管仲は盜に遇つて、升つて功臣と爲り、匡章は不孝の名を被つて、孟子之を禮せり。今已に古人の實爲無くして、話有り。世人の己を明にせんことを望まんと欲すとも、得べからざるなり。直不疑は金を買つて以て同舍に償ひ、劉寬は車より下つて、牛を郷人に歸せり。此誠に疑似の辯すべからず、口舌の能く勝つ所に非ざるを知らばなり。鄭詹は晉に束縛せられて、終に以て死する無く、鍾儀は南音して、卒に國に返るを獲、叔向は囚虜せられて、自ら必ず免れんことを期し、范痤は危に騎りて、生を以て死に易へ、蒯通は鼎耳に據つて、齊の上客たり。張蒼韓信は斧鎖に伏して、終に將相を取り、鄒陽は獄中より書を以て自ら活し、賈生は斥逐せられて、復宣室に召され、倪寬は死に擯して、後に御史大夫に至り、董仲舒劉向は獄に下されて當に誅せらるべきに、漢の儒宗と爲りぬ。此皆瓌偉博辯奇壯の士、能く自ら解脱せるなり。今にして

可辯。非三口舌所。能勝一也。鄒詹東縛於晉。終以無死。鍾儀南音。卒獲返國。叔向囚虜。自期必免。范痤騎危。以生易死。嗣通據罪耳。爲齊上客。張蒼韓

信伏斧鑕。終取將相。鄒陽獄中。以書自活。賈生斥逐。復召宣室。倪寬擯死。後至御史大夫。董仲舒劉向。下獄當誅。爲漢儒宗。此皆瑰偉博辯奇壯之士。能自解脫。今以懼怯。漢認下才末伎。又嬰恐懼痼疾。雖欲慷慨擗臂。自同昔人。愈疎闊矣。

賢者不得志於今。必取貴於後。古之著書者皆是也。宗元近欲務

懼怯漢認の下才末伎を以て、又恐懼の痼病に嬰れり。慷慨臂を擗けて、自ら昔人に同じうせんと欲すと雖も、愈々疎闊なるのみ。

- 自家の自分を正しく守る爲に辨説せらるる
- 前漢の直不疑の故事也、梁求を參照せよ
- 後漢の第五倫
- 禮記の雜記篇に出づ
- 孟子離婁上篇に見ゆ
- 實際の行實
- 漢の文帝に仕ふ、同舍の人の金を償ひし事あり、梁求參照
- 東漢の人、牛を失ふ者に遇うて自家乗用の牛を與ふ
- 晉語に出づ
- 左傳成公九年
- 左傳襄公二十一年
- 史記魏世家
- 漢書劉通傳
- 漢書に出づ
- 漢書鄒陽傳
- 漢書賈復傳
- 漢書倪寬傳
- 漢書董仲舒傳
- 大才奇異なり
- 漢書張敖傳にして垢濁を有する意
- 氣力衰憊堅剛細密なる能はず

賢者志を今に得ざれば、必ず貴を後に取れり。古の書を著す者は、皆是なり。宗元、近此を務めんと欲す。然れども力薄く才劣にして、異なる能解無し。筆を乗つて觀縷せんと欲すと雖も、神志荒耗して、前後遺忘し、終に章を成すこと

此。然力薄才劣。無異能解。雖欲乘筆觀。神志荒耗。前後遺忘。終不能成。章。往時讀書。自以不至。臆。滯。今皆頽然。無復省錄。每讀古。人一傳。數紙以後。則再三。仲卷。復觀。姓氏。旋又廢失。假令萬一除。刑部。囚籍。復爲士列。亦不堪。當世用矣。伏惟興哀。於無用之地。垂

能はず。往時の書を讀むや、自ら以て臆滯に至らざりしが、今は皆頽然として復省録するところ無し。古人の一傳を讀む毎に、數紙以後は則ち再三卷を伸べ、復姓氏を觀るも、旋もすれば又廢失す。假令萬一刑部の囚籍を除かれ、復び士列と爲るとも、亦當世の用に堪へざらん。伏して惟みれば、哀を無用の地に興し、徳を不報の所に垂れ、但だ通家宗祀を以て念と爲す。心を動かすべき者有らば、之を操つて失ふこと勿れ。敢て歸つて瑩域を掃ひ、退いて先人の廬に託し、以て餘齒を盡くさんことを望まざるなり。姑く遂に少しく北して、益々瘴癘を軽くし、婚娶を就して、胤嗣を求め、付託すべきこと有らば、即ち冥然として長く辭すとも、甘寢を得るが如く、復恨なけん。書辭繁委、以て自ら道ふ無し。然れども文に即いて以て其志を求めば、君子固より其肺肝を得ん。懇懃の至りに任ふること無し。不宣。

- 後世に貴重せらるる
- 人と殊なる善解なし
- 詳細委曲をつくさんと欲するも
- 精神志操共に荒び鈍





怵惕以爲異  
候。意緒殆非  
中國人。楚越  
間。聲音特異。  
鳩舌啾譟。今  
聽之。怡然不  
怪。已與爲類  
矣。家生小童。  
皆自然曉曉。  
晝夜滿耳。聞  
北人言。則啼  
呼走匿。雖病  
夫。亦怛然駭  
之。出門見適  
州。閩市井者。  
其十有八九  
杖而後興。自  
至。有言不信。  
樂。瘖默。思與  
子者。獨淪陷  
如。此。豈非命  
歟。命乃天也。  
非云云者所  
制。余又何恨。

余家一喙を置いて、以て自ら稱道すと雖も、詎益々甚しからん。是を用つて更に瘖黙を樂み、木石と徒たらんことを思つて、復意を致さず。今天子教化を興し、邪正を定め、海内皆欣欣怡愉たり。而して僕と四五子の者と、獨り淪陷此の如きは、豈命に非ざらんや。命は乃ち天なり、云云する者の制する所に非ず。余又何をか恨みん。

- 長じてより以來 ● 兒既に僕の心中を知悉すとも他人に語る勿れ ● 識力明かちるは足は脚氣に關はる、をいふ ● 慨然として肌を粟を生じ、毛髮もぞつとして細毛立つと也 ● 恐懼して異なる氣候とす ● 瘖は苦聲應しき鳥の名、人の聲の賑がしく聞き苦しきを形容していふ也 ● 聞き難き響の語を換る ● 靈騷の貌 ● 脚氣(重脚)の爲めに然るなり ● 任朝の長短を説議して重ねて世の人々にせしり笑はる、事を爲さんや ● 言によつて厄を免れんとすれば乃ち爾す ● 反復誦讀 ● 各戸に一人を置いて糾解せしむ ● 陋の如く歎す ● 劉禹錫等を指す

獨喜思謙之  
徒。遺時言道。  
道之行。物得  
其利。僕誠有  
罪。然豈不在  
一物之數耶。  
身被之。目視  
之。足矣。何必  
擴。秋用力。而  
矜。自我出耶。  
果矜之。又非  
道也。事誠如  
此。然居。理平  
之世。終身爲  
頑人之類。猶  
有少恥。未  
盡忘。偏因  
平慶賞之際。  
得以見。白。使  
受。天澤餘潤。

獨り思謙の徒、時に遺ひ道を言ふを喜ぶ。道の行はるゝ、物其利を得べし。僕誠  
に罪有り、然れども豈一物の數に在らざらんや。身之を被り、目之を視ば足る。  
何ぞ必ずしも袂を擴げ力を用ひて、我より出すを矜らんや。果して之を矜る  
も、又道に非ざるなり。事誠に此の如し。然れども理平の世に居り、終身頑人  
の類と爲るは、猶少恥有りて、未だ盡く忘るゝこと能はず。儘し賊平き慶賞  
の際に因り、以て白めらるゝを得て、天澤の餘潤を受けしめば、朽枿敗腐、生植  
する能はずと雖も、猶芝菌を蒸出して、以て瑞物と爲すに足らん。一たび廢錮  
を釋され、數縣の地に移らば、則ち世必ず日はん、罪稍解くと。然る後に魂魄  
を收召し、土一鄣を置いて、耕疇と爲し、朝夕調謠して、文章を成さしめば、庶  
くは木鐸の者采り取つて、之を法宮に獻じ、聖唐大雅の什を増さん。位を得ずと  
雖も、亦太平の人たるを慮しうせじ。此望外に在り。然れども終に兄の爲に一  
言せんと欲す。宗元再拜。



雖朽枿敗腐  
不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>生植<sub>一</sub>猶  
足<sub>レ</sub>蒸<sub>二</sub>出芝菌<sub>一</sub>  
以爲<sub>二</sub>甲瑞物<sub>一</sub>一  
釋<sub>二</sub>慶綱<sub>一</sub>移<sub>二</sub>數  
縣之地<sub>一</sub>則世必曰  
罪稍解矣。然後收<sub>二</sub>召魂魄<sub>一</sub>置<sub>二</sub>土一<sub>一</sub>鄔<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>耕<sub>一</sub>。朝夕<sub>一</sub>譟<sub>レ</sub>諠<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>文章<sub>一</sub>。庶木  
鐸者<sub>一</sub>采<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>之法宮<sub>一</sub>。增<sub>二</sub>聖唐<sub>一</sub>大雅之什<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>位<sub>一</sub>。亦<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>太平<sub>一</sub>之人<sub>一</sub>矣。此在<sub>二</sub>望外<sub>一</sub>。然終  
欲<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>兄<sub>一</sub>一<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>焉。宗元再拜。

● 僕も亦一個の物たり、即ち愚昧等の道ヲ習、其徳を受くるを得べし ● 慶寧の澤によりて譟諠を放されれば  
の意 ● 属れたるひこばえ ● 慶寧の如き瑞草を属木に生ずる也 ● 一畝半を一鄔とす ● 耕作の民、農  
民 ● 道路に事ぶれる者。木鐸は金口木舌、武事には金鐸を振ひ、文事には木鐸を振ひて道路に徇ふる也 ●  
天子の政を聴く殿宮をいふ

韓愈と史官を論ずる書

正月二十一日  
日某頓首。十  
八丈退之侍  
者。前獲<sub>レ</sub>書言<sub>二</sub>  
史事<sub>一</sub>云<sub>レ</sub>具<sub>二</sub>與<sub>一</sub>  
劉秀才<sub>一</sub>書<sub>一</sub>及<sub>三</sub>  
今乃見<sub>二</sub>書<sub>一</sub>蓋<sub>一</sub>

正月二十一日、某頓首。十八丈退之の侍者、前に書を獲たるに史の事を言ふ。  
云ふ、劉秀才に與ふる書に具すと。今乃ち書葉を見るに及んで、私心甚だ喜ば  
す。退之が往年史事を言ひしと甚だ大いに謬れり。書中に言ふが若くんば、退  
之は一日も館下に在るべからず。安ぞ宰相の意を探りて、以て苟も史を以て  
一韓退之を榮すと爲すことあらんや。若し果して爾らば、退之は豈虚しく宰相の

私心甚不<sub>レ</sub>喜。  
與<sub>三</sub>退之<sub>一</sub>往年  
言<sub>二</sub>史事<sub>一</sub>甚大  
謬。若<sub>二</sub>書中言<sub>一</sub>  
退之不<sub>レ</sub>宜<sub>一</sub>一  
日在<sub>二</sub>館下<sub>一</sub>安  
有<sub>レ</sub>探<sub>二</sub>宰相意<sub>一</sub>  
以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>苟<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>史  
榮<sub>一</sub>一韓退之<sub>一</sub>  
耶。若<sub>レ</sub>果爾。退之  
豈宜<sub>レ</sub>虛受<sub>二</sub>宰相榮<sub>一</sub>已<sub>一</sub>。而冒<sub>二</sub>居館下<sub>一</sub>近密地<sub>一</sub>。食<sub>二</sub>奉養<sub>一</sub>。受<sub>二</sub>使掌故<sub>一</sub>。利<sub>二</sub>紙筆<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>私  
書<sub>一</sub>。取<sub>レ</sub>以供<sub>レ</sub>子弟<sub>一</sub>。費<sub>二</sub>古之志<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>道者<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>是。

己を榮するを受けて、館下近密の地に冒居し、奉養を食し、掌故を役使し、紙  
筆を利用して私書を爲り、取つて以て子弟の費に供すべけんや。古の道に志す  
者は、宜しく是の若くなるべからず。

● 元和九年をあれ ● 排行十八なり、丈は美稱。排行とは一族中其最長又は年齢の關係によりて定めたる順  
序の列にて、退之は韓家の族譜中第十八番目の排行に當る也 ● 劉利に與へた書 ● 劉利に與ふ文公の書  
に、宰相退之を辱んで史官に置くるの意あるを攻むる也 ● 官名、令史の屬官

且退之以爲。  
紀<sub>レ</sub>錄者有<sub>二</sub>刑  
禍<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>肯就<sub>一</sub>。  
尤非也。史以<sub>レ</sub>  
名爲<sub>二</sub>褒貶<sub>一</sub>。猶  
且恐懼不<sub>レ</sub>敢  
爲<sub>レ</sub>。設使<sub>レ</sub>退之

且つ退之以爲らく、紀錄する者は刑禍有り、避けて肯て就かじと。尤も非なり。  
史の名を以て褒貶を爲すすら、猶且つ恐懼して敢て爲さず。設し退之をして御史  
中丞大夫たらしめば、其の人を褒貶成敗する、愈々益々顯かならん。其れ宜しく  
恐懼尤も大なるべきなり。則ち又將揚揚として臺府に入り、美食安坐して、呼

爲御史中丞大夫。其喪既成。敗人愈益顯。其宜恐懼尤大也。則又將揚揚入臺。府。美食安坐。行呼唱於朝。廷而已耶。在御史。猶爾。設使退之爲宰相。生殺出入。升黜天下士。其敵益衆。則又將揚揚入政事堂。美食安坐。行呼唱於內庭。外衛而已耶。何以異。不爲史而榮其號。利其祿者上也。又言。不有二人禍。則有天刑。若以罪夫前古

唱を朝廷に行ふのみならんか。御史に在りてすら猶爾り。設し退之をして宰相たらしめば、天下の士を生殺出入升黜して、其敵益々衆からん。則ち又將揚揚として政事堂に入り、美食安坐して、呼唱を内庭外衛に行ふのみならんか。何を以てか史を爲くらずして其の號を榮とし、其祿を利する者に異ならんや。又言ふ、人禍有らずんば、則ち天刑有らんと。以て夫の前古の史を爲りし者を罪するが若し。然らば亦甚だ感ふ。凡そ其位に居ては、其道を直くせんことを思ふ。道苟も直くんば、死すと雖も回ぐべからざるなり。如し之を回けば、亟に其位を去るに若くは莫し。

- 天刑人禍 ● 記録也、記録上の褒貶に過ぎずとするも ● 中丞は百官を擧用し獄訟を推斷し、大夫は國の刑憲典章を司る ● 掌故や隨從人を命令行使するをいふ ● 擧用・ると黜下すると ● 宰相の政を議する處
- 朝廷の内と其の衝衛 ● 成官位に居ては其官位に相當する道を公明正直に行はんことを思念す、是必然の理也 ● 曲に同じ

之爲史者。然亦甚惑。凡居其位。思直其道。道苟直。雖死不可回也。如同之。莫若亟去其位。

孔子之困於魯衛陳蔡宋齊楚者。其時暗。諸侯不能以也。其不遇而死。不以作春秋。故也。當其時。雖不作春秋。孔子猶不遇而死也。若周公史佚。雖紀言書也。猶遇且顯也。又不得以下春秋。爲孔子累。范曄悖亂。雖不爲史。其族

孔子の魯・衛・陳・蔡・宋・齊・楚に困せしは、其時暗くして、諸侯以ふる能はざればなり。其不遇にして死せしは、春秋を作りしを以ての故にあらざるなり。其時に當つて、春秋を作らずと雖も、孔子猶不遇にして死せん。周公史佚の若きは、言を紀し事を書すと雖も、猶遇ひ且つ顯れき。又春秋を以て孔子の累を爲すことを得ず。范曄は悖亂、史を爲らずと雖も、其族まで亦赤せられん。司馬遷は天子の喜怒に觸れ、班固は下を檢せず、崔浩は其直を沾つて、以て暴虜を鬪はせり。皆中道に非ず。左邱明は疾を以て盲す、不幸に出づ。子夏は史を爲らざれども亦盲せり。是を以て戒と爲すべからず。其餘は皆此に出でざるなり。是退之は宜しく中道を守つて、其直を忘れざるべし、他事を以て自ら恐るゝこと無かれ。退之の恐は、唯直ならざると中道を得ざるとに在りて、刑禍は恐るべき所に非ざる

亦赤。司馬遷  
觸天子喜怒。  
班固不檢下。  
崔浩沽其直。  
以鬪暴虜。皆  
非中道。左邱  
明以疾盲。出於不幸。子夏不爲史。亦盲。不可以是爲戒。其餘皆不出此。是退之宜守中道。不忘其直。無以他事自恐退之之恐。唯在不直。不得中道。刑禍非所恐也。

凡言二百年  
文武士多。有  
誠如此者。今  
退之曰。我一  
人也。何能明  
則同職者。又  
所云若是。後  
來繼今者。又  
所云若是。人  
人皆曰。我一

なり。

●春秋は魯の史記、孔子之を筆削せり ● 周代の言を記し事を書したる人 ● 時に遑うて顯名ありき ● 後漢書の著者、反を露りて誅せらる ● 一族皆誅せられん ● 史記の作者、李陵を囚縛して獄に下る ● 漢書の作者、下侯の無禮を檢束せずして獄中に覆死せり ● 元魏の太武帝に仕へて史を撰せし人、北史崔浩傳參照 ● 中正の道 ● 左氏傳の作者 ● 禮記檀弓に子夏其子之喪して其明を失す云々

凡そ二百年文武の士多しと言ふ。誠に此の如き者あり。今退之は曰く、我一人なり、何ぞ能く明にせんと。則ち同職の者も、又云ふ所是の若く、後來今に繼ぐ者も、又云ふ所是の若く、人人皆我一人と曰はゞ、則ち卒に誰か能く之を紀傳せんや。如し退之但聞知する所を以て、孜孜として敢て忘らず、同職の者も、後來今に繼ぐ者も、亦各々聞知する所を以て、孜孜として敢て忘らずんば、則ち墜ちずして卒に明有らしむるに庶幾からんか。然らずして徒に人の口語を信

人。則卒誰能  
紀傳之耶。如  
退之但以所  
聞知。孜孜不  
敢怠。同職者  
後來繼今者  
亦各以所聞  
知。孜孜不  
意。則庶幾不  
墜。使卒有明  
也。不然徒信  
人口語。每每  
異辭。日以滋  
久。則所云磊  
磊軒天。地者  
決未三必不  
沈沒。且亂雜  
無可攷。非三  
有志者所忍  
恣也。果有  
志。豈當待  
人督責。迫  
蹙。然後爲  
中官守上耶。

又凡鬼神事。  
眇茫荒惑。無  
可準。明者所  
不道。退之之  
智。而猶懼於

じて、每每辭を異にし、日以て滋々久しくんば、則ち云ふ所の磊磊として天地に軒る者、決して未だ必ず沈沒せずんばあらず。且つ亂雜にして攷ふべき無からん。志有る者の忍んで恣にする所に非ざるなり。果して志有らば、豈當に人の督責迫蹙を待つて、然る後に官守を爲すべけんや。

● 文公の書に斯語あるなり ● 我一人にて何ぞよく二百年の事實を明記せんや ● 記録地に墜ちアテして、卒に事跡明瞭なるに至らん ● 話す人毎にそれら異なりたることを言ふ ● 明道の貌なり、文公書中に聖賢の鉅跡傳へずとも沈沒せずとあるを指して駁する也

又凡そ鬼神の事は、眇茫荒惑、準すべきなし。明者の道はざる所なり。退之の智にして、而も猶此に懼るゝか。今學は退之の如く、辭は退之の如く、言論を好むこと退之の如く、慷慨自ら正直を爲して、行行焉たること退之の如くにして、

此。今學如退之。辭如退之。好言論如退之。慷慨自爲正直。行行焉如退之。猶所云如是。則唐之史述。其卒無可託乎。明天子賢宰相。得史才如此。而又不果。甚可痛哉。退之宜更思可爲速爲。果卒以爲恐懼不取。則一日可引去。又何口云行且謀也。今當爲而不爲。又誘館中他人及後生者。此大惑已。不勉己而欲勉人。難矣哉。

猶云ふ所是の如くんば、則ち唐の史述其れ卒に託すべき無からんか。明天子賢宰相史才を得ると此の如くにして、而も又果さず。甚だ痛むべきかな。退之宜しく更に思ふべし。爲すべくんば速に爲せ。果して卒に以て恐懼敢てせずと爲さば、則ち一日に引去るべし。又何を以てか行々且つ謀ると云はんや。今當に爲すべくして爲さず、又館中の他人及び後生の者を誘ふは、此れ大いに惑へるのみ。己を勉めずして人を勉めしめんと欲するは、難いかな。

● 文公の書中に、草々傳記を作らば鬼神に編せられざらんとするを駁するなり ● 鬼の編編は準則すべからず ● 學あり、文辭あり、言論を好み、慷慨自ら正しうし、剛強にして、よく備ずる所を行ふ退之の如き人物にてす云々 ● 剛強の説 ● 史に述作すべきもの卒に付託すべき人なし ● 讀書に行く、且つ引去らんことを謀るとあるに據る ● 館史館中の諸人及び劉生の如き後進の士

韋中立に答へて師道を論ずる書

二十一日宗元白。辱書云。欲相師。僕道不篤。業甚淺近。環顧其中。未見可師者。雖嘗好言論。爲文章。甚不意自是也。不意吾子自京師來。見取。僕自卜固無取。假令有取。亦不取。爲人師。爲人師。且不敢。況敢爲吾子師乎。孟子稱。人之患在好爲人師。由

二十一日宗元白す。書を辱うするに云ふ、相師とせんと欲すと。僕道篤からず、業甚だ淺近なり。其中を環顧するに、未だ師たるべき者を見ず。嘗て言論を好みて文章を爲ると雖も、甚だ自ら是とせざるなり。意はざりき、吾子京師より樹夷の間に來り、乃ち幸に取られんとは。僕自ら卜するに、固より取るべきものなし。假令取るべきありとも、亦敢て人の師とならず。衆人の師とならずら、且つ敢てせず。況んや敢て吾子の師となるをや。孟子稱す、人の患は、好んで人師となるに在りと。魏晉氏より以下、人益々師を事とせず。今の世に師有るを聞かず、有れば輒ち之を譏笑して、以て狂人と爲す。獨り韓愈奮つて流俗を顧みず、笑侮を犯し、後學を收召して、師の説を作り、因つて顔を抗けて師となる。世果して群怪聚罵、指目牽引して、増々與に言詞を爲す。愈是を以て狂名を得たり。長安に居り、炊、熱するに暇あらず、又挈挈として東す。是の如くする者數々なり。

魏晉氏以下。人益不事師。今之世不聞有師。有師則笑之。以為狂人。爾韓愈奮不顧流俗。犯笑侮。收召後學。作師說。因抗顏面爲師。世果羣怪聚罵。指目牽引。而增與爲言詞。愈以是得狂名。居長安。炊不暇熟。又挈挈而東。如是者數矣。

● 元和八年三月月是不詳 ● 自家の道と業との中を視るに師に足るものなし ● 子の見附なる文章を採られんとは全く意外なり ● 世の一般の凡人 ● 賢明なる賢君 ● 孟子離婁上篇に出でたる語 ● かまびすしく笑ふ ● 本書二十九頁に出づ ● 執照として敢て世の流俗にさからふをいふ ● 飯の懸する間もなく奔走して東行せりと也

屈子賦曰。邑犬羣吠。吠所怪也。僕往聞庸蜀之南。復雨少日。日出則犬吠。予以爲過言。前六年。僕來南。二年冬。幸大雪。陰嶺被南。越中數州。數

屈子が賦に曰く、邑犬群り吠ゆと。怪む所を吠ゆるなり。僕往に聞く、庸蜀の南は、恆に雨ふつて日少し、日出づれば則ち犬吠ゆと。予以爲らく過言ならんと。前六七年、僕南に来る。二年冬、幸に大いに雪ふる。嶺を踏えて南越中の數州に被りしに、數州の犬皆蒼黃として吠噬し、狂走すること累日、雪無きに至りて乃ち已みぬ。然して後に始めて前に聞きし所の者を信じき。今韓愈既に自ら以て蜀の日と爲り、而して吾子又吾をして越の雪たらしめんとす。以だ病しからずや。獨り病ましめらるゝのみに非ず、亦以て吾子を病ましめん。然れど

州之夫。皆蒼黃吠噬。狂走者累日。至無雪乃已。然後始信。前所聞者。今韓愈既自以爲蜀之日。而吾子又欲使吾爲之感。雪不以病乎。非獨見病。亦以病吾子。然雪與日豈有過哉。顧吠者犬耳。度今天下。不吠者幾人。而誰敢街怪於羣目。以召聞取怒乎。

も雪と日と豈過有らんや。顧ふに吠ゆる者は犬のみ。度るに今の天下、吠えざる者幾人ぞ。誰か敢て怪を群目に街つて、以て聞を召き怒を取らんや。  
● 屈子が九章中懷沙の賦中に在り ● 二つの國名、書經の牧野に出づ ● 一體に降りおはひしに ● 道の貌、あわて、走りまはるをいふ ● 衆人の羣り怪しむものとなるをいふ ● 師となりてわざと衆人に怪まれ、以て其喧嘩非笑を招き怪惡を取らんや

僕自謫過以來。益少志慮。居南中九年。增脚氣病。漸不喜聞。豈可使嗷嗷者。早暮呻吾耳。吾心則固。僕仆煩憤。愈不

僕、謫過せられてより以來、益々志慮少し。南中に居ること九年、脚氣の病を増し、漸くに聞しきを喜ばず。豈嗷嗷たる者をして、早暮に吾耳に呻り、吾心を齒舌に遣ふこと少からず、獨り人の師と爲るを欠くのみ。抑々又之を聞けり。古は冠禮を重んず、將に以て成人の道を責めんとするなりと。是れ聖人の尤も心を

可過矣。平居望外遺齒舌不少。獨欠爲人師耳。抑又聞之。古者重冠禮。將以貴成人之道。是聖人所尤用。心者也。數百年來。人不復行。近有孫昌胤者。獨發憤行之。既成禮。明日造朝。至外廷。薦笏言於卿士曰。某子冠畢。應之者咸無然。京兆尹鄭叔則。佛然曳笏卻立曰。何預我耶。廷中皆大笑。天下不以非鄭尹而快孫子。何哉。獨爲所不爲也。今之命師者。大類此。

吾子行厚而

用ふる所の者なり。數百年來、人復行はず。近ごろ孫昌胤といふ者有り、獨り憤を發して之を行ひ、既に禮を成すや、明日朝に造り、外廷に至つて、笏を薦めて卿士に言つて曰く、某の子冠し畢ると。之に應ずる者咸く無然たり。京兆の尹鄭叔則は、佛然として笏を曳いて卻立して曰く、何ぞ我に預からんやと。廷中皆大いに笑ふ。天下以て鄭尹を非つて、孫子を快とせざるは何ぞや、獨り爲さざる所を爲せばなり。今の師に命ぜらるゝ者は大いに此に類す。

吾子は行厚うして辭深し。凡そ作る所は、皆恢恢然として古人の形貌有り。僕敢

- 多言の義。かれこれと口やかましく人を非難する事共
- 遠ひ居るなり
- 横臥頽擗、憤は心亂る、を謂ふ
- 人の口端にかゝる。蕭蕭の音多きをいふ也
- 唯人の顔となるといふせしりだけは受けず
- 既に成人たり人道に背くべからずとの義
- 笏をはさむなり
- 怒る貌
- 孫氏獨り天下の行はざる所を行へばなり
- 人の顔とはつて之に従ふ者

辭深。凡所作。皆恢恢然。有古人形貌。雖僕敢爲師。亦何所增加也。假而以下僕年先吾子。聞道著書之日不後。誠欲往來言所聞。則僕固願悉陳。中所得者。吾子苟自擇之。取某事去。某事則可矣。若定是非。以教吾子。僕材不足。而又畏。則所陳者。其爲不取也決矣。吾

て師と爲ると雖も、亦何の増加する所あらん。假而僕の年吾子に先つて、道を聞き書を著すの日後れざるを以て、誠に往來して聞く所を言はんと欲せば、則ち僕は固より願くは、悉く中に得る所の者を陳べん。吾子苟くも自ら之を擇んで、某事を取り、某事を去らば、則ち可ならん。是非を定めて以て吾子を教ふるが若きは、僕の材足らず、而して又前に陳ぶる所の者を畏る。其爲すことを敢てせざるや決せり。吾子前に吾文を見んと欲せし所は、既に悉く以て之を陳せり。以て子に耀明せんとするに非ず、聊か以て子の氣色、誠に好悪する何如を觀んと欲するのみ。今書來り、言ふ者既に大いに過ぐ。吾子は誠に佞譽諛諛の徒に非ず、直に愛せらるゝ甚しきが故に然るのみ。

- 大なる貌
- 子の心の中を得る所の全部
- 其取るべきを取り捨つべきを捨てば可也、我自ら是非を取捨して教ふるは不可也
- 蜀の日越の雪を指す
- 誇り示す
- 眞に予が文を好むか否かを觀察す
- 實美大いに過ぐ
- 予が文を愛すること甚しきが故のみ

子前所<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>吾文。既<sub>レ</sub>悉<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>陳<sub>レ</sub>之。非<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>耀<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>子。聊<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>觀<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>氣色。誠<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>惡<sub>レ</sub>何<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>一也。今<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>來。言者既<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>過。吾子誠<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>佞<sub>レ</sub>譽<sub>レ</sub>誣<sub>レ</sub>諛<sub>レ</sub>之徒。直<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>愛<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>耳。

始吾幼且少。爲<sub>レ</sub>文章。以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>工。及<sub>レ</sub>長。乃知<sub>レ</sub>文者。以<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>道。是<sub>レ</sub>固<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>苟爲<sub>レ</sub>炳<sub>レ</sub>烺<sub>レ</sub>烺。務<sub>レ</sub>采<sub>レ</sub>色。夸<sub>レ</sub>聲譽。而<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>能也。凡<sub>レ</sub>吾所<sub>レ</sub>陳。皆<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>近<sub>レ</sub>道。而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>道之果<sub>レ</sub>近<sub>レ</sub>乎。遠<sub>レ</sub>乎。吾子好<sub>レ</sub>道。而可<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>文。誠<sub>レ</sub>者其<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>遠矣。故<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>每<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>二

始め吾幼にして且つ少なるとき、文章を爲るに、辭を以て工と爲せり。長ずるに及んで乃ち文は以て道を明にするを知りぬ。是固より苟も炳烺烺、采色を務め、聲音を夸るを爲して、以て能と爲さざるなり。凡そ吾陳する所は、皆自から道に近しと謂へり、而も道の果して近きか遠きかを知らざるなり。吾子は道を好んで吾文を可とす。或者は其れ道に於いて遠からざらん。故に吾文章を爲る毎に、未だ嘗て敢て輕心を以て之を掉かさず、其割にして留らざらんことを懼るればなり。未だ嘗て敢て怠心を以て之を易くせず、其弛みて嚴ならざらんとを懼るればなり。未だ嘗て敢て昏氣を以て之を出さず、其味没して雜るを懼るればなり。未だ嘗て敢て矜氣を以て之を作さず、其僣蹇として驕らんことを懼るればなり。之を抑へて其奥を欲し、之を揚げて其明を欲し、之を疎にして其通を欲

文章。未<sub>レ</sub>嘗<sub>レ</sub>敢以<sub>レ</sub>輕<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>掉<sub>レ</sub>之。懼<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>割<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>也。未<sub>レ</sub>嘗<sub>レ</sub>敢以<sub>レ</sub>怠<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>易<sub>レ</sub>之。懼<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>弛<sub>レ</sub>而不<sub>レ</sub>嚴<sub>レ</sub>也。未<sub>レ</sub>嘗<sub>レ</sub>敢以<sub>レ</sub>昏<sub>レ</sub>氣<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之。懼<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>味<sub>レ</sub>没<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>雜<sub>レ</sub>也。未<sub>レ</sub>嘗<sub>レ</sub>敢以<sub>レ</sub>矜<sub>レ</sub>氣<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>之。懼<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>僣<sub>レ</sub>蹇<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>驕<sub>レ</sub>也。抑<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>奧<sub>レ</sub>。揚<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>明<sub>レ</sub>。疎<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>通<sub>レ</sub>。廉<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>節<sub>レ</sub>。激<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>。欲<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>清<sub>レ</sub>。固<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>。欲<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>。此<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>羽<sub>レ</sub>翼<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>一也。

し、之を廉にして其節を欲し、激して之を發して其清を欲し、固くして之を存して其重きを欲す。此れ吾夫の道を羽翼する所以なり。

- 文辭の修飾 ● 鮮明なるを謂ふ ● 四六文の調に拘泥するが如き類 ● 輕佻の心を以て文に勢をつける如き事ヲセザ ● 矜持にしてちつつかず ● 怠る心にてマナクと書く如き事ヲセザ ● しまりなくして嚴正を失す ● 疎闊の氣分 ● 疎闊に於いて文が錯雜となる ● 誇り驕る氣分 ● 無傲の狀 ● 「之」の字は皆心を指すなり

本<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>質<sub>レ</sub>。本<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>詩<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>恆<sub>レ</sub>。本<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>禮<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>。本<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>春秋<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>。本<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>易<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>動<sub>レ</sub>。此<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>

之を書に本づけ、以て其質を求め、之を詩に本づけて、以て其恆を求め、之を禮に本づけて、以て其宜を求め、之を春秋に本づけて、以て其斷を求め、之を易に本づけて、以て其動を求む。此れ吾道を取る所以の原なり。之を殺梁氏に參へて、以て其氣を厲し、之を孟荀に參へて、以て其支を暢べ、之を莊老に參へて、以て其端を肆にし、之を國語に參へて、以て其趣を博くし、之を離騷に參

取道之原也。參之穀梁氏。以厲其氣。參之孟荀。以暢其支。參之莊老。以肆其端。參之國語。以博其趣。參之離騷。以致其幽。參之太史。以著其深。此吾所以旁推交通。而以為之文也。凡若此者。果是耶。非耶。有取乎。抑其無取乎。吾子幸觀焉。擇焉。有餘。以告焉。苟垂來以廣是道。子不有得焉。則我得矣。又何以師云爾哉。取其實。而去其名。無招越蜀吠怪。而為外庭所笑。則幸矣。宗元復白。

へて、以て其幽を致し、之を太史に參へて、以て其潔を著はす。此れ吾旁く推し交へ通じて、而して以て之が文を爲る所以なり。凡そ此の若き者は、果して是非か、取ること有るか、抑々其れ取ること無きか。吾子幸に觀て擇べ。餘有らば以て告げよ。苟も亟に來つて以て是道を廣めよ。子得ること有らずんば、則ち我得ん。又何を以てか師と云はんや。其實を取つて其名を去らんのみ。越蜀の吠怪を招き、外庭の笑ふ所と爲る無くんば則ち幸なり。宗元復白。

● 道徳の本質を書經に求む ● 不易の情を詩經に求む ● 適宜の指翼を禮に求む ● 是非の判斷を春秋に求む ● 變通の道を易に求む ● 勸懲傳によりて氣節を厲にす ● 孟子荀子によりて枝節を精密にす ● 莊子老子によりて端緒を肆大にす ● 國語によりて趣向を博くす ● 離騷によりて幽深の趣を求む ● 司馬遷の史記によりて潔清の致を著はす ● ひろく 家に通じて其美を備ふ ● 同じく道を學べば君と我と交々益を得る所ありと也 ● 越蜀蜀日となりて世人の怪を取り、狂騷して笑を受けしが如くならざんば至幸なるべし。凡て前文に照應す

### 卷之八

#### 解を送る序

人咸言。吾宗宜碩大。有二積德焉。在高宗時。竝居尚書省。二十二人。遭諸武。以故衰耗。武氏敗。猶不能興。爲尚書吏者。間十數歲。乃一人。永貞年。吾與族兄登。竝爲禮部。屬吾黜。而季父公

人咸言ふ、吾が宗宜しく碩大なるべし、積徳有り。高宗の時に在りて、尚書省に竝居する者二十二人、諸武に遭ひ、故を以て衰耗せり。武氏敗れて猶興る能はず、尚書の吏と爲りし者、十數歳を間て、乃ち一人なり。永貞の年に、吾、族兄登と、竝に禮部の屬と爲りしが、吾は黜けられて、季父公純、更に刑部郎と爲り、則ち加々稠し。又宗中の文雅を爲むる者を觀るに、炳炳然たるもの十を以て數ふ。仁義は固より其素なり、意ふに復興らんか。吾、僂人と爲つて南郷に居りしより、後の穎然として出づる者は、吾之を見ざるなり。其道路に在つて、幸にして余に過ぎる者、獨り漸を得たり。漸は質厚うして諂はず、敦朴にして裕なる



韓。更爲刑部郎。則加稱焉。又觀宗中爲文雅者。炳炳然以十數。仁義固其素也。意者復興乎。自晉爲僂人。居南鄉。後之。穎然出者。吾不見之也。其在道路。幸而遇余者。獨得。淵。源。質。厚。不。詭。敦。朴。有。裕。若。器。焉。必。隆。然。大。而。後。可。以。有。受。擇。所。以。入。之。者。而。已。矣。其。文。蓄。積。甚。富。好。慕。甚。正。若。三。麟。焉。必。基。之。廣。而。後。可。以。有。蔽。擇。其。所。以。

有り。器の必ず隆然として大に、而して後に以て受くる有るべきが若し。之に入  
る。所以の者を擇ぶのみ。其文蓄積甚だ富み、好慕甚だ正し。牆の必ず基する  
こと廣うして、而して後に以て蔽ふ有る可きが若し。其之を出す所以の者を擇ぶの  
み。聖人の道を勤め、輔くるに孝悌を以てせば、嚮時の美に復せんこと、吾が漸に  
於て是を望む。汝往けや、諸宗人に見えて、我爲に謝して勉めよ。大山の麓にし  
て止り、升ることを得ざるが若くなること無かれ。其れ唯川のごとく已まざらん  
かな。吾、子を去つて終に夷に老せん。

- 海は子厚の同族 ● 柳氏の宗族は大きく繁やべき也 ● 則天武后の一族の專恣たりし時柳爽罪を蒙りて黜  
けられ、それより柳氏衰へたり ● 柳宗の年號 ● 字は孝寬、後に河東節度使たり ● 曠に同じ、罪人なり
- 才能出羣の稱 ● 旅先きの意。子厚當時柳州驛居の時なればいふ ● 假寓を訪ふ ● 器大なり故に之  
に入る、物を慎むべし、即ち人物大なれば特に學術行義を正しくすべしと也 ● 牆の土壁 ● 高宗の時の如  
き盛譽 ● 山麓にして止まる勿れ、川流の息まざるが如くなるべしとの意 ● 汝を失はすの義

出之者而已矣。勸聖人之道。輔以孝悌。復嚮時之美。吾於解焉是望。汝往哉。見諸宗人。爲我謝而勉焉。無若大山之麓。止而不升也。其唯川之不巳乎。吾去子終老於夷矣。

婁圖南秀才の淮南に遊んで將に道に入らんとするを送る序

僕未冠。求進士。聞婁君名。甚熱。其所爲歌詩。傳誦都中。通數經。及羣書。當時爲文章。若崔比部。于衛尉。相與稱其文。衆皆曰。納言曾孫也。而又有是。咸推讓爲先登。後十餘

僕未だ冠せず、進士を求めしとき、婁君の名を聴くこと甚だ熱せり。其爲る所の歌詩、都中に傳誦す。數經及び羣書に通じ、當時文章を爲るもの、崔比部・于衛尉の若き、相與に其文を稱せり。衆皆曰く、納言の曾孫なり、而して又是有り。咸推讓して先登と爲す。後十餘年、僕尙書郎より謫せられて零陵に來り、婁君を觀るに猶白衣たり、居るに室宇無く、出づるに僮御無し。僕深く異んで之を訊ふ。乃ち曰く、今夫れ科名を取る者は、貴勢に交り、親戚に倚り、合へば則ち羽翮を挿み、風濤を生じ、沛焉として餘り有り。吾有すること無し。不らんば則ち飲食に饜き、堅良を馳せて、以て朋徒に歡し、相質へて資と爲し、

年。僕自尚書  
 郎讀來。零陵。  
 觀。君。猶。爲。  
 白衣。居。無。室。  
 字。出。無。御。一。  
 僕。深。異。而。訊。  
 之。乃。曰。今。夫。  
 取。科。名。者。交。  
 貴。勢。倚。親。戚。  
 合。則。插。羽。關。  
 生。風。濤。沛。焉。  
 而。有。餘。吾。無。  
 有。也。不。則。賢。  
 飲。食。馳。堅。良。  
 以。歡。於。朋。徒。  
 相。賀。爲。資。相。  
 易。爲。名。有。不。  
 諸。者。以。氣。排。  
 之。吾。無。有。也。  
 不。則。多。筋。力。

相易へて名を爲す。諾せざる者有れば、氣を以て之を排す。吾有ること無し。不  
 らずんば則ち筋力多くして造請を善くし、朝夕恆人の前に屈折し、高門に走り、  
 大車を邀へ、矯笑して僞言し、卑陋して媀嬖し、一旦の容を偷んで、以て其伎を  
 售る。吾有ること無きなり。自ら度るに、卒に其勢に堪ふること能はず。故に之  
 を捨て、遊ぶ。湖江を逾えて豫章に出で、南海に至り、復桂よりして下る。少う  
 して道士の言を好み、藥を餌つて壽を爲し、未だ其術を盡さず。故に行いて且に  
 之を求めんとすと。僕聞いて愈々疑ふ。

● 道士の道也 ● 五經以上の經以上を兼修するをいふ ● 崔比所名は鶴、比部は官名、刑部は屬官也 ●  
 于部、衛尉の官に在る也 ● 雲即徳をいふ、師徳は武后の時に納言の官に在りし也 ● 科場にて第一に登第す  
 るをいふ ● 無位無官の平民たり ● 官吏登用試験によりて名を成す者をいふ ● 然ち形勢を得て、羽翼を  
 生じ、海の風濤を起す如く有餘ある勢となる ● 堅車良馬 ● 互に資け合ひ譽め合ふ ● 人に就きて  
 請儀借頼すること ● 普通常人 ● 恥を包み世辭を言ふ ● 一時他に容れられん事を力む ● 黃老の  
 說奉を、長生秘訣を説く者

善造請。朝夕屈折於恆人之前。走高門。邀大車。矯笑而僞言。卑陋而拘險。一且之容。以  
 售其伎。吾無有也。自度卒不能堪其勢。故舍之而遊。逾湖江。出豫章。一。至南海。復由桂而下  
 也。少好道士言。餌藥爲壽。未盡其術。故行且求之。僕聞而愈疑。

往時觀下得進  
 士者。不必若  
 妻君之言。又  
 不能類。妻君  
 之文。又無  
 納言之大德  
 以爲之祖。無  
 比部衛尉以  
 爲之知。而升  
 名者百數十  
 人。今妻君非  
 不足也。顧不  
 樂而適耳。因  
 爲余留三年。  
 他日又曰。吾  
 所以求於心

往時進士を得る者を觀るに、必ずしも妻君の言の若くならず。又能く妻君の文學  
 に類せず。又納言の大徳、以て之が祖と爲ること無く、比部衛尉の以て之が知と  
 爲ること無し。而して名を升ぐる者百數十人、今妻君足らざるに非ざるなり。顧  
 ふに樂まずして適るのみ。因つて余が爲に留まること三年なりき。他日又曰  
 く、吾心に求むる所以の者未だ克はず、今其れ行かん。余既に其名を適るを  
 異み、又其久しく我に留るを徳とす。故に之が言を爲す。夫れ君子の出づるは、  
 以て道を行はんとするなり。其處るは、以て獨り其身を善くせんとするなり。今  
 天下理平、主上亟々士を求むるの詔を下す。妻君の智は以て職に任じ事を用ふ  
 べく、文は以て風を宣べ徳を歌ふべし。世に行はば、必ず其道に合うて、之を進

者未克。今其行也。余既異其遺於名。而又德其久留於我也。故爲之言。大君子之出。以行道也。其處以獨善其身也。今天下理平。王上亟下求士之詔。彼君智可。以任職用事。文可。以宣風。歌行於世。必有合其道。而進二藹之者。遂而爲處士。吾以爲非時。將曰老而就休耶。則甚少且銳。羸而自養耶。則甚碩且武。則三其所。以處一。咸無名焉。若苟焉。以圖壽爲道。又非吾之所謂道也。

薦する者有らん。遽にして處士と爲れるは、吾以爲らく時に非ずと。將に老いて休に就くと曰はんとするか、則ち甚だ少うして且つ鋭し。羸れて自ら養ふか、則ち甚だ碩にして且つ武なり。其處る所以を問ふに、咸名無し。若し苟焉として壽を圖るを以て道と爲さんには、又吾の所謂道に非ざるなり。

- 學問文章其君に及ぶ能はず
- 世を過れて出て仕へざるに因みて、吾が爲めに水州に逗留すること三年に及べり
- 研究せんと欲する方術
- はなわけの言
- 出て、仕ふるをいふ
- 齋居靜處なり
- 教化を宣布し君徳を頌揚す
- 雲君老衰事に堪へざるにあらざ云々
- 時勢長大
- 名義無し

夫形軀之寓於土。非吾能私之。幸而好求堯舜孔子之志。唯恐不

夫れ形軀の土に寓するや、吾能く之を私するに非ず。幸にして好んで堯舜孔子の志を求め、唯得ざらんことを恐る。幸にして堯舜孔子の道を行ふに遇うて、唯懼らざらんことを恐る。是の若くにして壽ならば可なり。之を求めて得、之を

得。幸而遇行二堯舜孔子之道。唯恐不。若是而壽可也。求之而得。行之而懼。雖天其誰悲。今將以呼噓爲食。咀嚼爲神。無事爲閑。不

行うて懼る、天すと雖も其れ誰か悲まん。今將に呼噓を以て食と爲し、咀嚼を神と爲し、無事を閑と爲し、死せざるを生と爲さんとす。則ち深山の木石と、大澤の龜蛇と、皆老いて久し。其道に於ける何如ぞや。僕嘗て儒を學び、之を持して得ず、是に陷るのみ。以て出づれば則ち窮し、以て處れば則ち乖く。其れ宜しく道を言ふべからざるや、審なり。吾子が僕に私せらるゝを以てし、而して又其去るを重んず。故に竊に言ひ、之を書して密に授く。

- 士は士の義務あり自分勝手にその形軀を處すべからず
- 清氣を呼吸するをいふ
- 藥餌を咀嚼する也
- 木石龜蛇皆無爲にして長命なり
- 流罪に陥り頤の身となれるをいふ
- 雲君摩々子に問へり
- 君がこの斯地を去るを惜む

道何如也。僕嘗學於儒。持之不得。陷於是。以出則窮。以處則乖。其不宜言道也審矣。以吾子見私於僕。而又重其去。故竊言。而書之。而密授焉。

吳武陵と同じく李睦州に贈る詩の序

潤之盜竊。貨財聚徒黨。爲反謀二十年。今天子即位。三年。大立制度。於是盜恐且奮。將遂其不善。視部中良守。不爲己用者。誣陷去之。睦州由是得罪。天子使御史按問。館於睦。自門及堂。皆其私卒爲衛。天子之衛不得搖手。辭卒致具。有聞盜遂作。而廷臣猶川其

潤の盜竊、貨財を竊み、徒黨を聚め、反謀を爲すこと十年なり。今の天子位に即いて三年、大いに制度を立つ。是に於て盜恐れ且つ奮ひ、將に其不善を遂げんとす。部中良守の己が用を爲さざる者を視れば、誣陷して之を去る。睦州是由つて罪を得たり。天子御史をして按問せしめ、睦に館す。門より堂に及ぶまで、皆其私卒衛を爲せり。天子の衛は手を搖すを得ず、辭卒に具るを致す。聞く有つて盜遂に作りぬ。而るに廷臣猶其文を用つて、睦州を南海の上に斥く。既に道に上りしとき、盜、徒百人を以て、楚越の郊に遮りしが、戦つて且つ走り、乃ち完きを得て、左官の吏と爲りぬ。幾もなくして盜は禽に就き、之を社壇の外に斬りぬ。論者謂ふ、宜しく睦州を還して、以て其誣を明にすべしと。既に大赦を更へて、始めて永州に移る。長安を去ること尙四千里、睦州未だ嘗て自ら言はず。吳武陵は剛健の士なり、懷うて忍ぶこと能はず、是に於て其誠を踴躍し、其聲を鏗鏘にして、出して之が寺を爲り、然して後に内に兼せり。余固よ

欠

# 欠

八愚詩。紀於溪石上。

## 飲を序す

買小邱。一日  
鋤理。二日洗  
滌。遂置酒溪  
石上。擲之爲  
記。所謂牛馬  
之飲者。離坐  
其背。實觴而  
流之。接取以  
飲。乃置監史  
而令曰。當飲  
者。舉之。十  
寸者。三。逆而  
投之。能。不。測  
於。狀。不。止。於  
底。不。沈。於。底

小邱を買うて、一日には鋤理し、二日には洗滌し、遂に溪石の上に置酒す。擲の記を爲りて所謂牛馬の飲といふ者、其背に離り坐し、觴に實て之を流し、接取して以て飲む。乃ち監史を置いて令して曰く、當に飲むべき者は、籌の十寸なる者三を挙げ、逆つて之を投ぜんに、能く沈に測らず、底に沈まざる者は、過して飲まず、測り止り沈む者は、飲むこと籌の数の如くせよと。既に或は之を投ずれば、則ち旋眩滑汗、舞ふが若く躍るが若く、速なる者あり遅き者あり、去る者あり住まる者あり。衆皆石に據つて注視し、歡忭して以て其勢を助く。突然として逝けば、乃ち事無きを得。是に於て或は一飲、或は再飲す。客に婁生圖南といふ者有り、其之を投するや、一たびは測り、一たびは止まり、

者。過不飲。而  
洞而止。而沈  
者。飲如。之  
數。既或。之  
則旋眩。滑  
若舞若。速  
者。選者。去者  
住者。衆皆。石  
圖南者。其投之也。一洞一止一沈。獨三飲。衆乃大笑。驩甚。

一たびは沈み、獨り三飲せり。衆乃ち大いに笑ひ、驩ぶこと甚し。  
● 次巻に出でたる結繩羅西小高記 ● 右の記文中に出づ ● 驩は目付枝、史は其助役なり、詩經小雅賓之初  
庭篇に出づ ● 飲む言に富つた人は ● 舞木、かざとり ● 流に逆つて役り入る ● 水の回れを云ふ、酒  
卷 ● 小州 ● さかづきを次に送りて飲まざるとならん ● 其言の歌だけ益を重ぬべし ● 旋轉定まらず  
或は流れて濡らず ● 汗は汗なり、拍子すること

余病瘧。不能  
食。酒至。是醉  
焉。遂損。益其  
令。以窮。日夜  
而不知。歸。吾  
聞昔之飲。酒  
者。有。揖讓。酬  
酢。百舞。以爲  
禮者。有。叫號

余瘧を病んで、酒を食ふこと能はず、是に至つて醉ふ。遂に其令を損益し、以て  
日夜を窮めて、歸ることを知らざりき。吾聞く昔の酒を飲む者は、揖讓酬酢、  
百舞して以て禮を爲す者有り。叫號屢々舞ひ、沸くが如く、羹の如くにして、以  
て極と爲す者有り、裸袒袒褻して、以て達と爲す者有り、絲竹金石の樂を資つ  
て、以て和と爲す者有り、促數糺遯を以て密と爲す者有り。今は則ち舉是と  
異なり。故に百舞を捨て、禮し、叫號すること無くして極し、袒褻せずして達

屢舞。如。沸。如  
羹。以。爲。極。者。  
有。裸。袒。袒。褻。  
以。爲。達。者。有。  
資。絲。竹。金。石。  
之。樂。以。爲。和。  
者。有。以。促。數。  
糺。遯。而。爲。密。  
者。今。則。舉。異。  
是。焉。故。捨。百。  
拜。而。禮。無。叫。號。  
於。以。合。山。水。之。樂。成。二。君。子。之。心。宜。也。在。二。序。飲。以。貽。後。之。人。

し、金石に非ずして和し、糺遯を去つて密に、簡にして同じ、肆にして恭し、衍  
衍として従容たり。於に以て山水の樂を合せ、君子の心を成す宜なるかな。序  
飲を作り、以て後の人に貽す。  
● 腹内の結構 ● いくち飲みても酔はざるを食酒といふ、病氣の爲めに早く酔ひたりと也 ● 前述の酒令を  
加減して ● 夜飲み通す ● 會歸して酒盃を獻酬するなり ● 往昔飲酒の禮なり、禮記樂記篇に見ゆ ●  
詩經に見えたる字面 ● 樂みの極 ● 身を露し臂を露す ● 放逐にして禮法に拘らず ● 和樂 ●  
禮數繁多、過失を犯して避ざる也 ● 簡易にして和同す ● 放逐にして恭敬 ● 従容和樂の貌

零陵城南。環  
以。翠。山。延。以。  
林。麓。其。崖。谷

永州崔使君の讌南池に遊ぶに陪する序  
零陵城南は、環すに翠山を以てし、延くに林麓を以てせり。其崖谷の委會  
は、則ち泓然池と爲り、澗然溪と爲り、其上に楓栢竹箭哀鳴の禽多く、其下に茨

之委會。則泓然爲池。潯然爲溪。其上多鳴之禽。其下多茨芡蒲菜。騰波之魚。鱗里闔。誠游觀之佳麗者已。崔公既。其政寬以肆。其風和以廉。既樂其人。又樂其身。於暮之春。徵賢合。登舟於。之津。連山倒垂。萬象在下。浮空泛景。蕩

芝蒲菜、波を騰ぐるの魚多し。太虚を滄澗し、里闔を澹澗にす。誠に游觀の佳麗なる者のみ。崔公既に來るや、其政は寬にして以て肆、其風は和にして以て廉なり。既に其人を樂ましめ、又其身を樂ましむ。暮の春に於て、賢を徵し、姪を合せて、舟に茲の水の津に登るに、連山倒垂し、萬象下に在り。空を浮べ景を泛べて、蕩として外無きが若く、碧落を横ぎりて以て中貫し、太虚を陵いで徑ちに度る。羽觴飛翔し、匏竹激越、熙然として歌ひ、婆然として舞ひ、頤を持して笑ひ、睨目して偃る。日の將に暮れんとするを知らず。則ち向の物に於いて、負く無しと謂ふべきなり。昔の人、樂の常にすべからず、會の必ずすべからざるを知らず、歡に當つて戚たる者之有りき。況んや公の理、行、宜しく去つて厚錫を受くべきをや。席の賢者、率ね皆官に在つて澤を蒙り、方に將に鱗介を脱して羽翮を生ぜんとす。夫れ豈湘中に遷超して、顛頓の客と爲らんや。余既に世に委廢せられて、愼に是の山水と伍を爲すことを得。而も茲會の再び

若無外。橫二碧落一以中貫。陵二太虚一而徑度。羽觴飛翔。匏竹激越。熙然而歌。婆然而舞。持頤而笑。睨目而偃。不知二日之將暮。則於二向之物者。可謂無負矣。昔之人。知樂之不。可常會之不。可必也。當歡而戚者。有之。況公之理。行宜去受。厚錫。而席之賢者。率皆在官。蒙澤。方將脱鱗介。一生羽翮。夫豈。越。湘。中。爲。顛。頓。客。一耶。余既委廢於世。愼得與是山水。爲伍。而悼。茲。會。不。可。再。也。故。爲。文。志。之。

すべからざるを悼む。故に文を爲つて之を志す。

- 崔公時に永州の刺史たり ● 水の聚集すること ● 上どみ瀟ふること ● 風はかへて、掃はくす、竹箭は蕭幹とすべき小竹 ● 茨はあじばす、芡はひし、蒲はがま、蘆ははす ● 大空をつゝみひたす ● 村里の景をたゞよはす ● 政治は寛大にして自由也。「寛」の字一に「生」に作る。△ 蔣本に従ふ ● 政の風化は溷和正廉 ● 三月は暮春なり ● 蕩然としてはてしなきが如く ● 空、水に映じて大空をいふ也 ● 上文にいふ所と同意也 ● 樂酒なり、鮑は笙を作るべく、竹は笛を造るべし ● 樂む貌 ● 舞ふ貌 ● 頤を指ふ ● 目を見はかりて心おこりす ● 前述の風景 ● 憂愁の貌 ● 厚き賜物 ● 將軍崔君とす ● 足進まざる貌 ● ヤつれ覆せたる貌 ● 委棄除去

嶺南節度饗軍堂の記

唐の制に嶺南を五府と爲す。府の部州十を以て數ふ。其大小の戎、號令の用は、則ち節度使に聽く。其外の大海に蠻夷多し、流求訶陵より、西のかた大夏康居

唐制嶺南爲五府。府部州以十數。其大

小之戎。號令之用。則聽於節度使焉。其外大海多蠻夷。由流求詞。陵西抵大夏。康居。環水而國。以百數。則統於押蕃船使焉。內之輻員萬里。以執秩拱稽。時聽教命。外之羈屬數萬里。以譯言贊寶。歲帥貢職。合二使之重。以治於廣州。故實軍之事。宜無不與校。大。且

に抵るまで、水を環つて國するもの百を以て數ふ。則ち押蕃船使に統ぶ。内の幅員萬里、執秩拱稽を以て、時に教命を聽く。外の羈屬數萬里、譯言贊寶を以て、歲ごとに貢職に帥ふ。二使の重を合して、以て廣州に治す。故に賓軍の事は、宜しく與に大を校せざることを無かるべし。且つ賓に牲牢饗饋、嘉樂好禮有りて、以て遠きを同じうし疎きを合す。軍に饋饗宴饗、旋るを勞らひ歸るを勤むる有り。以て力を羣め心を一にす。是の治に於てや、閑閣階序、他邦と類すべからず、必ず厚棟大梁、夷庭高門にして、然る後に以て上は揖讓に充て、下は歩武に周かるべし。今の御史大夫扶風公、廣州に廉し、且つ二使を專にし、徳を増して以て遠人を來し、威を申べて以て、戎政を修め、大いに饗宴合樂して、其豐盈に從へり。

- 五嶺の南を謂ふ、今の廣東地方
- 廣州、安南、桂、岳、容
- 府の配下の州
- 琉球
- 西域の同名
- 外蕃官なり、節度使之を兼ぬ
- 官吏の所秩を取歸り、兵士の名簿を執りて上る役
- 朝貢する屬國

賓有牲牢饗饋。嘉樂好禮。以同遠合。疎。軍有饋饗宴饗。勞旋勤歸。以羣力一心。於是治也。閑閣階序。不可與他邦類。必厚棟大梁。夷庭高門。然後可。以上充於揖讓。下周於二步武。今御史大夫扶風公。廉廣州。且專二使。增德以來。遠人申威。以修戎政。大饗宴合樂。從其豐盈。

通譯寶物 賓禮と軍事と ともに其大を比較すべきとの意 牛羊豕を牲とし、饗饋を申とし、禮を禮とし、醴を饋と曰ふ 詩經疏に、出車以て饗を勞し杜を杖い一以て歸を勤む云々と 閑は里邑の門、閑は巷の門、階は堂の階、序は堂の東西の階 大庭 馬庭 嶺南節度使に同じ、廉は察訪の義 節度及び押蕃船使 手厚き饗饋待遇

先是爲堂於治城西北。阪其位。公北向。賓衆南向。奏部伎於其西。視泉池於其東。偶與庫側。庭廡下。陋日未及。晡。則赫炎當目。汗眩

是より先き堂を治城の西北阪に爲る。其位、公は北向し、賓衆は南向し、部伎を其西に奏し、泉池を其東に視る。偶與庫側、庭廡下陋にして、日未だ晡に及ばざるに、則ち赫炎目に當り、汗眩更起る。而して禮克く終ること莫し。故に凡そ大宴饗、大賓旅には、則ち外壘に寓して、儀形稱はず。公是に於て始めて其制を斥け、堂を爲ること南面にし、横に八楹、從に十楹あり。嚮の宴位、化して東序と爲る。西又之の如し。其外更衣の次、膳食の宇、觀を列ねて以て目を游



更起。而禮莫二  
克終。故凡大  
宴饗。大賓旅。  
則寓於外。燕  
儀形不稱。公  
於是始斥其  
制。爲堂南而  
橫八楹。從十  
楹。嚮之宴位。  
化爲東序。西  
又如之。其外  
更衣之次。膳  
食之宇。列觀  
以游。日。偶亭  
以展。聲。彌望  
極。顧。莫究。其  
取。則變。是  
甲子克成。

ばせ、亭を偶して以て聲を展ぶ。彌望極顧、其往を究むること莫し。泉池の舊、  
増く濬くし益々植ふ、以て暇し以て息す、林壑に在るが如し。工焉にか取ると  
問へば、則ち師輿是供し、役焉んか取ると問へば、則ち蠻隸是徵す。材焉んか  
取ると問へば、則ち隙字是遷す。或は其國を益し、山に伐つて海に浮ぶ。農賈手  
を拱し、目を張りて具るを視る。乃ち十月の甲子に克成せり。

● 伎樂雜劇の部を分ちたるものを曰ふ ● 輿は室の西階南序の居なり、庖厨は低く隣り ● 廡はひさし  
也、廡廡は低くむき苦し ● 汗流れ、目眩めく ● 外部に同じ ● 楹は柱なり、八楹は即ち八間の義 ●  
序ははそとの ● 延東を改むる爲めの間 ● 樓 ● 見渡す能はざる所に空穴なり ● 部下の軍隊な  
ど ● 管内の蠻民 ● 空屋なり、あきま ● 材の不足せるは山に取り海運に托す ● 商賈民は唯  
其の出来榮えに驚きて見物するのみ

公命鑿於新  
堂。牙茸。金  
節。析羽。旗  
於下。鼓以  
晉。金以鐸。公  
與監軍使。肅  
上賓。延羣  
將校士吏。  
成次於位。弁  
裳。屬衣。胡  
蠻。唯野就  
列者。千人以  
上。鑼。鼎。體  
節。燔。炮。載  
炙。羽。沈。泛  
醜。盃。之。物。  
齊。均。飲。於  
卒。士。與。王。之  
伎。櫻。服。夷  
之。伎。櫻。

公命じて新堂に鑿す。幢牙茸、金節析羽、旗旗旗、咸下に飾り、鼓するに  
鼓晉を以てし、金するに鐸を以てす。公監軍使と上賓を肅め、羣僚を延く。  
將校士吏咸く位に次ぐ。弁裳屬衣、胡夷蠻、唯野列に就く者、千人以上。  
鑼鼎體節、燔炮載炙、羽醜盃互の物、沈泛醜盃之齊、均しく卒士を飲かしめ、與  
王の舞、服夷の伎、櫻擊吹鼓の音、飛騰幻怪の容、遠邇に賞觀す。禮成り樂  
遍くして、敍を以て賀す。且つ曰く、是の邦臨護の大なる、五人之を合す。是堂  
の制に非ずんば、以て物を備ふべからず。公の徳に非ずんば、以て衆を容るべか  
らず。往初に曠しうして、今茲より肇む。大和人有り、以て遠方に觀す。古の  
戎政も、其れ曷を用つてか此に如かん。華元は名大夫なり、羊を殺して御者に及  
ほさず。霍去病は良將軍なり、肉を餘して士に饑色あり。猶克く能を稱し  
て、以て垂れて今に到れり。矧んや茲れ美を具へ、其道廢せざるをや。願くは  
金石に刻し、以て永く後祀に示さんと。遂に相與に來り告げ、且つ辭を乞ふ。其

擊吹鼓之音。

飛騰幻怪之容。冀觀於遠。

以。敍而賀。且曰。是邦臨護之大。五人合之。非是堂之制。不可。以備物。非公之德。不可。以容衆。願於。往初。肇自。今茲。大和有。人以。觀。遠方。古之。戎政。其。曷。用。如。此。華元。名大夫也。殺。羊。而。御者。不。及。霍。去。病。良。將。軍。也。餘。肉。而。士。有。饑。色。猶。克。稱。能。以。垂。到。今。矧。茲。具。美。其。道。不。廢。願。刻。於。金。石。以。永。示。後。祀。遂。相。與。來。告。且。乞。辭。其。讓。不。獲。乃。刻。於。茲。石。

● 輻は旗子(ハタホコ)、牙は大将の旗、蓋は馬印の類にて、旗十の尾にて造る、蓋はその毛の形容。金節は金製の節信、折々は旗飾。龍を畫くは所、龍虎は旗、鳥筆は旗、鳥の金羽を繋けたるは旗。● 簪も管も共に太鼓の音也。● 弁宴は草を織りて作れる宴。鬪衣は毛織の衣。● 目を張る貌。● 銅は鏡を盛る器、饗節は牲に就いて曰ひ、燔炮は炙り焼き、臛は大肉、膾は魚鮓の類、互は甲殼の類。● 沈は清酒、泛は濁酒、醴は赤色酒、醴は薄白酒酒、寔は造酒の分量。● 七朝七功舞の類。● 西涼伎は胡伎の類。● 櫻は夏に同じ、うちなすは。● 飛躍舞等の舞業や手品。● 邦に臨んで之を臨る。● 五府の討撃使を兼ねるを曰ふ。● 天地の化育を贊助する程の人物。● 春秋の宋の大夫、羊を軍士に贖して御者に及ばず、御者につて軍途に敗績せり。● 漢武帝時代の名将。● 記は年と同じ。

興州江運記

御史大夫嚴公、梁に收たる五年、嗣天子周漢の律を進め秩を増すの典を用ひ、

御史大夫嚴

公。牧於。梁。五。年。嗣。天。子。周。漢。進。律。增。秩。之。典。以。親。諸。侯。謂。公。有。功。德。理。行。就。加。禮。部。尙。書。是。年。四。月。使。中。謁。者。來。錫。公。命。賓。僚。吏。屬。將。校。卒。士。鰲。老。童。孺。填。溢。公。門。舞。躍。歡。呼。願。建。碑。紀。德。垂。萬。祀。公。固。不。許。而。相。與。怨。吝。遂。違。如。不。飲。食。於。是。西。鄙。之。人。密。以。刊。山。導。江。之。事。願。刻。嚴。石。曰。維。梁。之。西。其。蔽。曰。某。山。其。守。曰。興。州。興。州。之。西。爲。二。

以て諸侯を親む。公が功德理行有るを謂うて、就いて禮部尙書を加へらる。是の年四月、中謁者をして來つて公に命を錫はしむ。賓僚吏屬、將校卒士、鰲老童孺、公の門に填溢して、舞躍歡呼し、碑を建て徳を紀し、億萬祀に垂れんことを願ふ。公固く許さず。而も相與に怨吝し、違違如として飲食せず。是に於て西鄙の人、密に山を刊り江を導くの事を以て、嚴石に刻せんことを願ふ。曰く維梁の西、其蔽を某山と曰ひ、其守を興州と曰ふ。興州の西は戎の居たり。歳ごとに亭障を備へ、實つるに精卒を以てするも、道の險隘なるを以て、兵は食に困しみ、守用つて固からず。

● 漢中節度使嚴。● 順宗皇帝。● 格式を進め、秩議を増す。● 唐には諸侯なし、新節度使の諸侯に類するを指していふ也。● 治行也、唐代高宗の諱を避けて理の字を用ふるを例とせし也。● 官名。● 熊を撃つ言ふ、熊は効制也。● 鷹の無情を思ひ。● 防備する貌、うちなすとし。● 燕著きて飲食すことだに能はず。● 本。新り道を通ず。● 山の蔽障。● 堡壘也。

戎居。設備。亭障。實以。二精卒。以。二道之險隘。兵困於食。守用。不固。

公患之曰。吾嘗爲。二興州。凡其士人之故。吾能知之。自。二長舉。北至於。二青泥山。又西。二抵於。二成州。過。二栗亭川。躡。二寶井堡。崖谷。峻隘。十里百折。負重而上。若。二踏。利刃。盛秋。水潦。窮冬。雨雪。深泥。積水。相輔爲害。顛踣。騰藉。血流。二棧道。稷糧。芻

公之患へて曰く、吾嘗て興州と爲れり。凡そ其土人の故は、吾能く之を知れり。長舉より北青泥山に至るまで、又西成州に抵り、栗亭川を過ぎ、寶井堡を踰ゆるに、崖谷峻隘、十里百折、重を負うて上れば、利刃を踏むが若し。盛秋の水潦、窮冬の雨雪には、深泥積水、相輔けて害を爲し、顛踣騰藉、血棧道に流れ、稷糧芻藁、谷に填ち山に委し、牛馬羣畜、相藉きて物故し、師夫力を畢し、守卒頸を延ぶ。嗷嗷の聲其れ哀しむべきなり。是の若くなる者、三百里に綿つて餘れり。長舉よりして西は、以て江を導いて下らば、二百里にして至るべし。昔の人知るを得ること莫し。吾命を君に受けて斯人を首ふ。其れ已むべけんやと。乃ち軍府の幣を出して、以て器用を備へ、山に即き功を傲ふ。是に由つて巨石を轉じ、大木を什し、焚くに炎火を以てし、沃ぐに食醴を以てし、其堅剛を摧き、化

藁。填。谷。委。山。牛馬羣畜。相藉。物故。師夫。力。守。卒。頸。延。嗷。嗷。之。聲。其。可。哀。也。若。是。者。綿。三。百。里。而。西。可。以。躡。江。而。下。二。百。里。而。至。昔。之。人。莫。得。知。也。吾。受。命。於。君。而。育。斯。人。其。可。已。乎。乃。出。軍。府。之。幣。以。備。器。用。即。山。麓。功。由。是。轉。巨。石。什。大。木。焚。以。炎。火。

して灰燼と爲す。春補の下、易きこと朽壤よりも甚し。乃ち關き乃ち墾し、乃ち宣べ乃ち理む。山の曲直に随つて、以て人力を休し、地の高下に順つて、以て濇悍を殺ぎ、其功既に成つて、威其素の如し。是に於て壅土を決去し、江濤を疏導す。萬夫呼抃して、志の如くならざるは莫く、雷騰雲奔、百里一瞬、既に會し既に遠く、淡として安流となり、燕徒謳歌し、枕臥して至る。戍人虞るゝ無く、力を專にして寇を待つは、惟我公の功なり、時か伴しかるべけんや。而も以て德に酬ゆる無く、其大願を致さんとするに、又命を得べからず。

- 興州の別吏たりしをいふ ● 事柄については ● 重荷 ● 水たまり ● 路は強、蹕は蹕。たふれこるがりよにじると也 ● かけはし。險隘の處、山岩を鑿りて版築を築したる路也 ● はしひ、かて、何科の草
- 互にふみあひて死すと也 ● 人夫 ● 軍府の貨幣 ● 山に於て直に人夫を募集す ● 醴酒を注いで岩を碎く ● もつこ、すき ● 濇く水路を通ず ● 省き休ましむ ● 豆綱の勢を殺ぐ ● みみ豫想の通り也 ● 水路をふさぎし土 ● 衆徒皆謳歌し、船中に枕臥して至る ● 公の功に比すべきものなし ● 魏碑記徳の許可なきを言ふ

沃以食醴。掘其堅剛。化為灰燼。奮錘之下。易其朽壤。乃闢乃鑿。乃宣乃理。隨山之曲直。以休人力。順地之高下。以殺二濇悍。其功既成。成如其素。於是決去壅上。疏導江濤。萬夫呼井。莫不如志。雷騰雲奔。百里一瞬。既會既遠。淡為二安流。蒸徒謳歌。枕臥而至。成人無虞。專力待寇。惟我公之功。疇可侔也。而無以酬德。致其大願。又不可得命。

矧公之始來。屬當惡歲。府庫甚虛。器備甚殫。飢饉晷。札死徙充路。輒三公節用愛人。克安而老窮有養。幼乳以途。不問不使。成得其志。公命鼓鑄。庫有兵。公命屯田。師有餘糧。選徒練旅。有衆孔武。

矧んや公の始めて来るや、屬々惡歲に當り、府庫甚だ虚しく、器備甚だ殫き、飢饉、昏札して、死徙路に充てり。公が用を節し人を愛し、克く而の生を安んぜしに頼りて、老窮も養ふこと有り、幼乳も以て遂げ、問はず使はず、咸く其志を得たり。公鼓鑄を命じて、庫に利兵有り。公屯田を命じて、師に餘糧有り。徒を選び旅を練り、有衆孔だ武に、刑を平にし獄を議して、有衆黜されず。石を増し防を爲つて、我稻梁を膏にし、歳に兇菑無く、家に積倉有り。傳館是飾つて、旅其歸を忘れ、杞梁已に成りて、人危きを履まず。是の若くなる者は、皆戎の隙を以て、士を帥るて之を爲し、四人の力を出さずして、百役已に就れり。且つ我西鄙の職官、故具に擧ぐる能はず、惟公は和恆直方、廉毅信讓、

平刑讓獄。有衆不隳。增石爲防。膏我稻梁。歲無凶菑。家有積倉。傳館是飾。旅忘其歸。杞梁已成。人不履危。若是者。皆以戎隙。帥士而爲之。不出四人之力。而百役已就。且我四鄙之職官。故不能具舉。惟公和恆直方。廉毅信讓。敦尚儒學。抑損貴位。率忠與仁。以厚其誠。有可三以安。利於人者。行之堅勇。不俟終日。其興功濟物。宜如此其大也。昔

儒學を敦尚し、貴位を抑損し、忠と仁とに率つて、以て其誠を厚うす。以て人を安利すべき者有れば、之を行ふこと堅勇に、日を終ふるを俟たず。其功を興し物を濟すや、宜しく此の如く其れ大なるべきなり。昔の國を爲むる者は、惟水事を重しと爲せり。故に大澤を障へ、其官を勤めて、封國を受けし者有り。西門利を遺して、史起歎を興し、白圭鄴を壑にして、孟子與せず。公能く險を夷け勞を休め、以て萬代を惠めり。其功烈尤も章章として、蓋ふべからざるなり。是を用つて辭を假り工に調け、勅して之を存し、用つて永く後祀に憲とす。

- 天死を礼とし未だ命名せざるに死するを禮とす
- 死亡流徙
- 存問もせず使役もせず
- 兵器を備ること、鼓は屬なり、輜は軍
- 屯兵に耕作せしむる也
- 旅館
- 杠は小橋、梁は舟楫
- 四民に同じ、士農工商
- 稼向するなり
- 自家の貴き官位を抑へ損す
- 盤驗水官と云り、汾澮二水を源き大澤を防ぐ、瀕功を嘉して汾川に封すと左傳に出たり
- 魏の西門豹十二渠を鑿りて運澮に便す、史記之を讀れること史記に見ゆ
- 孟子と同時代の人、水を治めて孟子に讀れる
- 規範



庶人之子爲二俊士者。使中執其業而居其官。而考正焉。助教之職。佐博士以掌鼓篋。極楚之政令。分其人而教之。育之。其有通經力學者。必於歲之杪。升於禮部。聽簡試焉。課生徒之進退。必酌於中道。非博雅莊敬之流。固不得臨於是。故有去而升於朝者。

す歳の杪に於いて、禮部に升けて簡試するを聽し、生徒の進退を課して、必ず中道を酌る。博雅莊敬の流に非ずんば、固より是に臨むを得ず。故に去つて朝に升る者有り、賀秘書は是に由つて博士と爲り、歸散騎は是に由つて左拾遺と爲れり。舊制に拾遺を以て八品の清官と爲す、故に必ず名實ある者を以て其遺に居く。貞元中王化既に成り、經籍少聞あり。有司太學の官を命ずること、頗る以て易と爲す。名譽を專にし、文章を好む者は、咸く學官と爲るを恥づ。是に至つて河東の柳立、始めて前の進士を以て茲の職に署せられんことを求め、天水の武儒衡、閩中の歐陽詹又之に繼ぐ。是の歳四門の助教と爲るもの、凡て三人、皆文士なり。京師以て異と爲せり。余は立と祖を同じうし、武功と同じく禮部に升り、歐陽生と同じく文に志せり。四門の助教署に、未だ嘗て前人の名氏を紀さず。余故に之が記を爲りて、夫の三子者より始まることを見すなり。

● 俊秀の者 ● 前次に列る ● 禮記に出づ、鼓は始業 報じ、鼓は書を讀す、極楚は共に犯則者を罰する鞭

也 ● 年末に同じ ● 學博く行正しきこと ● 賀知章秘書監たり ● 歸崇敬散騎常侍たり ● 役柄よくして職務閑散なるもの ● 名譽あり實力ある者 ● 經學の道尙少しく聞障あり ● 功は公の誤か、一本には君に作れり

賀秘書由是爲博士。歸散騎由是爲左拾遺。舊制以拾遺爲八品清官。故必以二名實者居於其位。貞元中。王化既成。經籍少聞。有司命太學之官。頗以爲易。專二名譽好文章者。咸恥爲二學官。至是河東柳立。始以二前進士求署二鼓篋。大水武儒衡。閩中歐陽詹又繼之。是歳爲二四門助教。凡三人。皆文士。京師以爲異。余與立同祖。與武功同升於禮部。與歐陽生同志於文。四門助教署。未嘗紀二前人名氏。余故爲二之記。見於天。三子者一始也。

道州の鼻亭神を毀つての記

鼻亭の神は象の祠なり、何よりして始めて立てしかを知らず。因つて除くこと勿く、完うして恆に新なり。相傳ふること且に千歲ならんとす。元和九年、河東の薛公、刑部郎中より道州に刺たり。穢を除き邪を革め、和を下に敷く。州の罷人、亂を去つて治に即き、呻を變じて謠を爲す。瘼の起つが若く、矇の瞭なる

鼻亭神象祠也。不知何自始立。因而勿除。完而恆新。相傳且千歲。元和九年。河

東薛公。由三刑部。除職革邪。數和於下州。之罷人。去亂。即治。變呻爲。若。而。瞭。騰。相視。謹言。克順。既。於。理。公乃考。民。風。披。地。圖。得。是。曰。象。之。道。以爲。子。則。做。以爲。弟。則。賊。君。有。鼻。而。天。子。之。吏。實。理。以。惡。德。而。專。三。世。祀。殆。非。化。吾。人。之。意。上。哉。命。亟。去。之。於。是。撤。其。屋。墟。其。地。沈。其。主。於。江。

るが如く、騰踴して相視、謹言して克く順ひ、既に理を底しぬ。公乃ち民風を考へ、地圖を披いて是の祠を得たり。駭いて曰く、象の道、以て子としては則ち做り、以て弟としては則ち賊なり。有鼻に君たれども、天子の吏實に理せるのみ。悪徳を以て世祀を專にするは、殆んど吾が人を化するの意に非ずと。命じて亟に之を去らしむ。是に於て其屋を撤し、其地を墟にし、其主を江に沈む。

- 永州道縣北に在り
- 韓の弟象
- 取り除くことなく、殺害すれば終極を加へていつも新なり
- 憲宗の年號
- 韓伯高
- 中和の標を下民にしき施す
- 殿脚、若人々
- 瘻は足なへ、瘻にあきめくら

公又懼楚俗之尙鬼而雜諛也。乃徧告於人曰。吾聞

公又楚俗の鬼を尙んで諛し難きを懼れ、乃ち徧く人に告げて曰く、吾聞く鬼神は非類に欲けずと。又曰く淫祀は福無しと。凡そ天子の刺史を下に命ずるは、以

鬼神不飲非類。又曰淫祀無福。凡天子命刺史於下。非以專士疆也。蓋將教季悌。去奇邪。俾斯人敦忠睦友。祗肅信讓。以順於道。吾之斥是祠也。苟以明教也。苟離於正。雖千載之違。吾得而更之。況今故乎。苟有不善。雖異代之鬼。吾得而擯之。況斯人手。

て土疆を專にし、貨賄を督するのみに非ざるなり。蓋し將に孝悌を教へ、奇邪を去つて、斯人をして敦忠睦友、祗肅信讓、以て道に順はしめんとするなり。吾の是の祠を斥くるは、以て教を明にせんとするなり。苟も正に離れば、千載の違と雖も、吾得て之を更めん、況んや今茲をや。苟も不善有らば、異代の鬼と雖も、吾得て之を擯はん、況んや斯の人をやと。州民既に諭つて、相與に歌つて曰く、我に耆老あり、公其肌を懐む。我に病癘有り、公其羸を起す。髻童の鬘なるも、公實に之を智にし、鰥孤の孔だ頼めるも、公實に之を遂けしむ。孰か悪徳を尊べる、遠く古よりす。孰か淫昏を羨める、我をして斯に替ならしむ。千歳の冥より、公其戸を開けり。我子泊び孫、世を延いて慕ふこと有らんと。宗元時に永州に謫せらる、公の邦に邇し。其歌詩を聞いて、以爲へらく古道は用ふる罕なり、公に頼つて存すと。一祠を斥けて二教興る。明罰鬼神に行はれ、懼悌懼夷に達す。惟淫祠を禁じて、非類を黜くるのみならざるなり。願くは記を爲

州民既諗。相與歌曰。我有耆老。公懷其肌。我有病瘵。公起其羸。賢童之歸。公實智之。鯀孤孔。公實遂之。孰尊惡德。遠矣自古。孰羨淫昏。俾我斯賢。千歲之笑。公闢其戶。我子泊孫。延有慕宗。元時調永州。邇公之邦。聞其歌詩。以為古道罕用。賴公而存。斥一祠而二教世興焉。明詞行於鬼神。愷悌達於蠻夷。不惟禁淫祠。黜非類而已。願為記以刻山石。俾知教之首。

りて、以て山石に刻し、教の首を知らしめん。

● 左傳に見えたる管叔の語。鬼神は自分と血縁なき他人の祭をば受けずと也 ● 禮記曲禮篇に出づ。正しからざる祀は之を祭るも福なしと也 ● 諸み深く信義禮讓あること ● 千載を去る遠き古事と雖もの儀 ● 老人に同じ ● 病人 ● 垂髪の小兒の頭 ● 生活を満足に達せしむ ● 象を指す ● 不正の祭祀 ● 自然の國鬼神に行はると、和樂の道警明に及ぶと

零陵郡に乳穴を復する記

石鍾乳は餌の最良なる者なり、楚越の山に多く産す。連に於けると詔に於ける者と、獨り世に名あり。連の人、盡くるを告ぐるごと五載、以て貢するときは則ち諸を他部に買へり。今刺史崔公至るや、逾月にして穴人來り、乳の復するを以

連之人。告盡焉者五載矣。以貢。則買諸他部。今刺史崔公至。逾月穴人來。以乳復告。邦人悅。是祥也。雜然謠曰。叱之。熙熙。崔公之來。公化所。徹土石。蒙烈。以為不信。起視乳穴。穴人笑之。曰。是惡知所。謂祥耶。嚮吾以刺史之貪。展嗜利。徒吾役而不吾貨也。吾是以病

て告ぐ。邦人は祥なりと悦び、雜然として諺つて曰く、叱の熙熙たる、崔公の來ればなり。公化の徹する所、土石も烈を蒙る。以て信ならずと爲さば、起つて乳穴を視よと。穴人之を笑つて曰く、是惡んぞ所謂祥なるを知らんや。嚮には吾刺史の貪戻にして利を嗜み、徒に吾を役して吾に貨せざるを以て、吾是を以て病へて給けり。今吾刺史は、令明にして志潔く、頼を先にして力を後にし、欺誣屏息し、信順体洽す。吾是を以て誠に告ぐ。且つ夫乳穴は、必ず深山窮林に在り。冰雪の儲する所、豺虎の窟する所、由つて入る者は、昏霧に觸れ、龍蛇を扞ぎ、火を束ねて以て其物を知り、繩を縋いで以て其返を志す。其勤たる是の若し。出で、又吾直を得ずば、吾是を用つて安んぞ盡くるを以て告げざるを得んや。今人に令して乃ち誠あり、吾告ぐる故なり。何の祥とか之爲さんと。吾之を聞いて曰く、諺ふ者の祥とするや、乃ち其怪たる所の者なり。笑ふ者の祥に非ずとするや、乃ち其所謂眞の祥なる者なり。君子の祥は、政を以てして怪



而給焉。今吾  
刺史令明而  
志潔。先細而  
後力。欺誣屏  
息。信順休洽。  
吾以是誠告  
焉。且夫乳穴。  
必在深山窮林。冰雪之所儲。豺虎之所窟。由而入者。觸二昏霧。扞龍蛇。東火以知其物。際繩  
以志其返。其動若。是出又不。得吾直。吾用是安得。不以盡告。今令人而乃誠。吾告故也。何  
祥之爲。吾聞之曰。諺者之祥也。乃其所爲。怪者也。笑者之非祥也。乃其所謂。眞祥者也。君  
子之祥也。以政不以怪。誠乎物而信乎道。人樂用命。熙熙然以效其有。斯其爲政也。而獨  
非祥也歟。

邑之有觀游。  
或者以爲非。  
政。是大不然。

を以てせず。物に誠あつて、道に信あれば、人命を用ふるを樂んで、熙熙然とし  
て以て其有を效さん。斯れ其政を爲すなり。而るを獨り祥に非ざらんやと。

- 樂川 ● 州名、廣東府に屬す ● 崔君敏 ● 石鐘乳がまた出るやうになりたりと告ぐ ● 此は民に同
- じ、民の相樂むを言ふ ● 手宮を給せざ ● 人民の福利を先とす ● 上の部下の願はく折合よし ● 人に
- 命令すること信實なり、故に我も亦誠實に告ぐ

零陵三亭の記

邑の觀游有る、或る者以爲らく政に非すと。是大いに然らず。夫れ氣煩へば  
則ち慮亂れ、視察れば則ち志滯る。君子は必ず游息の物、高明の具有り。之を

夫氣煩則慮  
亂。視遊則志  
滯。君子必有  
游息之物。高  
明之具。使二之  
清寧平夷。恆  
若有餘。然後  
理達而事成。  
零陵縣東有  
山麓。泉出石  
中。沮洳汚塗。  
羣畜食焉。積  
藩以蔽之。爲  
縣者積數十  
人。莫知發視。  
河東薛存義。  
以吏能開二州  
楚開潭部舉  
之。假湘潭令。  
會零陵政彪

して清寧平夷なること、恆に餘り有るが若くならしめて、然る後に理達して事成  
る。零陵縣の東に山麓有り、泉石中より出づ。沮洳たる汚塗、羣畜食む。積藩  
以て之を蔽ふ。縣を爲むる者數十人を積して、發き視ることを知るもの莫し。河  
東の薛存義、吏能を以て荆楚の間に聞ゆ。潭部之を舉げて、假に湘潭の令たらし  
む。會々零陵政彪れ賦授る。民牧に訟ふ。能を推し弊を濟ひ、來つて茲の邑に  
蒞むに、遁逃せるもの復還し、愁痛せるもの笑歌す。通租限役、期月にして辨  
理す。宿蠶織奸、披露して首服す。民既に税を辛へ、相與に歡んで道途に歸し、  
迎へて里閭に賀するに、門に管吏の席を施かず、耳に鞀鼓の召を聞かず、雞豚糶  
醕、宗族に及すことを得たり。州牧尙び、旁邑倣ふ。然り而して未だ嘗て劇を以  
て自ら撓まず、山水鳥魚の樂み、澹然として自若たり。乃ち牆藩を發き、羣畜  
を驅り、沮洳を決疏し、山麓を搜剔するに、萬石林の如く、積拗池と爲りぬ。爰  
に嘉木美卉、垂水繁峰有り、瓏壘蕭條たり。清風自ら生じ、翠煙自ら留り、植

賦擾。民訟於牧。推能濟弊。來蒞茲邑。遁逃復還。悲痛笑歌。連租匿役。期月辨理。宿盡藏奸。披露首服。民既卒稅。相與歡歸。道途迎賀。里閭門不施。胥吏之席。耳

すして遂ぐ。魚は廣閑を樂み、鳥は靜深を慕ふ。別孕巢穴、沈浮嘯萃、蓄はすして富めり。木を伐りて江に墜し、邑門に流す。土を陶するに埴を以てし、亦署の側に在り。人、力を勞する無くして、工以て利あるを得たり。

● 觀覽遊息の場處 ● 亭臺など高くして眺望佳き建物 ● 心志清寧、思慮平夷 ● 低濕の汚泥地 ● かさね ● 縣治の役人數十人交代したるを言ふ ● 湖潭の觀樂史 ● 政治亂れ賦稅を失す ● 前存義復轉 ● 年貢の未進も夫役の逃避も ● 久しく嗜好せし歴史等 ● 自官屈伏す ● 賦賦を督促する小吏 ● 夫役督促の鼓笛 ● 積は蒸米、酷は醜酒 ● 一に「州陸」に作る、蓋し州牧に同じ ● 窪みたる地 ● 兼は兼の俗字にて羣集の義 ● 兼水を形容す ● 兼を別孕と曰ふ ● 或は沈少或は浮き或は林間に鳴集す ● 粘土なり ● 一に「土」に作る

乃作三亭。陟

乃ち三亭を作る。陟降晦明、高き者は山巔に冠らしめ、下き者は清池に俯せし

降晦明。高者冠山巔。下者俯清池。更衣。列置備具。賓以燕好。族以館舍。高明游息之道。具於邑。由薛爲首。在昔裨諲謀野。而獲宓子彈琴。面理。亂慮滯志。無所容入。則夫觀游者。果爲政之具歟。薛之志。其果出於是歟。及其弊也。則以玩替政。以荒去理。使繼是者。咸有薛之志。則邑民之福。其可既乎。余愛其始。而欲久其道。乃撰其事。以書於石。薛拜曰。吾志也。遂刻之。

め、更衣膳養、列置備具す。賓以て燕好し、旅以て館舎す。高明游息の道、是の邑に具ること、薛由りして首と爲す。在昔裨諲野に謀つて獲、宓子琴を弾じて理む。亂慮滯志、容入する所無くんば、則ち夫の觀游は、果して政を爲すの具か。薛の志其れ果たして是に出づるか。其の弊に及んでや、則ち玩を以て政に替へ、荒を以て理を去つ。是に繼ぐ者をして、咸く薛の志有らしめば、則ち邑民の福たる、其れ既くべけんや。余其始を愛して、其道を久しうせんことを欲し、乃ち其事を撰して、以て石に書す。薛拜して曰く、吾が志なりと。遂に之を刻す。

● 或は遊り、或は降り、或は眺く、或は明かきり ● 崑崙かへの室、料理の室 ● 春秋圖の大夫、左傳襄公三十一年の條を見よ ● 呂氏春秋に見ゆ、琴を彈じてよく單父を治せり ● 觀遊を玩んで政を顧みず ● 兼意して治を宏廢す

永州龍興寺東邱の記

遊之適大率有二。曠如也。奧如也。如斯而已。其地之阻峭。出幽鬱。寥廓悠長。則於曠宜。抵邱垤。伏灌莽。迫連。因合。則於奧宜。因其曠。雖增以崇臺。延閣。迴環日星。臨瞰風雨。不可病其敞也。因其奧。雖增以茂樹。藥石。穹若洞

遊の適大率二有り、曠如たり、奥如たり、斯の如きのみ。其地の阻峭を凌ぎ、幽鬱を出で、寥廓悠長なるは、則ち曠に於て宜しく、邱垤に抵り、灌莽に伏して、迫連廻合するは、則ち奥に於て宜し。其曠に因れば、増すに崇臺延閣を以てし、日星を廻環し、風雨を臨瞰すと雖も、其敞を病むべからざるなり。其奥に因れば、増すに茂樹藥石を以てし、穹たる洞谷の若く、蒼たる林麓の若しと雖も、其邃を病むべからざるなり。今の所謂東邱とは、奥の宜しき者なり。其始は龍の外の棄地、今得て合せ、以て堂の北垂に屬す。凡そ坳窪坻岸の狀、其故を廢すること無く、屏するに密竹を以てし、聯ぬるに曲梁を以てす。桂檜松杉椶櫚の植、幾んど三百本。嘉卉美石、又之を經緯せり。俛して綠綺に入れば、幽陰蒼蔚、歩武錯進して、出でん所を知らず。溫風燦せすして、清風自ら至

る。水亭隱室、曲さに奥趣有り。然り而して至るものは、往往邃を以て病なりと爲す。

- 遊覽地の心に通ずるものに大體二種あり
- 眺望の廣闊なること
- 幽深なること
- 峻しく峙つこと
- 空虛閑靜
- 意迫にして餘裕なく回旋屈曲す
- 見晴しの好すぐるを要ふるに及ばず
- 宮庭をなすこと
- 洞谷の如く、蒼鬱たるを林麓の如し
- 龍は塔下に在りて佛像を安置する室也、其室外のすたれ地也
- 垂は壁に通ず、堂のはづれ也
- 低窪の地、水邊、小州
- 曲折したる處
- 瀟湘の瀾
- 蒼蔚は蒼向
- 略きが、錯進は錯進ふ茲に入りまじること
- 陝少の室

谷。蒼若林麓。不可病其邃也。今所謂東邱者。奥之宜者也。其始龍之外棄地。今得而合焉。以屬於堂之北垂。凡坳窪坻岸之狀。無廢其故。密以屏竹。聯以曲梁。桂檜松椶。櫚之植。幾三百本。嘉卉美石。又經緯之。俛入綠綺。幽陰蒼蔚。歩武錯進。不知所出。溫風不燦。清風自至。水亭隱室。曲有二奧。趣然而至焉者。往往以邃爲病。

噫龍興永之佳寺也。登高殿。可三以望。南極。關大門。可三以瞰。湘流。若

噫龍興は永の佳寺なり、高殿に登らば以て南極を望むべく、大門を闢かば以て湘流を瞰るべし。是の若きは其曠なり。而るに是の小邱に於て、又將に披いて之を攘はんとす。則ち吾所謂遊に二有るといふ者、乃ち闕けて其地の宜しきを喪

是其曠也。而於此小邱。又特被而擴之。則吾所謂游有二者。無乃闕焉。而喪其地之宜乎。邱之幽。可。以處。休。邱之宜。可。以。遊。吾。通。去。故。邱。之。下。太。和。不。遷。故。邱。之。巖。與。乎。故。邱。孰。從。我。游。余。無。三。召。公。之。德。懼。剪。伐。之。及。也。故。書。以。新。後。君。子。

ふこと無からんか。邱の幽幽たる、以て休に處るべし。邱の窟窟たる、以て妙を觀るべし。潺湲通れ去る、茲の邱の下、太和遷らず、茲の邱の巖、奥乎たる茲の邱、孰か我に従つて游ばん。余に召公の德無し、剪伐の及ばんことを懼る。故に書して以て後の君子に祈る。

● 幽幽の窟窟をも謂むべし ● 見晴しに於ては既に十分なるに、又此小邱をきりとりはらんとするは、遊に二ある内の一たる奥が缺けて地の宜しきを失ふ譯也 ● 休息の時に宜し ● 奥奥く薄暗し ● 陸奥中和の氣 ● 名は此、周成王を輔けし人詩經召南甘棠の詩を參照すべし

永州新堂記

將爲三峽谷巖巖淵池於二郊邑之中。則必

將に三峽谷巖巖淵池を郊邑の中に爲らんとするときは、則ち必ず山石を斲にし、淵壑に溝し、險阻を凌絶し、人力を疲極して、乃ち以て爲すこと有るべし。然

盤山石。溝淵壑。凌絶險阻。可。以。有。爲。也。然。而。求。天。作。地。生。之。狀。咸。無。得。焉。逸。其。人。因。其。地。全。其。天。昔。之。所。難。今。於。是。乎。在。永。州。實。惟。九。嶷。之。麓。其。始。度。土。者。環。山。爲。城。有。石。焉。譬。於。奧。草。有。泉。焉。伏。於。土。窟。地。虺。之。所。蟠。狸。鼠。之。所。游。茂。樹。惡。木。嘉。葩。毒。卉。

り而して天作地生の状を求むるに、咸く得ること無し。其人を逸し、其地に因り、其天を全うするは、昔の難しとせし所、今是に於てか有り。永州は實に惟九嶷の麓、其始の土を度る者、山を環して城を爲れり。石有れども奥草に翳れ、泉有れども土塗に伏す。地虺の蟠る所、狸鼠の遊ぶ所、茂樹惡木、嘉葩毒卉、亂雜して爭植し、號して穢墟と爲す。韋公の來る既に逾月、理甚だ事無し。其地を望んで且つ之を異とし、始めて命じて其蕪を葺り、其塗を行る。之を積んで邱如たり、之を鑿いて劉如たり。既に焚き既に醜して、奇勢迭に出で、清濁質を辨ち、美惡位を異にす。其植を視れば、則ち清秀敷舒、其蓄を視れば、則ち溶漾紆餘たり。怪石森然として、四隅を周り、或は列り、或は跪き、或は立ち、或は仆る。竅穴透邃、堆阜突怒す。

● 屈曲してうつろなる谷 ● 平かならざる岩石 ● 山石を運致す ● 淵壑をほりわりて水を引き ● 人力をつからしつゝして漸く出来上り、さて天地自然に出来居る山壑淵池の形状を得んと求むるも少しも得るとなし

亂華而爭植。號爲二穢墟。草公之來。既逾月。理甚無事。望其地。且異之。始命芟其蕪。行其塗。積之邱如。獨之劉如。既焚既廩。奇勢迭出。清濁辨質。美惡異位。視其植。則清秀敷舒。視其蓄。則溶漾紆餘。怪石森然。周於二四隅。或列或跪。或立或仆。竅穴透透。堆阜突怒。

と也 ① 山の名、野原に在り ② 積聚せる蕪草にほはれ ③ 泥土にふさがりかくる ④ 蛇は蛇に同じ、  
 豎は毒蛇 ⑤ 得難なる空地 ⑥ 高きと邱の如し ⑦ 泥土を掃除して水清潔なり ⑧ 草を焚き水を分ち  
 疏す ⑨ 水蒸動して蒸動す ⑩ 穴は奥深く、小阜は屹然たり

乃作棟宇。以爲二觀游。凡其物類無不。合形補勢。效伎於二堂廡之下。外之連山高原。林麓之崖。開闢隱顯。遷延野綠。遠混天碧。咸會於二譙門之內。已乃延客入觀。

乃ら棟宇を作つて、以て觀游を爲す。凡そ其物類、形を合せ勢を輔け、伎を堂廡の下に效さざるは無し。之を外にしては連山高原、林麓の崖、開闢して隱顯す。邇く野綠に延き、遠く天碧に混じて、咸く譙門の内に會す。已にして乃ち客を延いて入觀せしめ、繼ぐに宴娛を以てす。或は贊し且つ賀して曰く、公の作を見て、公の志を知る。公の土に因つて勝を得るは、豈俗に因つて以て化を成すを欲するならざらんや。公の惡を釋て、美を取るは、豈殘を除いて仁を佑げんと欲するならざらんや。公の濁を鑄いて清を流すは、豈貪を廢て、廉を立てんと欲するならざらんや。

らんや。公の高きに居て遠きを望むは、豈家々撫して戸々曉すを欲するならざらんや。夫れ然らば、則ち是堂や、豈獨り草木土石、水泉の適のみならんや。山原林麓の觀のみならんや。將に公の理を繼ぐ者をして、其細を視て、其大を知らしめんとするなり。宗元請うて諸を石に志し、諸を壁に措き、編して以て二千石の措法を爲す。

● 泉石花木の類 ● 他物と相互し、或は離れ、或は隔れ、近くは野邊の縁と連り、遠くは天と相接す云々 ● 城の物見欄 ● 土地の原形を損せずして勝景を得たり ● 土地の風俗に従つて之を教化す ● 豎草を取り去りて蕪草を取りしは ● 濁れる泥水を除去して清き泉を流したるは ● 志に通するなり、樂の表 ● 貼附し ● 判史の稿 ● 手本

繼以二宴娛。或贊且賀曰。見公之作。知公之志。公之因。土而得。勝。豈不欲。因。俗。以。成。化。公之釋。惡。而取。美。豈不欲。除。殘。而。佑。仁。公之鑄。濁。而流。清。豈不欲。廢。貪。而。立。廉。公之居。高。以。望。遠。豈不欲。家。撫。而。戶。曉。夫。然。則。是。堂。也。豈。獨。草。木。土。石。水。泉。之。適。歟。山。原。林。麓。之。觀。歟。將。使。繼。公。之。理。者。視。其。細。知。其。大。也。宗。元。請。志。諸。石。措。諸。壁。編。以。爲。二。千。石。措。法。一。

桂州些家洲亭記

大凡以觀遊一  
 名於代者。不  
 過視於一方。  
 其或傍遊左  
 右。則以爲特  
 異。至若不驚  
 遠。不險。危。環  
 山。洞。江。四出  
 如。一。奇。奇。義  
 秀。咸。不。相。讓。  
 偏。行。天下。者。  
 唯。是。得。之。桂  
 州。多。靈。山。發  
 地。峭。壁。林。立  
 四。野。署。之。左  
 曰。灘。水。水。之  
 中。曰。警。氏。之  
 洲。凡。蟠。南。之  
 山。川。遂。於。海  
 上。於是。畢。出。

大凡觀遊を以て代に名ある者は、一方を視るに過ぎず。其或は傍ら左右に達するは、則ち以て特異と爲す。遠きに驚せず、危きを陵がず、山を環らし江を洞つて、四出一なるが如く、奇に奇なり秀を競つて、咸く相譲らざるが若きに至つては、天下を偏行する者、唯是に之を得んのみ。桂州に靈山多し。地を發するこ

と峭壁にして、四野に林立す。署の左を灘水と曰ひ、水の中を警氏の洲と曰ふ。凡そ嶠南の山川、海上に達するまで、是に於て畢く出づ。而も古今能く知るもの莫し。元和十二年、御史中丞裴公、來つて此邦に蒞み、二十七州の諸軍州事に都督たり。盜遁れ姦革り、德惠敷き施す。期年にして政成る。天子淮夷を平け、河朔を定め、諸侯に告ぐるに當つては、公既に慶を下に施す。乃ち僚吏を合し、茲に登つて以て嬉む。觀望長する故、前の遺を悼む。是に於て厚く居耽に貸して、閑壤に移らしめ、惡木を伐り、奧草を剗り、前に指し後に盡して、心舒び目行く。忽焉として飄浮上騰して、以て雲氣に臨むが若し。萬山

而古今莫能  
 知。元和十二  
 年。御史中丞  
 裴公。來。蒞。茲  
 邦。郡。督。二。十  
 七。州。諸。軍。州  
 事。盜。遁。姦。革。  
 德。惠。敷。施。期  
 年。政。成。而。當  
 天。子。平。淮。夷。  
 定。河。朔。告。於。諸  
 侯。公。既。施。慶。於。下。乃。合。僚。吏。登。茲。以。嬉。觀。望。收。長。悼。前。之。遺。於。是。厚。貨。三。居  
 暇。於。閑。壤。伐。惡。木。剗。奧。草。前。指。後。畫。心。舒。目。行。忽。焉。若。飄。浮。上。騰。以。臨。雲。氣。萬。山。而。內。內。  
 重。江。東。隘。聯。嶺。含。輝。施。視。具。宜。常。所。未。觀。倏。然。互。見。以。爲。飛。舞。奔。走。與。遊。者。偕。來。

内に而し、重江隘を束ね、嵐を聯ね輝を含み、施視具に宜し。常て未だ觀ざる所、倏然として互見す。以爲らく飛舞奔走して、遊者と偕に來るか。

● 世に同じ、太宗の諱を避くるなり ● 左右までも眺めの届くものあれば ● 遠きに馳せ危き所を避るなり ● 屏ながらにして ● 四方の眺め一様に宜しく ● 天下を偏行するも只此地に於てのみ得べし ● 地上に突起する事の堅固峭壁崩落し難きを言ふ ● 嶠南 ● オべて一望の下に出づ ● 憲宗の年號 ● 裴行立 ● 淮西の吳元濟、魏博(河朔)の田悅等 ● 觀望十分なるも獨り前方を人家に妨げらる ● 空地 ● 神氣暢然性景際なし ● めぐらし視るに四方いづれも性景なり ● 好風景飛走し來りしか

乃ち工を經し、材を庀へ、極を考へ、方を相て、南に燕亭を爲る。延宇垂阿、步簷更衣、周つて一舍の若し。北に崇軒有り、以て千里に臨めり。左に飛閣を浮べ、右に閑館を判ね、舟を比べて梁と爲し、波と昇降す。灘山を苞み、龍宮を含み、

臨千里。左浮三  
飛閣。右列三開  
館。比舟爲梁。  
與波昇降。苞  
瀝山。含龍宮。  
昔之所大。著  
在亭內。日出  
扶桑。雲飛蒼  
梧。海霞島霧。  
來助游物。其  
隙則抗三月。檻  
於三淵。深出三風  
樹於臺中。畫  
極其美。又益  
以夜。列星下  
布。顯氣廻合。  
遂然萬變。若  
與二期。羨門  
接於物外。則  
凡名觀游於

昔の大とせし所も、蓄へて亭内に在り。日扶桑に出で、雲蒼梧に飛ぶ。海霞島霧、來つて游物を助く。其隙には則ち月檻を廻瀝に抗け、風樹を篋中に出す。晝は其美を極め、又益すに夜を以てす。列星下布し、顯氣廻合す。遂然たる萬變、二期羨門と、物外に接するが若し。則ち凡そ觀游に天下に名ある者、屈伏退讓して、以て高きを是の亭に推さざる者有らんや。既に成つて以て燕し、觀極つて賀す。咸曰く、昔の勝概を遺せる者は、必ず深山窮谷に於てす。人能く至ること罕にして、事を好む者、後に得て以て己が功と爲す。未だ治城に直り、關闔を挾み、車輿歩騎、朝に過ぎり夕に視て、千百年を訖へて、或は異顧すること莫く、一旦之を得て、遂に他邦に出で、博物辯口と雖も、能く其上を擧ぐる莫き者は有らず。則ち人の心目、其れ果して遠絶特殊にして、至るべからざる者有るか。蓋し桂山の靈なるに非ずんば、以て壘觀するに足らず。是の洲の曠きに非ずんば、以て極視するに足らず。公の鑒みるに非ずんば、以て獨り得る

天下者。有下不三  
風伏退讓。以  
推三品是亭者上  
乎。既成以燕。  
歡極而賀。咸  
曰昔之遺三勝  
概者。必於三深  
山窮谷。人罕  
能至。而好事  
者。後得以爲  
己功。未可有直  
治城。被三關闔  
車輿步騎。朝  
過夕視。訖千  
百年。莫或異  
顧。一旦得之。  
遂出於他邦。  
雅博物辯口。  
莫能擧其  
上者。然則人  
之心目。其果  
有遠絶特殊  
而不可至者  
乎。蓋非桂山  
之靈。不足以  
壘觀。非是  
洲之曠。不足  
以極視。非公  
之鑒。不足以  
獨得。噫造物  
者之設。是久  
矣。而盡之於  
今。余其可  
以無藉乎。

と能はず。噫造物者の是を設くるや久し、而して之を今に盡せり。余其れ以て藉  
すること無かるべけんや。

- 工事をはかる也
- 長に同じ
- 極星の位置を考ふ
- 方位也
- 西居の亭
- 長き屋と四阿(ア  
マヤ)
- 長屋下、屋下歩すべきが故に歩履といふ
- 高き軒
- 高殿
- しづかなる家
- 桂  
峽府にある山の名
- 同府の龍隱洞を斥すならんといふ
- 東夷の地名
- 梧州の山名
- 觀月樓を  
別れる漢川の上に建つ
- 涼少壘を竹林中を作る
- 星は地に垂る、如く低く大處の氣四方より廻合するに  
似たり
- 古の仙人安期生羨門等と塵世の外に交際するに似たり
- 市邊を關とし市門を闔とす
- 珍奇  
なりとして目をつくるなり
- 他邦に冠絶出羣す
- 大いなる觀物
- はてしなき眺望
- 鑒識
- 記録せざるを得ず

黃溪に遊ぶ記

北之晉。西適。南。東極。吳。南。至。楚。越。之。交。其。間。名。山。水。一。而。州。者。以。百。數。永。最。善。環。永。之。治。百。里。北。至。於。語。溪。西。至。於。湘。之。源。南。至。於。龍。泉。東。至。於。黃。溪。東。屯。其。間。名。山。水。而。村。者。以。百。數。黃。溪。最。善。黃。溪。拒。州。治。七。十。里。由。東。屯。而。行。六。百。步。至。黃。神。祠。祠。之。上。兩。山。牆。立。

北晉に之き、西幽に適き、東吳を極め、南楚越の交に至るまで、其間山水に名あつて州たる者、百を以て數ふ。永最も善し。永の治を環ること百里、北は語溪に至り、西は湘の源に至り、南は龍泉に至り、東は黃溪東屯に至る。其間山水に名あつて村たる者、百を以て數ふ。黃溪最も善し。黃溪は州治を拒ること七十里、東屯より行くこと六百步にして、黃神の祠に至るべし。祠の上、兩山牆立して之を丹碧にす。華葉駢植、山と升降す。其缺くる者は崖峭巖窟と爲り、水の中には、皆小石平布せり。黃神の上、水に掲すること八十步、初潭に至る。最も奇麗にして、殆んど狀すべからず。其略は大甕を割くが若く、側立千尺、溪水即つ。驚濤澎湃、來ること白虹の若く、沉沉として聲無く、魚數百尾有り、方に來つて石下に會す。

● 永州の城下 ● 同前 ● 語の如く峙立す ● 一に「丹初の華葉」と訓ず ● 山の高き所も低き所も一面に塗抹せるをいふなり ● 雲を掲げて水を渉る ● 其巖窟をいへば ● 充也、落ち込む也。釋本「結」に作る ● 壁は崖壁、膏は油、停水の膏々とよどみたる形容

丹碧之。華葉駢植。與山升降。其缺者爲崖峭巖窟。水之中。皆小石平布。黃神之上。揭水八十步。至初潭。最奇麗。殆不可狀。其略若割大甕。側立千尺。溪水即焉。驚濤澎湃。來若白虹。沉沉無聲。有魚數百尾。方來會石下。

南去又行百步。至第二潭。石皆巍然。臨峻流。若頽頽。斷絕。其下大石離列。可坐。飲食。有鳥赤首。烏翼。大如鷓鴣。方東嚮立。自是又南數里。地皆一狀。樹益壯。石益瘦。水鳴皆鏘。然。又南一里。至大冥之川。山舒水緩。有

南に去つて又行くこと百步、第二潭に至る。石皆巍然として峻流に臨み、頽頽斷絶の若し。其下には大石離列し、坐して飲食すべし。鳥有り赤首烏翼、大いさ鷓鴣の如く、方に東嚮して立つ。是より又南すること數里、地皆一狀。樹益壯に、石益瘦せ、水鳴つて皆鏘然たり。又南すること一里、大冥の川に至る。山舒び水緩うして土田有り。始め黃神の人たりし時、其地に居れり。傳ふる者曰く、黃神は王姓、莽の世なり、莽既に死して、神更に號を黃氏と更め、逃れ來つて其深峭なるところを擇んで潛すと。始めて曰く、莽嘗余は黃虞の後なりと。故に其女を號して黃皇室主と曰ふ。黃は王と聲相邇し、而して又本づく有り。其傳言する所以の者益々驗あり。神既に是に居り、民咸く安んず。以爲らく道



土田始黃神  
爲人時。居其  
地。傳者曰。黃  
神。王姓。莽之  
世也。莽既死。

神更號黃氏。  
逃來。擇其深  
峭者。潛焉。始  
莽嘗曰。余黃  
虞之後也。故  
號其女曰黃皇  
室主。黃與王聲  
相避。而又有木。  
其所以傳言者。  
益驗。神既居是。  
民咸安焉。以爲  
有遺。死乃俎豆  
之。爲立祠。後  
稍徙近乎民。今  
祠在二山陰。溪  
水上。元和八年  
五月十六日。既  
歸。爲記。以啓  
後之好游者。

有りと。死して乃ち之に俎豆し、爲に祠を立つ。後稍徙して民に近づく。今祠は山陰溪水の上に在り。元和八年五月十六日、既に歸つて記を爲り、以て後の游を好む者を啓く。

● 類は固下類はちとがひ、斷は無厭。謂はあざと ● 通立す ● 首赤く異照し皆同類なり ● 襄漢の神の人として生きて居りし時 ● 王莽傳に曰く、莽自ら黃虞の後なりと稱せり云々、故に莽を黃と改めしなり ● 黃帝と有風氏と也、舜は黃帝八世の孫にて有風氏なれば黃虞といふ也 ● 廟に同じ ● 祭詞なり、之を讀して主とし祭るを言ふ ● 養婦不便なるを以て民居の近くに移す

### 卷之九

#### 始めて西山を得て宴游する記

自余爲一  
居是州。恆  
備其隙也。則  
施施而行。漫  
漫而游。日與  
其徒上高山。  
入深林。窮幽  
溪。幽泉怪石。  
無遠不到。到  
則披草而坐。  
傾壺而醉。醉  
則更相枕以  
臥。意有所極。  
夢亦同趣。覺

余僇人と爲つて是の州に居りしより、恆に憍憍たり。其隙あるや、則ち施施として行き、漫漫として遊ぶのみ。日に其徒と、高山に上り、深林に入り、幽溪を窮む。幽泉怪石は、遠きとして到らざる無く、到れば則ち草を披いて坐し、壺を傾けて酔ふ。酔へば則ち更に相枕して以て臥す。意の極まる所有れば、夢も亦趣を同じうす。覺めて起き、起きて歸る。以爲らく凡そ是の州の山、異態有る者は皆我有なりと。而して未だ始より西山の怪特を知らざりき。今年九月二十八日、法華の西亭に坐し、西山を望むに因つて、始めて指して之を異とす。遂に僕に命じて湘江を過ぎ、染溪に縁つて榛莽を斫り、茅茨を焚き、山の高きを窮

而起。起而歸。以爲凡是州之山。有異態。者皆我有也。而未始知四山之怪特。今年九月二十八日。因坐法華寺。望西山。始指異之。遂命僕過二相江。緣二染溪。斫二榛莽。焚二茅茷。窮二山之高。而止。攀援而登。箕踞而遨。則凡數州之土壤。皆在衽席之下。其高下之勢。呀然注

めて止む。攀援して登り、箕踞して遊す。則ち凡そ數州の土壤は、皆衽席の下に在り。其高下の勢、呀然注然として、坪の若く穴の若く、尺寸千里、攢蹙累積して、遷隱を得ること莫し。青を染ひ白を皴ふ。外天と際して、四望一の如し。然して後に是の山の特出して、培塿と類を爲さざるを知りぬ。悠悠乎として灑氣と俱にして、其涯を得ること莫く、洋洋乎として造物者と遊んで、而も其窮る所を知らず。觴を引いて滿酌し、翫然醉に就き、日の入るを知らず。蒼然たる暮色、遠きよりして至り、見る所無きに至つて、猶歸ることを欲せず。心凝り形釋けて、萬化と冥合し、然して後に吾鸞の未だ始より遊ばずして、遊ぶこと是に於てか始ることを知りぬ。故に之が文を爲つて以て志す。是の歳は元和四年なり。

● 巖に同じ、罪人 ● 隙に同じ、間隙なり ● 徐行の貌 ● 迂回せる義 ● 思ふ存分に遊び、満足して歸れば、夢も亦同様の快を感ず ● 怪奇特絶 ● 宗元向に法華寺に新に西亭を作す記の作あり ● 木立、

ヤブ ● 雜草の茂ク ● 兩足を伸べて坐する貌 ● しきもの ● 山高き貌、注然は水低き貌 ● 壑、  
グカ ● 集合し愛迫す ● 眼界を越るゝ能はず ● 奇は山、白は水 ● 小山低丘 ● 曉雲悠遊、  
秋空の大氣と共に漚なれ ● 心志仙遊に契り、形體を忘れて造化と同化する ● 吾鸞の遊は遊と言ふべから  
ず、遊遊は實に此回に始まる

然。若坻若穴。尺寸千里。攢蹙累積。莫得遷隱。蒙青染白。外與天際。四望如一。然後知是山之特出。不與培塿爲類。悠悠乎。與二氣俱。而莫得其涯。洋洋乎。與造物者遊。而不知其所窮。引觴滿酌。翫然就醉。不知日之入。蒼然暮色。自遠而至。至無所見。而猶不欲歸。心凝形釋。與萬化冥合。然後知吾鸞之未始遊。遊於是乎。始故爲之文。以志。是歲元和四年也。

鉛錒潭の記

鉛錒潭在西山。其始蓋冉水自南奔注。抵山石。屈折東流。其典委勢峻。盪擊

鉛錒潭は西山の西に在り。其始めは蓋し冉水南より奔注し、山石に抵つて、屈折東流す。其典委勢峻、盪擊益々暴にして其涯を習む。故に旁ら廣くして中深し。畢々く石に至つて乃ち止む。流沫輪を成して、然る後に徐行す。其清うして平かなる者、且に十畝ならんとす。樹有つて環り、泉有つて懸れり。其上に居る

益暴。蓄其涯。故旁廣而中深。畢至石乃止。流沫成輪。然後徐行。其清而平者。且十畝。有樹環焉。有泉懸焉。其上有二居者。以予之亟游也。一旦款門來告曰。不勝官租私券之委積。既芟山而更居。願以二潭。有聲淅然。尤與中秋觀月爲宜。於以見天之高。氣之迴。孰使予樂居夷而忘故土者。非茲潭也歟。

者有り。予の亟々遊ぶを以て、一旦門を款いて來り告げて曰く、官租私券の委積に勝へず、既に山を芟つて居を更めたり、潭上の田を以て、財に買へて以て禍を緩うせんことを願ふと。予樂んで其言の如くす。則ち其臺を崇うし、其檻を延き、其泉を高き者に行りて、之を潭に墜すに、聲有り淅然たり。尤も中秋月を觀る與に宜しと爲す。於に以て天の高く、氣の迴なるを見る。孰か予をして夷に居るを樂んで、故土を忘れしむる者ぞ。茲の潭に非ずや。

● 潭の形火熨斗に似たるを以て名づく ● 轉曲したる末流 ● ナツかり土を洗ひ流して石ばかりとなしたり  
 ● 官の租税と私人の借金とのつもりたるもの ● てナリ ● 水聲の形容 ● 予をして夷に居るを云  
 れて樂しましむる者は蓋し斯の潭の力なりと云

鉛錫潭西小邱の記

得二四山。後八日。導二山口。西北道二二百步。又得二鉛錫潭。西二十五步。當瀾而浚者。爲二魚梁。梁之上。有邱焉。生二竹樹。其石之突怒。偃蹇。負土而出。爭爲二奇狀。一者殆不可數。其巖然相累而下者。若二牛馬之飲於溪。其銜然角列而上者。若二熊羆之登於山。邱之小。不能二一畝。可二

西山を得て後八日、山口西北の道を尋ぬること二百步、又鉛錫潭の西二十五步、瀾に當つて浚き者を得て、魚梁を爲る。梁の上に邱有り、竹樹を生ず、其石の突怒偃蹇して、土を負うて出で、争つて奇狀を爲す者は、殆んど數ふべからず。其巖然として相累つて下る者は、牛馬の溪に飲むが若く、其銜然角列して上る者は、熊羆に登るが若し。邱の小にして一畝なる能はざるは、以て籠めて之を有すべし。其主を問へば、曰く唐氏の棄地なり、貸して售れずと。其價を問へば、曰く此四百と。余憐んで、之を售ふ。李深源・元克己、時に同遊し、皆大いに喜ぶこと意外より出づ。即ち更に器用を取つて、穢草を剷削し、惡木を伐去し、火を烈にして之を焚けば、嘉木立ち、美竹露はれ、奇石顯れぬ。

● 魚を捕よるやな ● 突き立ちて怒れるごときさまをなし、又傲り高ぶれるごときさまを爲す ● 險峻する  
 ● つき立ちて角の如くなりて上る者 ● 地價の意外に低廉なるを悦ぶるべし ● 穢草等の器具 ● 生ひ茂れる雜草を刈り取



岸卷石。底以出。爲砥爲嶼。爲嶼爲巖。青樹翠蔓。蒙絡搖綴。參差披拂。潭中魚可二百許頭。皆若空遊無所依。日光下徹。影布石上。怡然不動。俛爾遠逝。往來翕忽。似與遊者相樂。潭西南而望。斗折蛇行。明滅可見。其岸勢犬牙差互。不可知其源。坐潭上。四面竹樹環合。寂寥無人。凄神寒骨。悄愴幽邃。以其境過清。不可久居。乃記之而去。同遊者吳武陵、魏古、余弟宗玄。隸而從者。崔氏二小生。曰恕己。曰奉壹。

す、傲爾として遠く逝き、往來翕忽として、遊者と相樂むに似たり。潭の西南よりして望めば、斗折蛇行して、明滅見るべし。其岸勢は犬牙差互して、其源を知るべからず。潭上に坐すれば、四面竹樹環合して、寂寥人無し。神を凄じうし骨を寒うし、悄愴幽邃なり。其境過清にして、久しく居るべからざるを以て、乃ち之を記して去りぬ。同遊の者は吳武陵・魏古と、余が弟宗玄。隸して従ひし者は崔氏の二小生、恕己と曰ひ、奉壹と曰ひぬ。

- 貴人の帯に付する玉
- 壺は壺と通ず、小石也
- 坳も嶼も共に小洲
- 砥巖は山の平かさちざる貌
- 夏のみちみつき枝葉の連綿して搖くこと
- 木の高下不測にて枝葉の動きゆれて彼方此方に分るゝをいふ
- 動く貌、或は曰く此に候雨に作るべく、たぢまちの義と
- 懸崖
- 北斗星の如く屈折し、蛇の行くが如く屈曲す
- 犬牙の如く錯雜す
- 物凄き程に奥深し

袁家渴の記

由冉溪西南。水行十里。山水之可取者五。莫若鉗潭。西。陸行可取者八九。莫若西山。由朝陽巖。東南。水行至。蘇江。可取者三。莫若袁家渴。皆永中幽麗奇處也。楚越之閒。方言謂水之反流者爲渴。香

冉溪より西南、水行十里、山水の取るべき者五、鉗潭に若くは莫し。溪口よりして西、陸行に取るべき者八九、西山に若くは莫し。朝陽巖より東南、水行して蘇江に至るに、取るべき者三、袁家渴に若くは莫し。皆永中幽麗の奇處なり。楚越の間の方言に、水の反流する者を謂つて渴と爲す。音は衣褐の褐の若しと。褐上は南館の高嶂と合し、下は百家瀬と合す。其中重洲小溪、澄潭淺渚、閒厠曲折す。平なる者は深黒、峻しき者は沸白、舟行窮る若くにして、忽ち又際無し。小山有りて水中より出づ。山は皆美石、上に青叢を生ず、冬夏も常に蔚然たり。其旁には巖洞多く、其下には白礫多し。其樹は楓栢石楠檉榔樟柚多く、草は則ち蘭芷あり。又異卉有り、合歡に類して蔓生し、水石に纏絡せり。風の四山よりして下る毎に、大木を振動し、衆草を掩苒す。紛紅駭綠、蒼勁として

若衣褐之褐。榻上與南館高嶂合。下與百家湖合。其中重洲小溪。澄潭淺渚。開闢曲折。平者深黑。峻者沸白。舟行若窮。忽又無際。有小山出水中。山皆美石。上生青蕨。冬夏常蔚然。其旁多巖洞。其下多日磡。其樹多楓栝石楠榿檉樟柚。草則蘭芷。又有異卉。類合歡。而莖生。縹緲水石。每風自四山而下。振動大木。掩苒衆草。紛紅駭綠。蕙勃香氣。衝澗旋瀨。退貯巖谷。搖蕩葦葉。與時推移。其大都如此。余無以窮其狀。永之人未嘗遊焉。余得之。不敢專也。出而傳於世。其地世主袁氏。故以名焉。

香氣あり。衝澗旋瀨、退いて巖谷に貯へ、葦葉を搖蕩して、時と推移す。其大都是此の如し。余以て其狀を窮むること無し。永の人未だ嘗て遊ばず。余之を得たるも、敢て專にせざるなり。出して世に傳へんとす。其地は世々袁氏を主とせり。故に以て名づく。

- 舟行 ● 永州中にて景色の幽深清麗なる珍しき地也 ● 折れ曲りて澗流す ● 入り交りて折れる ● 巖洞の白波を掃かすをいふ ● かへて、くす、しやくさぎ、かし、くす、ゆず ● 香草の名 ● 珍しき草
- ねむの木 ● 交々相加ふといふ意。蔽ひかぶさるをいふ ● 草木を吹き動かす ● 紅や緑や風に吹き
- 風は蕩を衝き瀾を旋らし水碓を堰止めて谷に貯へしむ ● 蕨なる草木を
- 吹き揺かす ● 四季折々に其光景を變ずと也 ● 大略 ● 私に專有せずして公開す

石渠記

自渴西南行不能百步。得石渠。民橋其上。有泉幽然。其鳴乍大乍細。渠之廣或咫尺。或倍尺。其長可二十許步。其流坱圠大石。伏出其下。踰石而往。有石泓。菖蒲被之。青鮮環周。又折西行。旁陷小潭。潭北隴。小潭潭幅員減百步。清深多鰕魚。又北曲行。紆餘。睨若無窮。

渴より西南に行くこと百歩なる能はずして、石渠を得たり。民其上に橋す。泉有りて幽幽然たり。其鳴るや乍ち大に乍ち細し。渠の廣さ或は咫尺、或は倍尺。其長さは十許歩可り。其流大石に抵り、伏して其下に出づ。石を踰えて往けば、石泓有り、菖蒲之を被つて、青鮮環周す。又折れて西行し、旁ら巖石の下に陥り、北のかた小潭に墮つ。潭の幅員は百歩に減じ、清深にして鰕魚多し。又北に曲行紆餘す。睨するに窮り無きが若し。然れども卒に渴に入る。其側は皆詭石怪木、奇卉美箭、列坐して麻すべし。風其巖を搖せば、韻崖谷を動す。之を視るに既に靜にして、其聽始めて遠し。予州牧に従つて之を得、駑朽を攬去し、土石を決疏す。既に崇めて焚き、既に醜つて盈つ。其未だ始より傳ふる者あらざるを惜む。故に其の屬する所を累記して、之を其人に遺り、之を其陽に書せしめ、後の事を好む者をして、之を求むるに以て易きを得しめんとす。元和七年、正月八日、渠を鐫めて大石に至る。十月十九日、石を踰えて石泓と小潭とを

然卒入於澗。其側皆詭石怪木。奇卉美箭。可列坐而席焉。風搖其巖。韻動塵谷。視之既靜。其聽始遠。予從二州牧得之。攬去翳朽。決疏土石。既崇而焚。既燼而盈。惜其未始有二博焉者。故累記其所屬。遺之其人。書之其陽。俾後好事者。求之得。以易。元和七年正月八日。獨渠至大石。十月十九日。踰石。得石泓小潭。渠之美。於是始窮也。

得たり。渠の美なること、是に於いて始めて窮れり。

- 渠はみど也 ● 周は八寸、倍尺は二尺 ● 水の深處を泓とす ● 澗水中に住む小魚、はま ● 眺め見る
- 珍らしき草美しきしの竹 ● 休息 ● 枯朽の草木を除去す ● ほりまらふ ● 土石を去り水を分つてそれらに盡たす ● 塵は風に運ぶ。見る所をつらね記す ● 陽は水の北方也

石澗記

石澗之事既窮。上由橋西北。下土山之陰。民又橋焉。其水之大。倍石渠三之。亘

石澗の事既に窮る。橋の西北より上つて、土山の陰に下れば、民又橋せり。其水の大なる、石澗に倍して之を三にせり。亘石を底と爲し、兩涯に達す。床の如く堂の若く、筵席を陳ぶるが若く、閭奥を限るが若し。水其上に平布し、流は文を織るが若く、響は琴を操るが若し。揭蹠して往き、竹を折りて陳葉を掃ひ、

石爲底。蓮子兩涯。若床若堂。若陳筵席。若限閭奥。水平布其上。流若織文。響若操琴。揭蹠而往。折竹掃陳葉。排腐木。可下。胡床十八。九居之。交絡之流。觸激之音。皆在床下。翠羽之木。龍鱗之石。均處其上。古之人。

腐木を排するを、胡床十八九を羅ねて之に居くべし。交絡の流、觸激の音、皆床下に在り。翠羽の木、龍鱗の石、均しく其上に隆ふ。古の人其れ此の樂み有りしか。後の來る者、能く余の踐履を追ふこと有るか。意を得るの日は、石澗と同じ。湯よりして來る者は、石澗を先にして石澗を後にし、百家瀬の上よりして來る者は、石澗を先にして石澗を後にす。澗の窮むべき者は、皆石城村の東南に出づ。其間樂むべき者數あり。其上は深山幽林、逾峭險、道狹うして窮むべからざるなり。

- 三倍す也 ● 處は石が布きつまりて兩方の岸まで一杯也との意 ● 門限堂奥 ● 衣を掲げず踐履して水を渉る ● 交り結る漚と、水の觸れ合ふ音と ● 碧翠の羽 ● 踏査實併せし事蹟 ● 新地を得たる得意

其有樂乎。此焉。後之來者。有能追余之踐履耶。得意之日。與石澗同。由澗而來者。先石澗。後石澗。由百家瀬上而來者。先石澗。後石澗。澗之可窮者。皆出石城村東南。其間可樂者數焉。其上深山幽林。逾峭險。道狹不可窮也。

小石城山記

自西山道口徑北。踰黃茅嶺而下。有二道。其一西出。尋之無所得。其少北而東。不過四十丈。土斷而川分。有積石。橫當其垠。其上爲牌。睨梁。欄之形。其旁出堡塢。有若門焉。窺之正黑。投以小石。洞然有水聲。其

西山の道口より北に徑し、黃茅嶺を踰えて下れば、二道有り。其一は西出す、之を尋ぬるに得る所無し。其一是少しく北して東す、四十丈に過ぎずして、土斷つて川分る。積石有り、横に其垠に當れり。其上は牌睨梁欄の形を爲し、其旁は堡塢を出す。門の若くなる有り、之を窺へば正に黒し。投するに小石を以てすれば、洞然として水聲有り。其響の激越するや、良久しうして乃ち已む。之を環れば上るべし、望めば甚だ遠し。土壤無くして嘉樹美箭を生ず。益々奇にして堅し。其疏數偃仰、智者の施設する所に類せり。噫吾造物者の有無を疑ふや久し。是に及んで愈々以て誠に有りと爲す。又其之を中州に爲らすして、是の夷狄に列し、千百年を更へて一たびも其伎を售ふるを得ざるを怪む。是固より勞して用無きなり。神なる者儻し宜しく是の如くなるべからずんば、則ち其れ果して

響之激越。良久乃已。環之可上。望甚遠。無土壤而生嘉樹美箭。益奇而堅。其疏數偃仰。類智者所施設也。噫吾疑造物者之有無久矣。及是愈以爲誠有。又怪其不爲之於中州。而列是夷狄。更千百年。不を得三一售其伎。是固勞而無用。神者儻不宜如是。則其果無乎。或曰。以慰夫賢而辱於此者。或曰。其氣之靈。不爲偉人。而獨爲是物。故楚之南。少人而多石。是二者。余未信之。

無きか。或は曰く、以て夫の賢にして此に辱めらるゝ者を慰むるなりと。或は曰く、其氣の靈、偉人と爲らすして獨り是の物と爲る。故に楚の南は、人少うして石多きなりと。是二者は、余未だ之を信ぜざるなり。

- 世道を穿れ入りたるも得ざる所の勝地なし
- 地斷えて川あり
- 城上のひめがきと屋棟
- 小城小堡
- 響の激しく高くなること
- 其配置の疏なると密なると伏せると仰げると
- 中國
- 千百年たちても一度も其巧なる伎を役に立つるを得ず。地夷狄に在りて心ある人の其風景を購買するなきをいふ也
- 既に神なる以上は斯の如く無なるべからずとせば神なきに似たり
- 柳宗元自ら賢に比するなり

柳州山水の治に近くして遊ぶべき者の記

古之州治。在潯水南。山石閒。今徙在潯水

古の州治は、潯水の南、山石の間に在りしが、今は徙つて水の北に在り。直平四十里、南北東西、皆水滙れり。北に雙山有り、道を夾んで嶄然たり、背石山



北。直平四十里。南北東西。皆水。漸。北有二雙山。夾道。嶄然。曰。背石山。有二支川。東流入於潯水。潯水因是北而東。盡大壁下。其壁曰龍壁。其下多秀石。可視。南絕水。有山無麓。廣百尋。高五丈。下上若一。曰。飯山。山之南皆大山。多奇。又南且西。曰。駕鶴山。壯聳環立。古州治

と曰ふ。支川有り、東流して潯水に入る、潯水是に因りて北して東し、大壁の下に盡く。其壁を龍壁と曰ふ。其下秀石多く、硯とすべし。南のかた水を絶つて山有り、麓無し。廣さ百尋、高さ五丈、下上一の若し、飯山と曰ふ。山の南は皆大山、奇多し。又南且つ西するを駕鶴山と曰ふ、壯聳環立し、古の州治負へり。泉の坎下に在る有り、常に盈ちて流れず。南に山有り、正方にして崇し。屏に類する者を屏山と曰ひ、其西を四姥山と曰ふ。皆獨立して倚らず。北流は潯水瀾下す。又西を仙奕の山と曰ふ。山の西は上るべし。其上に穴有り、穴に屏有り、室有り、宇有り。其宇下に流石有り。成形肺肝の如く、茄房の如く、或は下に積んで、人の如く禽の如く、器物の如きもの甚だ衆し。東西九十尺、南北半を少く。東に登つて小穴に入れば、常有四尺、則ち廓然として甚だ大なり。竅無くして正に黒し。之を燭するに、高くして僅に其字を見るのみ。皆流石怪狀なり。屏南の室中より小穴に入り、常に倍して上るに、始は黒く、已にして

負焉。有三泉在坎下。常盈而不流。南有山。正方形而崇。類屏者曰屏山。其四曰四姥山。皆獨立不倚。北流潯水瀾下。又四曰仙奕之山。山之四可上。其上有穴。穴有屏。有室。有宇。其宇下有流石。成形如肺肝。如茄房。或積於下。如人如禽。加器物甚衆。東西九十尺。南北少半。東登入小穴。常有四尺。則廓然甚大。無竅。正黒。燭之。高僅見其字。皆流石怪狀。由屏南室中入小穴。倍常而上。始黒。已而大明。爲上室。自上室而上。有穴。北出之。乃臨大野。飛鳥皆視其背。

大いに明なるを上室と爲す。上室よりして上れば、穴有り。北して之に出づれば、乃ち大野に臨み、飛鳥皆其背を視るべし。

- 州の治城 ● 水のめぐり圍むをいふ ● 高峻の貌 ● 懸壁 ● 潯水を流りて向ふ側は
- 傾斜なきの關なり ● 上も下も一體に百尋位の廣さ也 ● 是山を貫うて貫かれたり ● 穴中 ● 瀾とな
- りて流れ下る ● 或は浮石なりとし或は石骨の類なりとす ● 茄子の如きなり、或は蓮實を調ふとの説もあ
- り ● 常あまり四尺、常は十六尺 ● 常の二倍 ● 地極めて高ければなり

其始登者得石枰於上。黒肌而赤脈。十有八道。可突。故以云。其山多榿。多

其始めて登る者、石枰を上にて得、黒肌にして赤脈、十有八道あり、奕すべし。故に以て云ふ也。其山に榿多く、櫛多く、箕箒の竹多く、藁吾多く、其鳥に稊歸多し。石魚の山は、全石にして大草木無く、山小にして高し。其形立魚の如し。多稊歸の西に在り、穴有つて仙奕に類す。其穴の東に入りて、其西北に出づべし。

質蓄之竹。多二  
 藥香。其鳥多二  
 稀歸。石魚之  
 山。金石無二大  
 草木。山小而  
 高。其形如二立  
 魚。在二多稀歸  
 四。有穴類二仙  
 突。入二其穴東。  
 出二其西北。靈  
 泉在二東趾下。  
 有龍環之。泉  
 大類。殺雷鳴  
 西奔二十尺。  
 有洞在二石澗。  
 因伏無所見。多二綠  
 雲氣。作二雷雨。變見有光。鱗用二組魚豆。修形。精除酒陰。度則應。在二立魚南。其間多二美山。無二名。而深。峨山在二野中。無二蓋。哦水出焉。東流入於二潯水。

靈泉は東趾の下に在り、麓有りて之を環らし、泉の大は穀に類す。雷鳴して西奔すること二十尺、澗有りて石澗に在り。因りて伏するも見る所無し。綠青の魚及び石鱗多く、鱗多し。雷山は兩崖皆東西、雷水出づ。崖中に蓄ふるを雷塘と曰ふ。能く雲氣を出し、雷雨を作し、變見光有り。禱るに組魚豆莖修形、精除酒陰を用ふ。度めば則ち應あり。立魚の南に在り。其間美山多けれども名無し。深峨山は野中に在りて、麓無し。哦水出づ。東流して潯水に入る。

● 靈泉、天然石の自ら其形をなせるをいふ ● かはやなぎ ● 節と節との間の極めて長き一種の竹 ● つばき ● はとぎす ● 上に言へる種多き山也 ● 仙奕山 ● 車のかしき ● 同水也、蓋し石澗に穴ありて水之にもぐり入る也 ● よな ● はま ● 組豆に盛りたる魚肉豚肉、鮓は鱗也、形は常に形に作るべく、能く蓋るを謂といふ也 ● 精除は神を祭る爲めの粉、酒陰は明水也

邕州馬退山茅亭の記

冬十月作三新  
 亭於二馬退山  
 之陽。因二高邱  
 之阻。以面勢。  
 無二檣。楹節。稅  
 之。華。不。斷。椽。  
 不。翦。茨。不。列。  
 牆。以二白雲。爲二  
 藩。籬。碧。山。爲二  
 屏。風。昭。其。儉。  
 也。是。山。舉。然。  
 起。於。二莽。蒼。之  
 中。脚。奔。雲。蟲。  
 互。數。十。百。里。  
 尾。蟠。二荒。陬。首  
 注。二大。溪。二諸。山

冬十月、新亭を馬退山の陽に作り、高邱の阻に因つて以て面勢す。檣楹節椽の華なる無く、椽を斲らず、茨を翦らず、牆を列ねず。白雲を以て藩籬と爲し、碧山を屏風と爲す、其儉を昭にするなり。是の山舉然として莽蒼の中に起り、馳奔して雲蟲し、數十百里に互れり。尾は荒陬に蟠り、首は大溪に注ぐ。諸山來朝して、勢は星の拱するが若し。蒼翠詭狀、綺錯錯錯。蓋し天秀を是に鍾めて、遐裔を限らざるなり。然れども壤の荒服に接し、俗の夷徼に參るを以て、周王の馬迹も至らず、謝公の展齒も及ばず。巖徑蕭條として、登探する者以て歎と爲す。歲辛卯に在り、我仲兄方牧の命を以て、是の邦に試みらる。夫れ其徳及ぶが故に信孚あり、信孚あるが故に人和す。人和するが故に政に暇多し。是に由つて嘗て北山に徘徊して、以て勝概を寄す。乃ち壁り乃ち塗つて、我字する

來朝。勞若三星。拱。若翠。詭狀。綺。縮。繡。錯。蓋。天。鍾。秀。於。是。不。限。於。遐。裔。也。然。以。下。壤。接。荒。服。俗。參。甲。夷。微。周。王。之。馬。迹。不。至。謝。公。之。履。齒。不。及。嚴。徑。蕭。條。登。探。者。以。爲。歎。歲。在。辛。卯。我。仲。兄。以。方。牧。之。命。試。於。是。邦。夫。其。德。及。故。信。孚。信。孚。故。人。和。人。和。故。政。多。暇。山。是。警。非。徇。北。

故を作る。是に於て朝を崇へずして木工成るを告ぐ。風止み雨收り、煙霞澄鮮なる毎に、輒ち角巾鹿裘、昆弟友生、冠者五六人を率ゐて、山極に歩して登り、是に於て手に絲桐を揮き、目に還雲を送るに、西山の爽氣、我襟袖に在り。以て萬類を極めて、攬ること掌に盈たす。夫れ美は自ら美ならず、人に因つて彰る。蘭亭も、右軍に遭はずんば、則ち清湍修竹、空山に蕪沒せん。是亭や、閩嶺に僻介して、佳境到るもの罕なり。作る所を書せずんば、盛跡をして鬱湮せしめて、是に林澗の媿を貽さん。故に之を志す。

- 向きを定め欄欄を取る ● 柱と柱上のうでと柱上の斗形と梁上の短柱 ● たるきを削らず、屋根の茅を
- 圓楯(ア) ● かきね ● 山の突出せる貌 ● 青々とした草野の中 ● 雲の如くそびえ立つ ● 蔡邕の北
- 極巔に向ふが如し ● 故城の貫き刺さるの錯(マジカ)るが如し ● 崖坎の城 ● 邊境 ● 周の穆王八駿に
- 乗じて天下を周遊せり ● 宋の謝靈運よく山に遊ぶに、登るには木履の前頭を去り降るには布鞋を去る ●
- 元和六年 ● 柳真 ● 佳勝なる風景を買するの情を寄す ● 終蕪なり、仰ぎ望るを嘆とす ● 圓巾を
- 敷き毛皮を着く ● 若者 ● 山嶺 ● 琴也。琴は制を以て作る ● 萬物皆一時の中に在り、攬るに掌
- だも滿たず ● 蘭亭も右軍(王羲之)の文によりて世にあらはれたり也。蘭亭は古文原覽の後集に出づ

山以寄勝概。乃鑿乃塗。作我故宇。於是不崇朝而木工告成。每風止雨收。煙霞澄鮮。輒角巾鹿裘。率昆弟友生。冠者五六人。步山極而登焉。於是手揮絲桐。目送還雲。西山爽氣。在我襟袖。以極萬類。不盈掌。夫美不自美。因人而彰。蘭亭也。不遭右軍。則清湍修竹。蕪沒於空山矣。是亭也。僻介閩嶺。佳境罕到。不書所作。使盛跡鬱湮。是貽林澗之媿。故志之。

唐の故御史周君碣

有唐貞臣。汝南周氏。諱某。字某。以諫死。葬於某。貞元十二年。柳宗元立碣於其墓左。在天寶年。有以諂諛至相位。賢臣放退。公爲御史。抗言以自

其事得三死於二  
擲下。史臣書  
之。公之死。而  
侯者始畏二公  
議。於呼。古之  
不。得。其。死。者  
衆矣。若二公之  
死。志。匡。王。國。  
氣。震。姦。佞。動  
獲。其。所。斯。蓋  
得。其。死。者。歟。  
公。之。德。之。才。  
洽。於。傳。聞。卒  
以。不。試。而。獨  
申。其。節。猶。能  
奮。百。代。之。上。以  
爲。世。軌。第。令。生  
於。定。哀。之。間。則  
孔子。不。曰。未。見  
剛。者。出。於。秦。楚  
之後。則。漢。祖。不  
曰。安。得。猛。士。而  
存。不。及。興。王。之  
用。沒。不。遺。聖。人  
之。歎。誠。立。志。者  
之。所。悼。也。故。爲  
之。銘。銘。曰。忠。爲  
美。道。是。履。諫。而  
死。侯。者。止。史。之  
志。石。以。紀。爲。二  
臣。軌。一。守。

と爲りぬ。第定哀の間に生れしめば、則ち孔子も未だ剛者を見ずと曰はじ。秦楚の後にいでしめば、則ち漢祖も安んぞ猛士を得んと曰はじ。存しては興王の用に及ばず、没しては聖人の歎に遭はず、誠に志を立つる者の悼む所なり。故に之が銘を爲る。銘に曰く、  
忠を美と爲す、道は履む。諫めて死し、佞者止む。史之れ志し、石以て紀す。  
臣の軌たり。

● 貞節の臣 ● 唐の玄宗の年號 ● 李林甫・牛仙客等 ● 張九齡・裴諝等 ● 階上の地なり、周子諒其處に杖殺せらる ● 徳と才とはの意 ● 世の手本 ● 春秋魯の定公宣公即ち孔子の時代をいふ ● 論語公治長篇に出づ ● 漢の高祖の大風歌の句 ● 存生中は漢高の如き興朝の王に用ひられず、死後も孔子の如き剛者に歎かれず

唐の故の萬年の令裴府君墓碣

公諱瑾。字封  
叔。河東聞喜  
人。太尉公諱  
行險。實高祖  
侍中公諱光  
庭。實曾祖。刑  
部員外郎府  
君諱積。實祖  
大理卿府君  
諱徹。實父。公  
由進士上第。  
校書崇文館。  
左春坊。由是  
立署局。後參  
京兆軍事。按

公諱は瑾、字は封叔、河東聞喜の人なり。太尉公諱は行險、實に高祖なり。侍中公諱は光庭、實に曾祖なり。刑部員外郎府君諱は積、實に祖なり。大理卿府君諱は徹、實に父なり。公進士の上第より、崇文館に校書たり。館事を飭へて、左春坊を修整し、是に由つて署局を立つ。後京兆軍事に參し、按覆校巡す。大尹愐に以て直を取るを得たり。太常の主簿となり、疑互を搜逐し、遷隱を採抉し、宿工老師も、伏匿するを得ず。皆來つて堂下に會し、股肱を著し、喉喙を役して、以て樂事を集す。坐立二部伎の圖を作る。卿其績を奇として、奏して超えしめて以て丞と爲せり。司空杜公・崇陵・豐陵の禮儀に聯奉するや、再び以て佐と爲す。紛紜を離ち、滯塞を導き、百執事に關して、條直顯達す。司空手を拱して以て成る。開元に禮を制してより、國恤の章を諱去

覆校過。大尹  
板得。以取直。  
爲太常主簿。  
搜。逃。疑。互。探。  
扶。避。隱。宿。工。  
老。師。不。得。伏。  
匿。皆。來。會。堂。  
下。者。股。肱。役。  
喉。嚥。以。集。樂。  
事。作。坐。立。二。  
部。伎。圖。轉。奇。  
其。續。奏。超。以。  
爲。丞。司。空。杜。  
公。聯。奉。崇。陵。  
豐。陵。禮。儀。再。  
以。爲。佐。離。紛。  
魁。導。帶。塞。關。

し、累聖陵寢、皆事に因つて攀緣し、一切を取つて乃ち己み、有司卒に徴す  
る所無かりしが、公は乃ち二陵の集禮を選して、之を南園に藏しき。殿中侍御  
史に轉じ、仍つて尙書比部員外郎に拜す。會校成要、期歲に畢く具りぬ。  
金州に刺たるや、高を決し隙に施し、人の水禍を去く。渚荻原茅、闢かれて稻  
梁を成しぬ。

- 左春坊に屬す、校書郎二人ありて書籍を整理す
- 東京府の官坊
- 調べ明かにし部下を巡檢す
- 京兆府尹
- 太常寺は禮樂祭廟の事を掌る、主簿は其屬官
- 諸錄せる疑事を討尋し、實者の遷徙せるを提出す
- 致に同じ
- のどとくちさきと
- 樂の坐部と立部と也
- 名は黃裳、貞元十一年德宗を崇陵に葬るの禮儀となる、元和九年順宗を豐陵に葬る時亦然り
- 船難を解く
- 圓節にして濫滯なし
- 國喪なり、開元中許敬宗等謂へらく豫め凶事に備ふるは不臣なりと、遂に國喪の章を削る
- 御代々の設祭の事も舊例を取り合はせて一時の間に合はせを爲すのみ。一切は苟且の義
- 殿庭供奉の儀式を掌る
- 内外の賦役經費の檢査を掌る
- 金穀の出納を計算す
- 高地を平にし空地を拓く。隱は隱の古字

帥萬年令。嚴  
劇辨肅。談宴  
終日。人視之。  
若居元官。然。  
會金州。稱吏  
來。揚言恐喝。  
以煩。事。曰。  
不。得。三。十。萬。  
吾能爲禍。公  
大怒。召罵之。  
恚。所。爲。吏。巧  
以聞。御史按  
章具獄。再謫  
道州。循州。爲  
佐。操。會。赦。量  
移吉州。長史。  
元和十二年  
七月日。病。店  
泄。卒。始。公。以  
唯諾。聞。長。安

萬年の令に陟りしとき、叢劇辨肅し、談宴日を終ふ。人之を視るに、元官に居  
るが若く然り。會、金州の猾吏來り、揚言して恐喝するに、煩褻の事を以てし  
て、曰く三十萬を得ずんば、吾能く禍を爲さんと。公大いに怒り、召して之を  
罵り、爲す所を恚にせしむ。吏巧に以聞す。御史章を按じ獄を具し、再び  
道州循州に謫せられて、佐據と爲りしが、赦に會うて吉州の長史に量移し、  
元和十二年七月日、店泄を病んで卒せり。始め公唯諾を以て長安中に聞ゆ。人  
の危急に奔つて、輕く財力を出すこと、水火を索むるが如し。性開蕩、進んで  
大官に交つて、齒類を視ず、同列を挟み、下輩を收めて、細大畢く觀る。博  
奕を喜び、聲音を知り、酒を飲むこと甚だ少うして、糺論に工なり。諸舞擊  
器、織屑促密、皆曲さに節度に中る。而も終身酒氣を以て人に加へず。晝は人事  
に接し、夜は書を読み禮を考へ、策牘を收摺して、未だ嘗て手を釋かず、是を以  
て諸公の間に重んぜられき。

中。齊人危急。輕出財力。如索水火。性開蕩。進交大官。不視齒類。挾同列。收下輩。細大畢觀。喜博奕。知聲音。飲酒甚少。而工於紉調。誦舞擊。綴屑促密。皆曲中節度。而終身不以酒氣加于人。晝接人事。夜讀書考禮。收諸策。讀未嘗釋手。以是重諸公間。

- 類例の事務を解決す
- 積末卑陋
- 佐となり操となる
- 遠隔の書致によりて近地に移るなり
- 唐例類疾
- 開廊
- 年類品類
- 皆畢く心易く交際せり
- 酒の過を糺し替むる事。飲食の禮に此事ある也
- 鼓を撃つこと
- 書讀の禮制促進なるさま
- 人を凌がず

初娶范陽盧氏。無子。後夫入柳氏。德爲九族冠。生三男子。喪其二焉。貞元十六年。某月日卒。附於長安御宿之北原。冢子銑奉柩。以明年月日。克

初め范陽の盧氏を娶る、子無し。後の夫人柳氏、德九族の冠たり、三男子を生みて、其二を喪ふ。貞元十六年某の月日卒す、長安御宿の北原に附す。冢子銑、柩を奉じ、明年月日を以て、克く葬に葬る。銑、文書を以て柳州に來り、其叔舅宗元に告げて、墓左に碣せんことを願ふ。則ち涕いて之が銘を爲る。其辭に曰く、  
鬱として其れ馨しき有り、惟裴の卿なり。世々大僚に服し、仍に烈名を輝す。封叔之を申ぬ、實に惟其英なり。書を宮闈に歸し、職を京に佐く。太常

葬於墓。銑以文書來柳州。告其叔舅宗元。願碣於墓左。則涕爲之銘。其辭曰。有鬱其馨。惟裴之卿。世服大僚。仍禮烈名。封叔申之。實惟其英。雖書宮闈。佐賦於京。太常命吏。以能增秩。相儀考禮。大弁斯畢。鳩工展伎。爰備聲律。或圖或書。藏之府室。史於柱下。耶於會

吏に命じて、能を以て秩を増す。儀を相け禮を考へ、大弁斯に畢る。工を鳩め伎を展べて、爰に聲律を備ふ。或は圖し或は書し、之を府室に藏む。柱下に史たり、會司に耶たり。微循以て周く、大比是宜し。金に牧と作りては、金人允に懐き、漢濤に溝防しては、墊沃卒に移りぬ。我歳食を増して、其芋魁に易ふ。游手の閑民、相顧みて聚り來る。微されて萬年と爲り、劇を都に治む。百務紜いで成り、談宴以て娛む。誰をか恤み誰をか恃まん、悍吏に忍びず。胡ぞ其辭を巧にせる。章を按じて以て遂ぐ。道より循に斥けられ、施施たること三年、蔽を更へて資を進め、廬陵に是遷る。人曰く世德、宜しく慶於に延ぶべしと。又曰く良能、宜しく力之宣ぶべしと。朝に大賚有り、其還るを賜ふを期せり。鬼神享けずして、命の隕する前に在りき。長原に墓有り、高會祖父、淑靈是附せり。封叔爰に歸し、左右惟具ふ。孤銑石を磨し、辭を海陬に祈む。遂に其跡に升け、道の周に於てす。

司。微。稍。以。周。大。比。是。宜。作。牧。於。金。金。人。允。懷。滿。防。漢。濬。墊。沃。卒。移。增。我。歲。食。易。其。芋。魁。游。手。閒。民。相。顧。聚。來。微。爲。萬。年。治。劇。於。都。百。務。絃。成。談。宴。以。娛。誰。恤。誰。恃。不。忍。三。悖。史。胡。巧。其。辭。按。章。以。遂。山。道。斥。稍。施。施。三。年。更。救。進。資。廬。陵。是。遷。人。曰。世。德。宜。慶。於。延。又。曰。良。能。宜。力。之。宣。朝。有。大。賽。期。賜。其。還。鬼。神。不。享。命。限。在。前。長。原。有。墓。高。曾。祖。父。淑。靈。是。耐。封。叔。爰。歸。左。右。惟。具。孤。銑。磨。石。祈。辭。海。陬。遂。升。其。趺。於。二。道。之。周。

- 長安の地名
- 先祖に合祭す
- 本妻の側に生れたる長子
- 陸の父は大理卿たり
- 世々大官に列す
- 書を校正す
- 大法
- 太常主簿として音樂を管轄したる也
- 殿中侍御史は周代の柱下の史たり
- 比部員外郎
- 還視
- 民數財物を備問す
- 清水の詩に溝渠を築く
- 水浸の地
- 卒の根
- 鼎更を属りたるをいふ
- 其の志を果す
- 從容無事の貌
- 世々徳あり福を後世に施す
- 大恩典
- 大赦前に請命せり
- 海陬に在る柳宗元
- 墓の墓石に上げて道曲に建てたり

陸文通先生墓表

孔子春秋を作りてより、千五百年、名を以て傳を爲る者五家あり。今其三を用ふ。觚牘を乗り、思慮を焦し、以て讀注疏説を爲れる者、百千人なり。攻訐狼怒し、辭氣を以て相擊排冒没する者あり。其書たるや、處れば則ち棟宇に充ち、

孔子作春秋。千五百年。以名爲傳者五家。今用其三。觚。乘。牘。焦。馬。乘。牘。焦。

思慮。以爲讀。注疏説者。百千人矣。攻訐。狼怒。以辭氣。相擊排冒没。者。其爲書。處。則充棟宇。出。則汗牛馬。或。合而隱。或垂。而顯。後之學。者。窮老盡氣。左視右顧。莫。得其本。則專。其所學。以警。其所異。黨。枯。竹。護朽骨。以。至於父子傷。夷。君臣詆悖。者。前世多有。之。甚矣聖人。

出づれば則ち牛馬に汗す。或は合して隠れ、或は乖いて顯る。後の學者、老を窮め氣を盡し、左に視右に顧みて、其本を得る莫きときは、則ち其學ぶ所を專にして、以て其異なる所を訾り、枯竹に黨し、朽骨を護つて、以て父子傷夷し、君臣詆悖するに至る者、前世多く之れ有りき。甚しいかな聖人の知り難きこと。吳郡の人陸先生質といふもの有り、其天水の啖助泊び趙匡を師友とせるを以て、能く聖人の旨を知れり。故に春秋の言、是に及んで光明あり、庸人小童をして、皆學を積んで以て聖人の道に入り、聖人の教を傳ふべからしむ。是其德豈侈大ならずや。

- 一家の名を立て、傳せる者、左氏・公羊氏・穀梁氏・鄒氏・夾氏
- 古人事を記せし木片
- 自説を主とし互に攻め訾き他に從はず猛り立つて他を排斥攻撃す
- 此句を出典として書の多きを汗牛充棟といふ
- 聖人の意に合ひながらも離れて行はれざるあり、そむきながら世に顯はるゝあり
- 精を研すも遂に本意を得ず、即ち自家の學を主張して古書のみを信ず
- 古書を信じ古人に盲從す
- 漢の劉向は假象を守り、子の歆は左氏を主とせり
- 漢の班固左氏を職官に立つ、蔡臣之を争へり
- 字は叔佐、趙州の人
- 字は伯璋、河東の人

之難知也。有吳郡人陸先生質。以三其師友天水。嘆助泊趙匡。能知聖人之旨。故春秋之言。及是而光明。使庸人小童。皆可積學。以入聖人之道。傳聖人之教。是其德豈不侈大矣哉。

先生字某。既讀書。得制作之本。而獲其師友。於是合古今。散同異。聯之以言。累之以文。蓋講道者二十年。書而志之者又十餘年。其事大備。爲春秋集注十篇。辨疑以篇。徵指二篇。明大章。大中發露。公器其道。以生人爲主。以堯

先生字は某、既に書を讀んで、制作の本を得、而して其師友を獲たり。是に於て古今を合せ、同異を散じ、之を聯ぬるに言を以てし、之を累ぬるに文を以てす。蓋し道を講せし者二十年、書して之を志せし者又十餘年、其事大いに備れり。春秋集注十篇、辨疑七篇、徵指二篇を爲り、大中を明章し、公器を發露す。其道生人を以て主と爲し、堯舜を以て的と爲し、苞羅旁魄、膠輒下上して、正を出でず。其法文武を以て首と爲し、周公を以て翼と爲し、揖讓升降、好惡喜怒して、物を過らず。既に成るや、以て世の聰明の士に授け、陳して之を明にせしむ。故に其書出で、先生巨儒と爲れり。是を用つて天子の争臣、尙書郎國子博士、給事中、皇太子の侍讀と爲り、皆其道を得たり。二州の守に刺として、人々仁を知る。永貞の年、東宮に侍し、其學ぶ所を言ひ、古の君臣の圖を爲つ

舜爲的。苞羅旁魄。膠輒下上。而不出于正。其法以文武爲首。以周公爲翼。揖讓升降。好惡喜怒。而不過乎物。既成。以授世之聰明之士。使其書出焉。而先生爲巨儒。用是爲天子争臣。尙書郎。國子博士。給事中。皇太子侍讀。皆得其道。刺二州守。人知仁。永貞年。侍東宮。言其所學。爲古君臣圖。以獻。而道達乎上。是歲。嗣天子踐祚。而理。尊優師儒。先生以疾。聞臨問。加禮。某月日。終於京師。某月日。葬於某郡某里。嗚呼先生。道之存也。以書不及。施於政。道之行也。以言不

て以て獻す。道上に達す。是歲嗣天子祚を踐んで理し、師儒を尊優す。先生疾を以て聞す。臨問して禮を加へらる。某の月日、京師に終ふ。某の月日、某郡某里に葬る。嗚呼先生、道の存するや、書を以てして政に施すに及ばず。道の行はるゝや、言を以てして其理を觀るに及ばず。門人世儒、是を以て働を増せり。將に葬らんとす、先生が能く聖人の書を文して、後世に通ずるを爲せるを以て、遂に相與に諡して文通先生と曰ふ。後若干紀に、其書を學ぶ者有り、其墓に過り、其道の由る所を哀み、乃ち石を作て、以て碣に表しき、

●春秋制作の本を得 ●大中至正、不偏不倚の道 ●天下公共の法 ●苞羅は包括する意、旁魄は膠輒に比して、廣く充ち盡る義。要するに其説のつむ所あまねく、及ぶ博きをいふ ●諸家、説に交互調劑すれども而も要は正の外に出でず ●台と借と ●憲宗皇帝 ●世の學徒 ●紀は年に同じ



及觀其理。門人世儒。是以增勸。將葬。以先生爲能文。聖人之書。通於後世。遂相與。曰。文通先生。後若干紀。有學其書者。過其墓。哀其道之所由。乃作石以表之。

先侍御史府君神道表

嗚呼。先君之墓。仲父殿中君誌焉。孤宗元不敢稱。道先德。然而無以昭於外者。用敢悉取。仲父之所陳。而繫其辭。刻之石表。先君諱。字某。六代鎮。字某。六代祖諱。後魏侍中平齊公。

嗚呼先君之墓。仲父殿中君誌之。孤宗元敢て先德を稱道せじ。然り而して以て外に昭かにする者無し。用つて敢て悉く仲父の陳する所を取つて、其辭を繫いで、茲を石表に刻す。先君諱は鎮、字は某、六代の祖諱は慶、後魏の侍中平齊公なり。五代の祖諱は且、周の中書侍郎濟陰公なり。高祖諱は楷、隋のとき齊房蘭廓の四州に刺たり。曾伯祖諱は爽、字は子燕、唐の中書令たり。曾祖諱は子夏、徐州の長史たり。祖諱は從裕、滄州清地の令たり。皇考諱は察躬、湖州德清の令たり。世德廉孝にして、河澗に颺り、士の家風を稱する者歸す。先君の道、詩の羣、書の政、易の直方大、春秋の懲勸を得て、以て内に植る

て、外に文り、聲を當時に垂れき。天寶の末、經術に高第す。亂に遇ひ、徳清君夫人を奉じて、家書を載せ、王屋山に隠れ、閑行して以て食を求め、深處して以て業を修め、避暑の賦を作れり。

- 父楷諱 殿中侍御史の職に在りし叔父なり、名未詳
- 孤は父を喪へる者の稱
- 文辭を附記して
- 河水の澗(水通)に名譽高かりき。柳氏は世々河東に家せしを以て河澗といふ也
- 第一の譽を歸す
- 詩は以て取すべく、書は先王の事を記し、春秋は勸懲の義あり、直方大は易の坤卦の爻辭也
- 經術を以て登第す
- 私かに出て行きての意

五代祖諱且。周中書侍郎濟陰公。高祖諱楷。隋刺齊房蘭廓四州。曾伯祖諱爽。字子燕。唐中書令。曾祖諱子夏。徐州長史。祖諱從裕。滄州清池令。皇考諱察躬。湖州德清令。世德廉孝。颺於河澗。士之稱家風者歸焉。先君之道。得詩之羣。書之政。易之直方大。春秋之懲勸。以植於内。而文於外。垂聲當時。天寶末。經術高第。遇亂。奉徳清君夫人。載家書。隱王屋山。閑行以求食。深處以修業。作避暑賦。

羣從弟子姓を合せて、春秋の左氏、易の王氏を講じ、術術として倦む無く、以て其憂を忘る。徳清君喜んで曰く、茲を世を遷れて悶る無しと謂ふと。亂、閑有るや、族を擧げて吳に如く、以て食を爲すこと無し。先君獨り驢に乗るに、僮

喜曰。故謂之避世無聞矣。亂有聞。舉族如吳。無以爲食。先君獨乘。無御。以出求仁者。冀以給食。嘗經山開。水卒至。流抵大壑。得無。被。以行。無。觀者哀悼而致禮加焉。季王父六合君。許。貴。臣。死於。吏舍。猶。其。狀。先君改服。徒行。蓋。四千里。告於上。由是貸其間。既而以爲。天子平大難。發大號。且致太平。人懼兵戎。農去耒耜。宜下

御無し。以て出で、仁者を求め、以て食を給せんことを冀ふ。嘗く山間を経て、水卒に至るや、流れて大壑に抵り、以て苦む無きを得て、濡塗を被つて以て行くに、糧容無かりき。觀る者哀悼して禮を致すこと加はる。季王父六合君、貴臣に忤つて、吏舎に死す。猶其狀を鞠す。先君服を改めて徒行し、四千里を逾えて、上に告す。是に山つて其間を貸さる。既にして以爲らく、天子大難を平け、大號を發し、且に太平を致さんとす。人兵戎に懼り、農耒耜を去つ。宜しく時を以て太學を興し、耦耕を勸むべしと。三老五更の議と籍田の書とを作り、齋沐して以て獻す。道用ひらるゝを果さす。

● 于孫 ● 王朔の註せる易 ● 樂む貌 ● 食を得べき道なし ● 濡れ塗れたる處其地を去る ● 氣の再にも思ひ哀れむ ● 大伯父、六合君は名字未詳 ● 死後なほ其前狀を推測尋問せんとす ● 推問することを取らる ● 齊宗安史の亂を平ぐ ● 大詔 ● 並び耕すこと ● 耆老の禮なり、三公の老を三老とし、卿大夫の老を五更とす ● 天子自ら耕すの禮

以時興太學。勸耦耕。作三老五更。議籍田。書齋沐。以獻。道不果用。

授左衛率府兵曹參軍。尚父汾陽王居朔方。備禮延望。授左金吾衛倉曹參軍。爲前度推官。專掌書奏。進大理評事。以爲刑法者。軍旅之植幹。斥候者。邊鄙之視聽。不可不具。作晉文公三罪議。守滂論。議事確。有勢不能容。表爲晉州錄

左衛率府兵曹參軍を授けらる。尚父汾陽王朔方に居り、禮を備へて延望す。左金吾衛倉曹參軍を授けられ、節度の推官と爲り、専ら書奏を掌り、大理評事に進む。以爲らく刑法は軍旅の植幹、斥候は邊鄙の視聽なり、以て具へずんばあるべからずと。晉の文公の三罪議と、守邊論とを作る。事を議ること確直、勢容るる能はず。表して晉州の録事參軍と爲す。晉の守は故將なり、文少うして悍に、殺戮を酣嗜し、吏敢て之と争ふもの莫し。先君獨り抗するに理を以てす。辜無くして將に死せんとするには、常に身を以て箝箠を扞ぎ、拒んで命を受けず。守大いに怒り、几を投じ、簀を折る、而も以て辱ふこと無し。以爲らく下より上を繩す、其勢將に殆からんとすと。泉端き木摧くるの詩を作る。終に直を秉つて以て恥に免れき。長安の主簿に調せらる。德清君の喪に居り、哀過ぐる有つて、



鷹鷲詩。居三年。醜類就。感。拜。侍御史。制。書曰。守正爲心。疾惡不懼。先君捧以流涕曰。吾惟一子。愛甚。方下。去至。藍田。決。曰。吾目無涕。今而不。知。衣。之。濡。也。抑。有。當。我。哉。作。喜。舞。之。歌。副。職。持。憲。以。正。經。紀。貞。元。九。年。

宗元得進士。第。上。問。有。司。曰。得。無。以。朝。士。子。冒。進。者。乎。有。司。以。聞。上。曰。是。故。抗。奸。臣。賣。參。者。耶。吾。知。其。不。爲。求。舉。矣。是。歲。五。月。十。七。日。終。於。仁。里。第。享。年。五。十五。七。月。某。日。葬。於。萬。年。縣。樓。鳳。原。後。十。一。年。宗。元。由。御。史。爲。尚。書。郎。大。子。行。慶。於。下。申。命。崇。贈。而。有。司。草。創。頗。緩。會。宗。元。得。罪。遂。廢。不。行。

曰く、是故に奸臣賣參に抗れる者か、吾其の子の爲に舉を求めざるを知れりと。是の歳五月十七日、親仁里の第に終はる、享年五十五。七月某日、萬年縣の樓鳳原に葬る。後十一年、宗元御史より尚書郎と爲る。天子慶を下に行ひ、申ねて崇贈を命ず。而も有司の草創頗ぶる緩なり。宗元が罪を得るに會して、遂に寢めて行はれず。

- 侍御史の本官 ● 宰相兼掌、御史參議保と親近し、正十職實が相を護ひ以て私の仇に報いんとせり ● 竟を受くる者撃つて上聞する鼓也 ● 給事中・中書舍人・殿中侍御史 ● 公平に裁許す ● 御史大夫も私意によりて依違を申入れず ● 次第を封書に認めて獻呈し指彈を天子に仰ぐ ● 奸黨の爲に認告せらる ● 辭合書 ● 今日覺えず滌淚衣袖をうるはす ● 制書の後に當らざるをいふ諱辭ならん ● 職を完うし法を守る ● 政務を正す ● 名を實し父の威によりて進む ● 父慶付なり孫ぞ子の爲に溺れんと也 ● 朝廷慶あり下民に之を願つ ● 革案調査

太夫人范陽盧氏。某官某之女。實有全德。爲九族宗師。用柔明勤儉。以行其志。用圖史箴誡。以施其教。故二女之歸。他姓。咸爲表式。太夫人既授封河東縣太君。會册太上皇后。於興慶宮。既乃宗元貶秩。爲永州司馬。奉侍溫清。未嘗見憂。元和元年五月十五日終。

太夫人范陽の盧氏、某官某の女、實に全徳有り、九族の宗師と爲り、柔明勤儉を用つて、以て其志を行ひ、圖史箴誡を用つて、以て其教を施す。故に二女の他姓に歸ぐや、咸く表式たり。太夫人既に河東縣の太君に授封せられ、太上皇后を興慶宮に冊するに會す。既にして乃ち宗元貶秩せられ、永州の司馬と爲り、奉侍溫清に、未だ嘗て憂を見ず。元和元年五月十五日、州の佛寺に終る、享年六十八。嗚呼、宗元先君の教を謹まず、以て大禍に陷る。幸にして死を緩うするも、既に先君の寵贈を成すこと克はず、又以て太夫人の飲食を寧んすることなし。天殛薦りに酷にして、名刑書に在り、手に玄堂を開いて、以て附を奉安するを得ず。罪惡益々大に、世容るゝ所無し。尚嗣續を願うて、敢て死に即かず、氣息を支繼して、以て邦刑を嚴にす。大いに祭祀の主無くして、以て盛徳を忝しむるを懼る。敢て特牲を用つて、昭に神道に告げ、萬里に號叫して、以て其辭を畢ふと云ふ。

於二州之佛寺。享年六十八。嗚呼。宗元不謹先君之教。以昭大綱。幸而緩於死。既不克成先君之寵。又無以寧太夫人之飲食。大殮薦酷。名在刑書。不得下手。開玄堂。以奉安附罪惡。益大。世無所容。尙願嗣續。不敢即死。支二級氣息。以嚴二邦刑。大懼三祭祀之無主。以忝二盛德。敢用二牲牲。昭告二神道。號二叫萬里。以畢二其辭。云。

● 劉族中の師法 ● 書讀女の訓 ● 崔蘭と崔蓮とに縁す ● 御側に奉仕すること、夏は涼しくし冬は温にす。「遺清」正しくは「遺清」に作る、禮記に「凡ソ人ノ子タルノ禮ハ冬ハ温ニシテ夏ハ清」 ● 死に解る事だけに見る、を得たれども ● 天罰しきりに殺しくして、名は罪人の籍にあり ● 玄堂は墳墓也、廟は祖先に合祭する事 ● 宗元子なし ● 羊一匹 ● 墓前

段太尉逸事狀

太尉始爲涇州刺史。時汾陽王以副元帥居蒲。王子晞爲尙書。領行營節度使。寓軍邠州。縱士卒無賴。邠

太尉始め涇州の刺史たり、時に汾陽王副元帥を以て蒲に居り、王の子晞、尙書と爲つて、行營節度使を領し、軍に邠州に寓し、士卒を縱にして無賴なり。邠人の偷嗜暴惡なる者、率ね晞を以て名を軍伍の中に竄し、則ち志を肆にするも、吏問ふことを得ず。日に羣行して市に丐取し、嗾らすんば輒ち奮撃して人の手足を折り、釜鬲瓿盎を推して、道上に盈て、臂を把つて徐に去り、孕婦人を

人偷嗜暴惡者。率以貨賣。名軍伍中。則肆志。吏不得問。日羣行丐取于市。不矜輒奮擊折人手足。推釜鬲。把臂徐去。至撞殺孕婦人。邠寧節度使白孝德。以王故。咸不敢言。太尉自州以狀白府。願討事。至則曰。天子以生人一分公理。公見三人被鈇害。因恬

撞殺するに至る。邠寧の節度使白孝德、王の故を以て、戚ふれども敢て言はず。太尉州より狀を以て府に白し、事を討らんことを願ふ。至れば則ち曰く、天子生人を以て公に分つて理せしむるに、公人の暴害せらるゝを見て、因つて恬然たらば、且に大いに亂れんとす、若何と。孝德曰く、願はくは教を奉ぜんと。太尉曰く、某涇州を爲むる、甚だ適にして事少し。今人の寇無くして暴死し、以て天子の邊事を亂るに忍びず、公誠に都虞候を以て某に命ぜば、能く公の爲に亂を已めて、公の人をして害を得ざらしめんと。孝德曰く、幸甚ならんと。太尉の請の如くす。既に署すること一月、晞が軍士十七人、市に入つて酒を取り、又刃を以て酒翁を刺し、醜器を壞る。酒溝中に流る。太尉卒を列ねて十七人を取へ、皆頭を斷つて梁上に注げ、市門の外に植つ。晞が一營大いに謀きて盡く甲す。

● 段秀實字は成公、太尉と號り思烈と諱す ● 郭子儀 ● 出張して假寓す ● 士卒の亂暴を働くにまかせ、少しも取締らず ● 晞を殺せし人々 ● 略して自己の名を軍書中に書き入る ● ねだり取らぬ ● 釜鬲瓿盎の類を打碎きて道ばたに一杯は捨て ● はらみ女 ● 郭子儀を憐る ● 君之を如何せんとするか

然。且大亂。若何。孝德曰。願奉教。太尉曰。某爲涇州。甚適少事。今不忍三人無寇暴死。以亂天子邊事。公誠以部虞侯命某者。能爲公已亂。使公之人不不得害。孝德曰。幸甚。如太尉請。既署一月。晞軍士十七人。入市取酒。又以刃刺酒翁。壞醴器。酒流溝中。太尉列卒取二十七人。皆斬頭。注槊上。植市門外。晞一營大譟。盡甲。

孝德震恐。召太尉曰。將奈何。太尉曰。無傷也。請辭於軍。孝德使數十人從太尉。太尉盡辭去。解佩刀。選老輩者一人。持馬。至晞門下。甲者出。太尉笑且入曰。殺

好き分別あらば教示せられよ 開帳多くして 府軍人の名籍調帳を掌る役 君が治下の人民 都軍の官に任命す 酒店の主人 長き矛上に鳥首す

孝德震恐し、太尉を召して曰く、將に奈何せんとすると。太尉曰く、傷むこと無かれ、請ふ軍に辭せんと。孝德數十人をして太尉に従はしむるに、太尉盡く辭し去り、佩刀を解き、老輩なる者一人を選んで、馬を持せしめて晞が門下に至る。甲者出づ。太尉笑ひ且つ入りて曰く、一老卒を殺すに、何ぞ甲せんや。吾、吾頭を戴せて來れりと。甲者愕く。因り論して曰く、尙書固より若が屬に負かんや、副元帥固より若が屬に負かんや。奈何ぞ以て郭氏を亂收せんと欲する。爲に尙書に白せ、出で、我言を聴けと。晞出で、太尉を見る。太尉曰く、副元帥の勳

一老卒何甲也。吾賊吾頭來矣。甲者愕。因論曰。尙書固負若屬耶。副元帥固負若屬耶。奈何欲以亂收郭氏。爲白尙書。出聽我言。晞出見太尉。太尉曰。副元帥勳塞天地。當務始終。今尙書志卒爲暴。暴且亂。亂天子邊。欲誰歸罪。罪且及副元帥。今鄙人惡子弟。以貨竄名軍籍中。殺害一人。如是。不止。幾日。不。大亂。由尙書一出。人

は天地に塞る。當に始終を務むべし。今尙書卒を恣にして暴を爲す。暴にして且つ亂る。天子の邊を亂らば、誰にか罪を歸せんと欲する。罪且に副元帥に及ばんとす。今鄙人の惡子弟、貨を以て名を軍籍の中に竄し、人を殺害す。是の如くにして止まずんば、幾日が大いに亂れざらん。大亂尙書より出でば、人皆曰はん、尙書副元帥を倚んで、士を載めずと。然らば則ち郭氏の功名、其與に積せん者幾何ぞやと。言未だ畢らざるに、晞再拜して曰く、公幸に晞に教ふるに道を以てす、恩甚だ大なり。願くは軍を奉じて以て従はんと。願みて左右を叱して曰く、皆甲を解き、散じて火伍の中に還れ、敢て譁しからん者は死せんと。

● 年老いて足の花しくびつこなる者 ● 引かせて ● 我が顔を載せて来た、斬るならは勝手 ● 斬るに任せるとの意ならん ● 郭氏 ● 郭子儀 ● 既に始あり、さればよく終を完うせんこと力むべき也 ● 晞日も解ざるうち大下大いに亂れんと也 ● 父副元帥の威を恃みて ● 世に種をんずの ● 晞の兵制五人を伍とし十人を火とす。隊伍へ取れと也 ● 喧嘩する者は死に處せん

皆曰。尙書倚副元帥不戰士。然則郭氏功名。其與存者幾何。言未畢。晡再拜曰。公幸教。晡以道。恩甚大。願奉軍以從。顯叱左右曰。皆解甲。散還火伍中。敢譁者死。

太尉曰。吾未嘗食。請假設草具。既食曰。吾疾作。願留宿門下。命持馬者去。且日來。還臥軍中。晡不解衣。戒候卒擊柝。衛太尉。且俱至。孝德所。謝不能。請改過。邠州。由是無禍。先是。太尉在涇州。爲營田官。涇大將焦令謀。取人田。

太尉曰く、吾未だ嘗食せず、請ふ假に草具を設けよと。既に食して曰く、吾疾作れり、願くは門下に留宿せんと。馬を持する者に命ずらく、去つて旦日に來れど。還つて軍中に臥するに、晡、衣を解かず、候卒を戒め、柝を撃つて太尉を衛る。且に俱に孝德の所に至り、不能を謝し、過を改めんと請へり。邠州は山つて禍無し。是より先き、太尉涇州に在つて、營田の官たり。涇の大將焦令謀、人の田を取つて、自ら占むること數十頃。農に給與して曰く、且つ熱せば我に半を歸れと。是の歳大いに旱し、野に草無し。農以て謀に告ぐ。謀曰く、我入數を知るのみ、早を知らずと。督責益々急なり、且に飢死せんとするも、以て償ふこと無し。即ち太尉に告ぐ。太尉の判狀辭甚だ異なり、人をして來つて誰に論さしむるに、謀盛怒し、農者を召して曰く、我段某を畏れんや、何ぞ敢て我を言ふかと。判を取つて背上に鋪き、大杖を以て撃つこと二十、死に垂んとす。與して庭中に来るに、太尉大いに泣いて曰く、乃ち我汝を困ましむと。即ち自ら水を取つて血を洗去し、裳を裂いて瘡に衣せ、手づから善藥を注ぎ、且夕自ら農者に晡し、然る後に食ひ、騎馬を取つて賣り、穀を市うて代償し、知る勿からしめき。

- 夕食 ● 粗末なる料理 ● 明早 ● 夜廻りの者 ● 百飯を頓とす ● 上り高 ● 租を償ひ得ざるなり ● 營田官として判決ハを與へしが、其辭甚だ温順なりきと也 ● 何故あつて予の事を段に告げしか
- 判決ハを取つて其の農者の背の上に敷き ● 太尉の庭中 ● 汝を罰む日にはあはしたるは我がしわざ也
- 乘馬を賣つて穀を買ひ之を以て租納を償はしむ

自占數十頃。給與農曰。且熱歸我半。是歲大旱。野無草。農以告謀。謀曰。我知入數而已。不知早也。督責益急。且飢死無以償。即告太尉。太尉判狀辭甚異。使人來諭。謀盛怒。召農者曰。我畏段某。何敢言我。取判鋪背上。以大杖擊二十。垂死。與來庭中。太尉大泣曰。乃我困汝。即自取水洗去血。裂裳衣瘡。手注善藥。且夕自晡農者。然後食。取騎馬賣。市穀代償。使勿知。

淮西軍帥 淮西軍の帥尹少榮は、剛直の士なり。入りて謀を見て大いに罵つて曰く、汝

尹少榮。剛直士也。入見。謀大罵曰。汝誠人耶。涇州野如。緒。人且飢死。而必得穀。又用大杖。擊無罪者。段公。仁信大人也。而汝不知敬。今段公唯一馬。賤賣市穀。入汝。汝又取不聽。凡爲人。傲天災。犯大罪。擊無罪者。又取仁者穀。使主人出無馬。汝將何以對天地。尚不媿奴隸耶。誰雖暴抗。然聞言則大媿。流汗不能食。曰。我終不可見段公。一夕自恨死。

誠に人なりや。涇州の野は緒の如く、人々且に飢死せんとす。而るに必ず穀を得んとし、又大杖を用つて罪無き者を撃てり。段公は仁信の大人なり、而るに汝敬することを知らず。今段公は唯一馬のみなるを、賤賣して穀を市うて汝に入れたり。汝又取つて恥ぢず。凡そ人と爲つて天災に傲り、大人を犯し、罪無き者を撃ち、又仁者の穀を取り、主人をして出づるに馬無からしむ。汝將に何を以て天地に對せんとするか。尚奴隸に媿ぢざるかと。謀暴抗なりと雖も、然れども言を聞いて則ち大いに媿ぢ、汗を流して食する能はず、曰く我終に以て段公を見るべからずと。一夕自ら恨死せんとす。

● 夫土。早して背草の枯れ果てたるをいふ ● 安く賣出す ● 天災は飢饉を指して我輩を指しうす ● 身の邊を恨みて死せんばかりになりしと也

及太尉自涇州。以司農徵。戒其族。過岐。朱泚幸致貨幣。慎勿納。及過。泚固致。太尉壼韋。堅拒不得命。至都。太尉怒曰。果不用吾言。晤謝曰。處賤無以拒也。太尉曰。然終不以在吾第。以加司農治事。堂樓之梁木。上泚反。太尉終吏以告。史取視其故。

太尉が涇州より司農を以て徵さるゝに及んで、其族を戒むらく、岐を過ぐるとき、朱泚貨幣を致さんことを幸ふとも、慎んで納るゝ勿れと。過ぐるに及んで、泚固く大壼三百疋を致す。太尉の壼韋晤、堅拒すれども命を得ず。都に至れば、太尉怒つて曰く、果して吾言を用ひずと。晤謝して曰く、賤に處れば以て拒む無きなりと。太尉曰く然りと。終に以て吾第に在らしめず、以て司農の治事堂に如き、之を梁木の上に棲く。泚反し、太尉終はる。吏以て史に告ぐ。史取つて視るに、其故の封識具に存せり。元和九年月日、永州の司馬員外置同正員外宗元、謹んで史館に上る。今の太尉の大節を稱する者は、出入以爲らく武人なり、一時奮つて死を憾ららず、以て名を天下に取れりと。太尉の立つ所是の如きものあるを知らざるなり。宗元嘗て岐周邠豳の間に出入し、眞定を過ぎ、北のかた馬嶺に上り、亭鄠堡戍を歴て、竊に好んで老校退卒に問ふに、能く其事を言ふらく、太尉の人と爲り、媿々として常に首を低れ、手を拱きて行歩す。言氣卑弱にして、



封識具存。元和九年。月。日。永州司馬員外置同正員。外宗元。謹上。史館。今之稱。太尉大節。者。出入以爲武人。一時奮不慮死。以取。名。天下。不知。太尉之所。立。如。是。宗元嘗出。入。岐。周。郿。縣。間。過。真。定。北。上。馬。嶺。歷。亭。鄧。堡。成。窟。好。問。老。設。退。卒。能。言。其。事。太。尉。爲。人。姁。姁。常。低。首。拱。手。行。步。言。氣。卑。弱。未。嘗。以。色。待。物。人。視。之。備。者。也。遇。不。可。必。過。其。志。決。非。偶。然。者。會。州。刺。史。崔。公。來。言。信。行。直。備。得。太。尉。遺。事。覆。校。無。疑。或。恐。尙。逸。舉。未。集。太。史。氏。敢。以。狀。私。於。執。事。謹。狀。

未だ嘗て色を以て物を待せず。人之を視るに、儒者のみ。不可なるに遇へば、必ず其志を達す。決して偶然なる者に非ずと。州の刺史崔公の來るに會す、言信に直行なり。備に太尉の遺事を得て、覆校するに疑無し。或は尙逸墜して未だ太史氏に集まらざるを恐れ、敢て狀を以て執事に私す。謹んで狀す。

● 司農卿 ● 岐州は鳳翔府 ● 什幣を贈らんことを請ふとも ● 聽かれざるなり ● 官位卑賤相絶し難し ● 一飯に及べり ● 大段を自分の邸に置かずして治事室に運ぶなり ● 秀實は世の手に殺されたる也 ● 最初崔が封印せし體なりしなり ● 説に出入ありと雖も、其大要は秀實一人一時の意欲によりて死し名を後世に垂れたりとなす ● 平生の志節 ● 崔公要書成は強敵陳屋の類をいふ ● 退職士官や除兵 ● 柔相の説 ● 顏色を變じ難きして物に殺する等の事なし ● 心に合はぬ事に遇へば必ず勇往して志を呈す ● 再三反覆して調査す ● 私に獻呈す

梓人傳

裴封叔之第。在光德里。有二梓人。一欸其門。願下備。二欸字。而處焉。所。職。尋引規矩繩墨。家不居。器。新之。器。則。其。能。曰。吾。善。度。材。視。種。字。之。制。高深。圓。方。短長。之。宜。吾。指。使。而。羣。工。役。焉。捨。我。衆。莫。能。就。一。字。故。食。於。官。府。吾。

裴封叔の第は光德里に在り。梓人有りて其門に欸り、陳字に備して處らんことを願ふ。職とする所は尋引規矩繩墨のみ、家に斲斷の器を居かず。其能を問へば、曰く吾善く材を度る、棟宇の制、高深圓方短長の宜しきを視て、吾指使して羣工を役するに、我を捨て、衆能く一字をも就す莫し。故に官府に食めば、吾祿を受くること三倍、私家に作すれば、吾其直を收むること大半なりと。他日其室に入るに、其牀足を闕けども、而も理する能はず。曰く將に他の工を求めんとすと。余甚だ之を笑ふ。其無能にして祿を貪り、貨を嗜む者と謂へばなり。其後京兆尹將に官署を飾らんとす。余往いて過ぐるに、羣材を委み、衆工を會め、或は斧斤を執り、或は刀鋸を執り、皆環立して之に嚮ふに、梓人左に杖を持し、右に杖を執つて中に處り、棟宇の任を量り、木の能を視て、其杖を舉

受<sub>レ</sub>祿三倍。作<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>私家<sub>一</sub>。吾收<sub>二</sub>其直<sub>一</sub>大半焉。他日入<sub>二</sub>其室<sub>一</sub>。其林闕<sub>レ</sub>足而<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>理。曰。將<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>他工<sub>一</sub>。余甚笑<sub>レ</sub>之。謂<sub>二</sub>其無能<sub>一</sub>而貪<sub>レ</sub>祿嗜<sub>レ</sub>貨者。其後京兆尹將<sub>レ</sub>飾<sub>二</sub>官署<sub>一</sub>。余往過焉。委<sub>二</sub>羣材<sub>一</sub>。會<sub>二</sub>衆工<sub>一</sub>。或執<sub>二</sub>刀鋸<sub>一</sub>。皆環立<sub>レ</sub>。擗<sub>レ</sub>之。梓人左持<sub>レ</sub>引。右執<sub>レ</sub>杖而中處焉。量<sub>二</sub>棟宇<sub>一</sub>之任。視<sub>二</sub>木之能<sub>一</sub>。舉<sub>二</sub>揮其杖<sub>一</sub>曰。斧。彼執<sub>レ</sub>斧者奔而右。顧而指<sub>レ</sub>曰。鋸。彼執<sub>レ</sub>鋸者趨而左。俄而斤者斲。刀者削。皆視<sub>二</sub>其色<sub>一</sub>。俟<sub>レ</sub>其言。莫<sub>レ</sub>敢自斷者。其不勝<sub>レ</sub>任者。怒而退<sub>レ</sub>之。亦莫<sub>レ</sub>敢愠<sub>レ</sub>。

揮して曰く斧せよと。彼斧を執る者奔つて右す。顧みて指して曰く鋸せよと。彼鋸を執る者趨つて左す。俄にして斤者は斲り、刀者は削る。皆其色を視、其言を俟ち、敢て自ら斷ずる者莫し。其任に勝へざる者は、怒つて之を退くるに、亦敢て愠ること莫し。宮を堵に畫くこと、盈尺にして曲に其制を盡し、其毫釐を計つて大廈を構ふるに、進退無し。既に成るや、上棟に書して曰く、某年某月某日某建つと。則ち其姓氏のみ。凡そ用を執るの工は列に在らざるなり。余圍視して大いに駭き、然して後に其術の工大なるを知りぬ。

- 宗元の師の夫妻理
- 大工の棟梁
- 空家を借る
- 等は八尺、引は十尺、共にものさし。規矩は方圓を作り、繩墨は平直を作る
- 懸は砥石、斲は斧斤の類
- 個人の家
- ものさし
- 木材の適否を視る
- 斤を持つ者
- 梓人の顔色を伺ひて指揮を持つ
- 役に立たざるは梓人之を退く
- 宮室の體形を垣根に描く
- のびちまみ
- 梓人の姓氏
- めぐり視る

焉。蓋<sub>二</sub>宮於<sub>レ</sub>堵<sub>一</sub>。盈尺而曲盡<sub>二</sub>其制<sub>一</sub>。計<sub>二</sub>其毫釐<sub>一</sub>而構<sub>二</sub>大廈<sub>一</sub>。無<sub>二</sub>進退<sub>一</sub>焉。既成。書<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>上棟<sub>一</sub>曰。某年某月某日某建。則其姓氏也。凡執<sub>レ</sub>用之工不在<sub>レ</sub>列。余圍視<sub>二</sub>大駭<sub>一</sub>。然後知<sub>二</sub>其術之工大<sub>一</sub>矣。

繼いで歎じて曰く、彼將に其手藝を捨て、其心智を專にして、能く體要を知らんとする者か。吾聞く、心を勞する者は人を役し、力を勞する者は人に役せらる。彼はそれ心を勞する者か。能者は用ひられて、智者は謀る。彼はそれ智者なるか。是天子を佐けて天下に相たるの法と爲すに足れり。物此より近きは莫しと。彼の天下を爲むる者は、人に本づけり。其役を執る者は徒隸たり、郷帥里胥たり。其上は下士たり、又其上は中士たり、上士たり。又其上は大夫たり、卿たり、公たり。離れて六職となり、判れて百役と爲り、外四海に薄るまで、方伯連率有り。郡に守有り、邑に宰有り。皆政を佐くるところあり。其下に胥吏有り、又其下に皆齒夫版尹有り、以て役に就くこと、猶衆工の各々伎を執つて以て力に食む有るが如きなり。彼の天子を佐けて天下に相たる者は、舉げて加へ、指して



相之才也。士或談殷周之理者。曰伊傅周召。其百執事之勤勞。而不得紀焉。猶梓人自名其功。而執用者不列也。大哉相乎。道是道一者。所謂相而已矣。其不知體要者。反此以格勤爲公。以簿書爲尊。街能矜名。親小勞。使衆官竊六職百役之事。听於三府庭。而遺其大者遠者焉。所謂不通是道者也。猶梓人而不知繩墨之曲直。規矩之方圓。尋引之短長。姑奪衆工之斧斤刀鋸。以佐其藝。又不能備其工。以至中敗績用。而無所成也。不亦謬歟。或曰。彼主爲室者。倘或發其私智。牽制梓人之慮。奪其世守。而道謀是用。雖不能成功。豈其罪耶。亦在任之而已。

短長を知らずして、姑く衆工の斧斤刀鋸を奪つて、以て其藝を佐け、又其工を備ふる能はずして、以て續用を敗りて成る所無きに至るがごときなり。亦謬らざるや。或ひと曰く、彼の主として室を爲る者、倘し或は其私智を發し、梓人の慮を牽制し、其世守を奪つて、道謀是用ひば、功を成す能はずと雖も、豈それ罪ならんや、亦之に任ずるに在らんのみと。

● 用に同じ ● 感謝するに値せずと思はしむるなり ● 衆官の職分に干渉せず ● 大體綱要 ● 伊尹傅説・周公・召公 ● 眞の宰相 ● 謹み勤むる事 ● 英語の貌、又辯争の貌 ● 失敗して成功する所無し ● 更調して其考ふる所を行はしめず ● 更世の職分を奪つて路人の意見をのみ用ふ。道謀の語は、詩經に「彼ノ室ヲ築クニ道ニ謀ルガ如シ」とあるに基く ● 梓人の罪に非ず

# 欠

# 欠

言。市人以其  
異。皆笑之。曰。  
清蚩妄人也。

或曰。清其有  
道者歟。清聞  
之曰。清逐利  
以活妻子耳。  
非有道也。然  
謂我蚩妄者  
亦謬。清居樂  
於戶。雖不能  
立報。而以除  
敵。一不得直  
則佛然怒。再  
則罵而仇耳。  
彼之爲利。不  
亦翦翦乎。吾  
見蚩之有在  
也。

清誠以是得  
大利。又不爲  
妄。執其道不  
廢。卒以富。求  
者益衆。其應  
益廣。或斥棄  
沉廢。視與交

一たび直を得ずんば、則ち佛然として怒り、再びすれば則ち罵つて仇とするの  
み。彼の利を爲すや、亦翦翦たらずや。吾蚩の在ることあるを見らんと。

- 貯へ積む ● 田舎 ● 優待して家に置く ● 之を己の治察に用ふれば ● 貴に同じ ● 爾猶と身創
- 儲蓄の謂文 ● 掃を了する能はざる者と見れば云々 ● 無智無思慮 ● 歌州の支配をなす大官となる
- 引續き門に出人す ● 續くする者 ● 以下一般市人の状を謂ふ ● 智慮短淺の貌 ● 余以外に

清誠に是を以て大利を得、又妄と爲さず。其道を執つて廢せず、卒に以て富め  
り。求むる者益々衆くして、其應益々廣し。或は斥棄沉廢して、親と交と之を視  
ること落然たる者は、清以て其人を遇することを怠らず、必ず善樂を與ふること  
故の如し。一旦柄用に復すれば、益々厚く報ず。清が其遠く利を取るものは、皆

親之落然者。清不以意遇其人。必與之善。藥如故。一旦復納用。益厚報。清其遠取利。皆類此。吾觀今之交。乎。人者。炎而附。寒而棄。鮮有能類清之爲者。世之言徒曰。市道交。嗚呼。清人也。今之交。有能望報如清之遠者乎。幸而庶幾。則天下之窮困廢辱。得不死亡者衆矣。市道交。豈可少耶。或曰。清非市道人一也。柳先生曰。清居市。不

此に類せり。吾今の人に交る者を觀るに、炎にして附き、寒にして棄て、能く清の爲に類する者有ること鮮し。世の言に徒に市道の交と曰ふ。嗚呼清は市人なり、今の交、能く報を望むこと清の遠なるが如き者有りや。幸にして庶幾せば、則ち天下の窮困廢辱、死亡せざるを得る者衆からん。市道の交、豈少とすべけんや。或は曰く、清は市道の人に非ざるなりと。柳先生曰く、清は市に居て市の道を爲さず。然り而して朝廷に居り、官府に居り、庠塾郷黨に居り、士大夫を以て自ら名づくる者、反つて争つて之を爲して已まず、悲しいかな。然らば則ち清は獨り市人に異なるのみに非ざるなりと。

● 世にしりぞけられれて沈み廢れ ● 眞戚朋友 ● 清貧たる處、うとくしくなるをいふ ● 悔び  
 種柄ある職に用ひらるゝに至れば其人は益々厚く清に報ゆ ● 位勢あるには附き精進せるをば業つ ● 商人流  
 の交際、利を以てする交際をいふ ● 今日世人の交情 ● 宋清に近き人あらば ● 輕視すべけんや ● 取  
 に市人に異なるのみならず實に在朝の顯官にも勝る人物なり

爲市之道。然而居朝廷。居官府。居庠塾鄉黨。以士大夫自名者。反争爲之不已。悲夫。然則清非獨異於市人一也。

童區寄傳

柳先生曰。越人少恩。生男女。必貨視之。自沒齒已上。父兄鬻賣。以製其利。不足則盜取他室。東縛鉗梏之。至有鬻鬻者。力不勝。皆風爲僮。當道相賊殺。以爲俗。幸得壯大。則縛取。么弱。者。

柳先生曰く、越人は恩少し、男女を生めば必ず之を貨視し、沒齒より已上、父兄鬻賣して以て其利を覘ひ、足らざれば則ち他家に盜取して、之れを束縛鉗梏す。鬻鬻有る者も、力勝たざれば皆屈して僮と爲るに至る。道に當つて相賊殺して以て俗と爲せり。苟も僮を得れば、爲す所を恣にして問はず、是を以て越つて己が利と爲す。苟も僮を得れば、爲す所を恣にして問はず、是を以て越中の戸口溢り耗して、自ら脱するを得ること少し。惟童區寄は、十一歳を以て勝てり、斯れ亦奇なり。桂部の從事杜周士、余が爲に之を言ふ。

● 恩愛の情少く冷酷なり ● 貨財を儲けたる如く見えず ● 小兒の齒の抜けかほる七八才の頃 ● 他家の  
 兒を盜取す ● 操樹(サルグツツ)の類 ● 鬻の生きたる大人にても力づくにて勝てる時は又屈辱してしもべ

漢官囚爲己利。苟得僮。恣所爲。不問。以是越中戶口滋耗。少得自脫。惟童區寄以二十一歲。勝斯亦奇矣。桂部從事杜周士。爲余言之。

に賣らるゝ者あり。鬻は屍骸也。路上に行過ひて互に格殺す。當路の官吏も亦容易に僮を得るを利とす。○ 鬻行を爲すに任せて構はず。○ 鬻物誘惑の手を免れ得る者少し。

童寄者。柳州。牧兒也。行。賊劫持反接。布囊其口去。逾四十里。之。虛所賣之。寄。僞兒啼恐慄。爲兒恆狀。賊。易之。對飲酒。醉。一人去爲。市。一人臥植。刃道上。童微伺其睡。以縛

童寄は柳州の牧の兒なり。行いて牧し且つ莩す。二豪賊劫持して反接し、其口を布囊して去り、四十里を逾え、虛所に之いて之を賣る。寄僞つて兒啼恐慄し、兒の恆の狀を爲す。賊之を易り、對して酒を飲んで醉へり。一人は去つて市を爲し、一人は臥して刃を道上に植つ。童微に其睡るを伺ひ、縛を以て刃に背して、力めて下上して絶つを得、因りて刃を取つて之を殺す。逃れて未だ遠きに及ばざるに、市する者還り、僮を得て大いに駭き、將に殺さんとす。童遽たゞしく曰く、兩郎の僮と爲らんより、一郎の僮と爲るに孰若ぞ、彼は我に恩せざりき、郎誠に完うして恩を與へられれば、不可なる所無けん。市する者良久しうして

背刃。力下上得絶。因取刃殺之。逃未及遠。市者還。得僮大駭。將殺。童遽曰。爲兩郎。孰若爲一郎。一耶。不我恩也。郎誠見完。與恩無所不可。市者良久計曰。與其殺之。是僮。孰若賣之。與其賣而分。孰若吾得專焉。幸而殺彼。甚善。即藏其尸。持僮抵主人所。愈東縛牢。

計つて曰く、其是の僮を殺さんよりは、之を賣るに孰若ぞや、其賣つて分たんよりは、吾專にするを得るに孰若ぞや。幸にして彼を殺せるは甚だ善しと。即ち其戸を藏め、僮を持して主人の所に抵り、愈々束縛する牢きこと甚し。夜半に童自ら轉じて、縛を以て爐火に即き、焼いて之を絶つ。手に瘡すと雖も憚る勿く、復刃を取つて市者を殺し、因つて大いに號ぶ。一虛皆驚く。童曰く、我は區氏の兒なり、僮と爲るに當らず。賊二人我を得しが、我幸に皆之を殺せり、願くは官に以聞せよと。虛史州に白す。州大府に白す。大府召して兒を視るに、幼愿のみ。刺史顔説之を奇とし、留めて小吏と爲す、肯かず。衣裳を與へて、吏をして護して之を郷に還らしむ。郷の劫縛を行ふ者、目を側て、敢て其門を過ぐる莫し。皆曰く、是の兒秦武陽より少きこと二歳、而して二豪を討殺せり、豈近づくべけんやと。

● 草刈牛飼 ● 劫し捕へてうしろ手に縛り鬻術を含まず ● 野の市場 ● 賣渡しの取引を爲すために出掛

甚。夜半童自轉以縛即二童火。燒絕之。雖拚手勿憚。復取刃殺市者。因大號。一虛

① こつキリと ② 鎌日を刃に當て力一杯上下に振りて切る ③ 逃行く所にぶつかりたる也 ④ 二人の一俵 ⑤ 恩恵を與へざりき ⑥ 君にしては予の命を助け恩恵を與へられば誠結納なる譯ならアヤ ⑦ 二人之を分つ ⑧ 縛せられたる機關盤裏に轉び入る ⑨ 火傷す ⑩ 賣らんとしたる賊 ⑪ 市中の者 ⑫ 増たるべき理由なし ⑬ 市場の役人 ⑭ 節度使の府 ⑮ 幼にして謹厚温和 ⑯ 秦武陽は戰國燕の勇士、年十三にして人を殺せること史記に出てたり

皆驚。童曰。我區氏兒也。不當爲僮。賊二人得我。我幸皆殺之矣。願以聞於官。虛吏白州。州自大府。大府召視兒。幼愿耳。刺史顔證奇之。留爲小吏。不肯。與衣裳。吏護還之。鄉之。行劫縛者。側目莫敢過其門。皆曰。是兒少秦武陽二歲。而討殺二豪。豈可近耶。

唐宋八家文讀本 上卷終

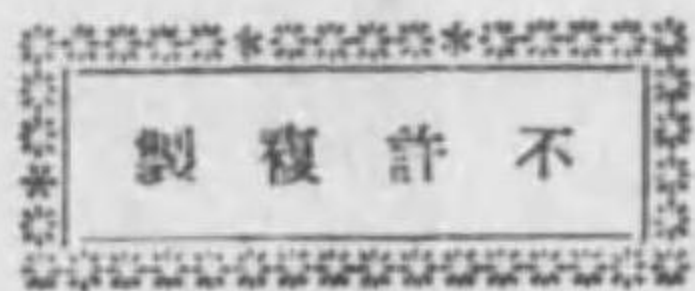
昭和三年九月七日印刷  
昭和三年九月十日發行  
漢文叢書 (非賣品)  
唐宋八大家文上

編輯者 塚本哲三  
東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

印刷者兼發行所 三浦捷一  
東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷所 有朋堂印刷所  
東京市神田區錦町三丁目九番地

發行所 有朋堂書店  
東京市神田區錦町一丁目十九番地



(本製山岡)



375  
42<

終

